

産 業 建 設 委 員 会

令和 7 年 3 月 7 日 (金)

10 時 ～ 時 分

全 員 協 議 会 室

【委 員】川上委員長、田畑副委員長

村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、大屋商工労働課長、
大谷産業振興課長、佐々木農林振興課長、力石観光交流課長、
大驛観光交流課副参事

(都市建設部) 倉本都市建設部長、皆尾維持管理課長、佐古建築住宅課長

(旭 支 所) 官澤産業建設課長

(金城支所) 市原金城支所長、河内産業建設課長

(弥栄支所) 新開弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】大下書記

議題

- 1 議案第 13 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 16 号 浜田市波佐地場産業技術研修センター条例を廃止する条例について
- 3 議案第 17 号 浜田市温泉事業条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 18 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 19 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 22 号 市道路線の廃止について (小国 17 号線外)
- 7 議案第 23 号 市道路線の認定について (小国 17 号線外)
- 8 所管事務調査
 - (1) 防護柵緊急対策事業の進捗状況について 【維持管理課】
 - (2) 日帰り入浴施設 (外湯) の平面図及び美肌観光について 【金城支所産業建設課】
 - (3) ふるさと体験村の現状について 【弥栄支所産業建設課】
- 9 執行部報告事項
 - (1) 浜田市企業立地にかかる議会報告や奨励金予算の確保について 【産業振興課】
 - (2) 島根パーク旭農場の火災の状況について 【農林振興課】
 - (3) 大阪・関西万博での石見神楽公演について 【観光交流課】
 - (4) 市道浜田 181 号線 (浜田橋) の通行止めについて 【維持管理課】
 - (5) 浜田市波佐地場産業技術研修センターの用途廃止について 【金城支所産業建設課】
 - (6) 特定地域づくり事業協同組合の設立について 【弥栄支所産業建設課】
 - (7) 弥栄農産物処理加工施設第 1 工場の譲渡について 【弥栄支所産業建設課】
 - (8) その他
 - (配布物)
 - ・漁業別水揚げについて 【水産振興課】
 - ・浜田漁港水揚げ資料 2024 年報 【水産振興課】
- 10 その他
- 11 議会による事務事業評価の実施事業選出について (委員間で協議)
- 12 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について (委員間で協議)

令和7年3月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（産業建設委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第13号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例	…	1ページ
議案第17号 浜田市温泉事業条例の一部を改正する条例	…	89ページ
議案第18号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例	…	90ページ
議案第19号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例	…	91ページ

現行	改正後（案）
（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（28）〔略〕 （29） 建築基準法（昭和25年法律第 別表第5のとおり 201号）第6条第1項の規定に基づく 建築物に関する確認申請_____ _____手数料 （30）〔略〕 （31） 建築基準法第88条第1項にお いて準用する同法第6条第1項の規定 に基づく工作物に関する確認申請__ _____ _____ 手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲 1件につき <u>8,050円</u> げる場合を除く。） イ 確認_____を受 1件につき <u>4,020円</u> けた工作物の計画の変更をして工 作物を築造する場合	（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（28）〔略〕 （29） 建築基準法（昭和25年法律第 別表第5のとおり 201号）第6条第1項の規定に基づく 建築物に関する確認申請<u>又は同法第 18条第2項の規定に基づく建築物に 関する通知に対する審査</u>手数料 （30）〔略〕 （31） 建築基準法第88条第1項にお いて準用する同法第6条第1項の規定 に基づく工作物に関する確認申請<u>又 は同法第88条第1項において準用す る同法第18条第2項の規定に基づく 工作物に関する通知に対する審査</u> 手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲 1件につき <u>17,700円</u> げる場合を除く。） イ 確認<u>又は通知に対する審査</u>を受 1件につき <u>11,100円</u> けた工作物の計画の変更をして工 作物を築造する場合

現行	改正後（案）
(32) 建築基準法第7条第1項の規定 別表第6のとおり に基づく建築物に関する完了検査申請_____ _____ _____ _____ _____ _____手数料 〔新設〕 〔新設〕	(32) 建築基準法第7条第1項の規定 別表第6のとおり に基づく建築物に関する完了検査申請 <u>（次号において「建築物に関する完了検査申請」という。）又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知（次号において「建築物に関する完了通知」という。）に対する検査</u>手数料 (32) の2 建築基準法第7条の3第1項 別表第6の2のとおり の規定に基づく中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する検査を受けた建築物に関する完了通知に対する検査手数料 (32) の3 建築基準法第7条の3第1項 別表第6の3のとおり の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する検査手数料
(33) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定 1件につき <u>9,050円</u> に基づく工作物に関する完了検査申請_____ _____	(33) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定 1件につき <u>30,000円</u> に基づく工作物に関する完了検査申請 <u>又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に</u>

現行	改正後（案）
_____手数料 〔新設〕 (34) 建築基準法第43条第2項第1号 1件につき 2万7,300 の規定に基づく建築物の敷地と道と 円 の関係の建築認定申請手数料 (35) ～ (43) 〔略〕 (44) 建築基準法第87条の3第6項の 1件につき 12万円 規定に基づく建築物の用途を変更し て興行場等として使用する場合の建 築許可申請手数料 〔新設〕	<u>基づく工作物に関する完了通知に 対する検査</u>手数料 (33) の2 建築基準法第7条の6第1項 1件につき 12万円 第1号若しくは第2号又は同法第18条 第38項第1号若しくは第2号（同法第 88条第1項において準用する場合を 含む。）の規定に基づく検査済証の 交付を受ける前における建築物等の 仮使用認定申請手数料 (34) 建築基準法第43条第2項第1号 1件につき 2万7,300 の規定に基づく建築物の敷地と道と 円 の関係の建築認定申請手数料 (35) ～ (43) 〔略〕 (44) 建築基準法第87条の3第6項の 1件につき 12万円 規定に基づく建築物の用途を変更し て興行場等として使用する場合の建 築許可申請手数料 (44) の2 建築基準法施行令（昭和 1件につき 2万7,300 25年政令第338号）第137条の12第6 円 項の規定に基づく建築物の敷地と道 路との関係に関する制限の適用除外 となる大規模の修繕又は大規模の模

現行	改正後（案）						
〔新設〕 (45) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（次号から第48号までの規定並びに別表第7及び別表第8において「建築等計画」という。）又は同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画（次号並びに別表第7及び別表第8において「維持保全計画」という。）の認定申請手数料（第47号に係るものを除く。） (46) ～ (52) 〔略〕 (53) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計	<table><tr><td colspan="3">様替の認定申請手数料</td></tr><tr><td>(44) の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料</td><td>1件につき</td><td>2万7,300円</td></tr></table> (45) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（次号から第48号までの規定並びに別表第7及び別表第8において「建築等計画」という。）又は同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画（次号並びに別表第7及び別表第8において「維持保全計画」という。）の認定申請手数料（第47号に係るものを除く。） (46) ～ (52) 〔略〕 (53) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計	様替の認定申請手数料			(44) の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料	1件につき	2万7,300円
様替の認定申請手数料							
(44) の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料	1件につき	2万7,300円					

現行	改正後（案）
画（次号から<u>第58号まで</u>及び別表第11から別表第15までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（次号から第56号まで及び<u>第58号並びに</u>別表第11から別表第14までにおいて「適合性判定」という。）手数料 (54) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第12条第2項</u>の規定による計画の変更の適合性判定手数料 別表第12のとおり (55) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第13条第2項</u>の規定による計画の適合性判定手数料 別表第13のとおり (56) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第13条第3項</u>の規定による計画の変更の適合性判定手数料 別表第14のとおり (57) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第11条</u>の規定による計画の変更が同令<u>第3</u>	画（次号から<u>第57号まで</u>及び別表第11から別表第15までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（次号から第56号まで及び_____別表第11から別表第14までにおいて「適合性判定」という。）手数料 (54) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第11条第2項</u>の規定による計画の変更の適合性判定手数料 別表第12のとおり (55) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第12条第2項</u>の規定による計画の適合性判定手数料 別表第13のとおり (56) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第12条第3項</u>の規定による計画の変更の適合性判定手数料 別表第14のとおり (57) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第13条</u>の規定による計画の変更が同令<u>第5</u>

現行	改正後（案）
条の軽微な変更（別表第15において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（別表第15において「書面の交付」という。）手数料 (58) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による計画の適合性判定（法第25条第1項若しくは第35条第8項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けた場合における建築基準法第7条第1項に基づく完了検査又は同法第18条第20項の通知に対する完了検査手数料 (59) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（次号及び第61号並びに別表第17及び別表第18において	条の軽微な変更（別表第15において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（別表第15において「書面の交付」という。）手数料 〔削る〕 (58) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（次号及び第60号並びに別表第16及び別表第17において

現行	改正後（案）
「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）	「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）
<u>(60)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第36条第1項</u>の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）	<u>(59)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第31条第1項</u>の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）
<u>(61)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第35条第2項</u>（同法<u>第36条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料 1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合において	<u>(60)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第30条第2項</u>（同法<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料 1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合において

現行	改正後（案）
は、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）を加算した額 〔新設〕	は、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）を加算した額 (61) 建築物のエネルギー消費性能 別表第18のとおり の向上等に関する法律施行規則第2 条の規定が適用される建築物（同条 第1項第2号若しくは第3号に該当す る建築物又は建築物のエネルギー消

現行	改正後（案）
(62) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による認定申請手数料	費性能の向上等に関する法律（以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）における建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査手数料 (62) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条の規定が適用される建築物で、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認若しくは同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条

現行	改正後（案）
(63) ～ (69) [略] (手数料の減免) 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第2条各号（第29号から第33号まで及び第55号から第58号まで）に規定する手数料を除く。）に規定する手数料を免除する。 (1) ～ (4) [略] 2 前項に定めるもののほか、第2条第29号及び第31号から第33号までに規定する手数料について、別に規則で定める場合においては、その額を2分の1に減額する。 別表第5（第2条関係） 建築物に関する確認申請_____手数料	第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）における、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了通知に対する検査手数料 (63) ～ (69) [略] (手数料の減免) 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第2条各号（第29号から第33号の2まで、第55号から第57号まで、第61号及び第62号）に規定する手数料を除く。）に規定する手数料を免除する。 (1) ～ (4) [略] 2 前項に定めるもののほか、第2条第29号、第31号から第33号まで、第61号及び第62号に規定する手数料について、別に規則で定める場合においては、その額を2分の1に減額する。 別表第5（第2条関係） 建築物に関する確認申請又は通知に対する審査手数料

現行			改正後（案）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
床面積の合計が30㎡以内のもの	1件	<u>5,030円</u>	床面積の合計が30㎡以内のもの	1件	<u>8,600円</u>
床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	1件	<u>9,050円</u>	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	1件	<u>15,600円</u>
床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	<u>14,000円</u>	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	<u>24,700円</u>
床面積の合計が200㎡を超え500㎡以内のもの	1件	19,000円	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	1件	26,900円
			床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内のもの	1件	35,500円
床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件	<u>34,100円</u>	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件	<u>63,700円</u>
床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件	48,200円	床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	1件	107,000円
床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件	140,000円			
床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	1件	240,000円			

現行			改正後（案）		
床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	1件	462,000円			
備考　〔略〕 ア　建築物を建築する場合（<u>イ及びウに掲げる場合</u>_____を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合_____　当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ　建築物を移転する場合　当該移転に係る部分の床面積の2分の1_____ 〔新設〕			備考　〔略〕 ア　建築物を建築する場合（<u>イに掲げる場合及び移転する場合</u>を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（<u>移転する場合を除く。</u>）　当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ　建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1 エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合　当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
建築物に関する完了検査申請_____手数料			建築物に関する完了検査申請 又は完了通知に対する検査 手数料		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
床面積の合計が30㎡以内のもの	1件	<u>10,000円</u>	床面積の合計が30㎡以内のもの	1件	<u>14,000円</u>
床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	1件	<u>12,000円</u>	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	1件	<u>21,000円</u>
床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	<u>16,000円</u>	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	<u>32,000円</u>

現行			改正後（案）		
もの			もの		
床面積の合計が200㎡を超え500㎡以内のもの	1件	22, 000円	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	1件	41, 000円
			床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内のもの	1件	44, 000円
床面積の合計が500㎡を超え1, 000㎡以内のもの	1件	<u>36, 100円</u>	床面積の合計が500㎡を超え1, 000㎡以内のもの	1件	<u>55, 000円</u>
床面積の合計が1, 000㎡を超え2, 000㎡以内のもの	1件	50, 300円	床面積の合計が1, 000㎡を超えるもの	1件	64, 000円
床面積の合計が2, 000㎡を超え10, 000㎡以内のもの	1件	120, 000円			
床面積の合計が10, 000㎡を超え50, 000㎡以内のもの	1件	190, 000円			
床面積の合計が50, 000㎡を超えるもの	1件	381, 000円			
備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（ <u>移転した場合を除く。</u> ）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、 <u>建築物を移転した場合にあっては当該移転</u> _____に係る部分 の床面積の2分の1について算定する。 〔新設〕			備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（ <u>移転をした場合を除く。</u> ）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、 <u>建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転又は修繕若しくは模様替</u> に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 <u>別表第6の2（第2条関係）</u>		

現行	改正後（案）																	
〔新設〕	<u>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了通知に対する検査手数料</u>																	
	区分	単位	手数料の額	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	30,000円	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	1件	40,000円	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内のもの	1件	43,000円	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件	53,000円	床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	1件	61,000円
	区分	単位	手数料の額															
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	30,000円															
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	1件	40,000円															
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内のもの	1件	43,000円															
	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件	53,000円															
	床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	1件	61,000円															
	<u>備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</u>																	
	<u>別表第6の3（第2条関係）</u>																	
<u>建築物に関する中間検査申請又は通知に対する検査手数料</u>																		
区分	単位	手数料の額	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	29,700円													
区分	単位	手数料の額																
床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	1件	29,700円																

現行	改正後（案）		
	もの		
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	1件	38,500円
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内のもの	1件	39,800円
	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件	46,600円
	床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	1件	47,600円

別表第9（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
1 〔略〕		
(1) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表、別表第11、 別表第17及び別表第19 において「省令」という。）		

別表第9（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
1 〔略〕		
(1) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表、別表第11、 別表第16及び別表第18 において「省令」という。）		

現行			改正後（案）		
第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この表 <u>及び次表</u> _____において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合			第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この表、 <u>次表、別表第16及び別表第17</u> において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア・イ　〔略〕			ア・イ　〔略〕		
(2)　当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表 <u>及び次表</u> _____において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合			(2)　当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表、 <u>次表、別表第16及び別表第17</u> において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア・イ　〔略〕			ア・イ　〔略〕		
〔新設〕			(3)　当該住宅について省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は同号イ（2）及び同号ロ（1）の基準（以下この表、次表、別表第16		

現行			改正後（案）		
			及び別表第17において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合		
〔新設〕			ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	26,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
〔新設〕			イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	28,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
2 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号又は第4号に規定する手数料	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号又は第4号に規定する手数料	2 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号から第5号までのいずれかに規定する手数料	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号から第5号までのいずれかに規定する手数料

現行			改正後（案）		
以下この表及び次表において同じ。）を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合		の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては第1号又は第2号及び第3号 又は第4号 に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	以下この表及び次表において同じ。）を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合		の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては第1号又は第2号及び第3号 から第5号までのいずれか に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合			(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表、別表第16及び別表第17において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	225,000円（非住宅基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満の	1件	225,000円（非住宅基準適合証（建築物省エネ法第15条第1項			1件

現行			改正後（案）		
もの		の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円)			
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1 件	277,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)			
(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合			(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（次表、別表第16及び別表第17において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	86,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件	86,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)			

現行			改正後（案）		
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	108,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）			
(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合			(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	67,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
ア 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）			
イ 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）			
(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合			(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
ア 住宅部分の床面積の	1	32,000円（住宅基準適合証等の			

現行			改正後（案）		
合計が300㎡未満のもの	件	提出がある場合にあつては、 10,000円)			
イ 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1 件	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、 20,000円)	(5) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	50,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、 10,000円)

別表第10（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
1 〔略〕		
(1) 〔略〕		
ア <u>計画の変更に係る</u> 床面積の合計が200㎡未満のもの		
イ <u>計画の変更に係る</u> 床面積の合計が200㎡以上のもの		
(2) 〔略〕		

別表第10（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
1 〔略〕		
(1) 〔略〕		
ア _____床面積の合計が200㎡未満のもの		
イ _____床面積の合計が200㎡以上のもの		
(2) 〔略〕		

現行			改正後（案）											
ア 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの イ 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上のもの 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕			ア _____床面積の合計が200㎡未満のもの イ _____床面積の合計が200㎡以上のもの <table><tr><td>(3) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ア 床面積の合計が200㎡未満のもの</td><td>1件</td><td>13,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</td></tr><tr><td>イ 床面積の合計が200㎡以上のもの</td><td>1件</td><td>14,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</td></tr></table>			(3) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合			ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	13,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	14,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
(3) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合														
ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	13,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）												
イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	14,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）												
2 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号 又は第4号 _____に規定す	2 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号 から第5号までのいずれか に規定す									

現行			改正後（案）		
		る手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては第1号又は第2号及び第3号 又は第4号 _____に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額			る手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては第1号又は第2号及び第3号 から第5号までのいずれか に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合			(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 （非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の	1件	225,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）

現行			改正後（案）		
ア 非住宅部分の計画 の変更に係る部分 （床面積の増加に係 る部分を除く。）の 床面積の2分の1の面 積と当該計画の変更 に係る部分の面積の うち床面積の増加に 係る部分の床面積と の合計（以下この表 において「計画の変 更に係る部分の床面 積の合計」とい う。）が300㎡未満 のもの	1件	225,000円（変更後の計画に係 る非住宅基準適合証の提出があ る場合にあっては、10,000円）	合計）という。）が 300㎡以内のものに限 る。）		
	1件	277,000円（変更後の計画に係 る非住宅基準適合証の提出があ る場合にあっては、16,000円）			
(2) 当該建築物の非			(2) 当該建築物の非	1件	86,000円（変更後の計画に係る

現行			改正後（案）		
住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合			住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 （非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）		非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）			
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）			
(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合			(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）

現行			改正後（案）		
ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			
(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合			(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出が提出がある場合にあっては、10,000円）
ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡	1件	57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			

現行			改正後（案）		
以上のもの			(5) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	50,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）

別表第11（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（別表第12から別表第15まで及び別表第19において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合		

別表第11（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この表から別表第15までにおいて「工場等部分」とい		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては第1号から第4号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては第5号から第7号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては第1号から第4号までのいずれか及び第5号から第7号までのいずれかに規定する区分に

現行			改正後（案）		
			う。）を除く。以下この表から別表第15までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この表から別表第15までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第15までにおいて同じ。）である場合		応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第1号及び第2号又は第3号及び第4号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第1号又は第3号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物が非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が			(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表から別表第15までにおいて「標準入力法等基準」という。）	1件	224,000円

現行			改正後（案）		
定めるものの部分（以下この表から別表第15までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この表から別表第16までにおいて同じ。）を有する場合（第3号の場合を除く。）			を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表から別表第17までにおいて同じ。）の合計が300㎡以内のものに限る。）		
ア 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第	1件	224,000円			

現行			改正後（案）		
8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）の合計が300㎡未満のもの					
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円			
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計	1件	23,000円

現行			改正後（案）		
			が300㎡以内のものに限る。)		
ア 工場等部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	23,000円			
イ 工場等部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	30,000円			
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この表から別表第15までにおいて「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。)	1件	86,000円
			(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場	1件	19,000円

現行			改正後（案）		
			等部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。)		
			(5) 当該建築物の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第17までにおいて同じ。）について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この表から別表第15までにおいて「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。)	1件	67,000円
			(6) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この表から別	1件	32,000円

現行			改正後（案）		
			表第15までにおいて「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。） (7) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は同号イ（2）及び同号ロ（1）の基準（以下この表から別表第15までにおいて「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	50,000円
2 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この表			2 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有し		

現行			改正後（案）		
から別表第15まで及び別表第19において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合			ないものに限る。以下この表から別表第15までにおいて同じ。）の場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）			(1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	37,000円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 工場等部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	19,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円

現行			改正後（案）		
イ 工場等部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	26,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	19,000円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
			ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	25,000円
			イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	28,000円

別表第12（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等		

別表第12（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては第1号から第4号までのい

現行			改正後（案）		
基準を用いて評価を行う 場合			建築物、工場等部分を有 する建築物、共同住宅等 又は複合建築物である場 合		いずれかに規定する手数料の額、 共同住宅等にあつては第5号か ら第7号までのいずれかに規定 する手数料の額、複合建築物に あつては第1号から第4号まで のいずれか及び第5号から第7号 までのいずれかに規定する区分に 応じ、それぞれに規定する手 数料の額を合算した額。ただし、 非住宅部分及び工場等部分を有 する建築物については、第1号 及び第2号又は第3号及び第4号 に規定する区分に応じそれぞれ に規定する手数料の額を合算し た額が、当該建築物の非住宅部 分及び工場等部分の床面積の合 計を全て非住宅部分の面積とみ なした場合における第1号又は 第3号に規定する区分に応じそ れぞれに規定する手数料の額を 超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物が非 住宅部分を有する場合 （第3号の場合を除 く。）			(1) 当該建築物の非 住宅部分について標準 入力法等基準を用いて 評価を行う場合（非住	1件	224,000円

現行			改正後（案）		
ア 非住宅部分の計画 の変更に係る部分 （床面積の増加に係 る部分を除く。）の 床面積の2分の1の面 積と当該計画の変更 に係る部分の面積の うち床面積の増加に 係る部分の床面積と の合計（以下この表 及び別表第14におい	1件	224, 000円	宅部分の計画の変更に 係る部分（床面積の増 加に係る部分を除 く。）の床面積の2分 の1の面積と当該計画 の変更に係る部分の面 積のうち床面積の増加 に係る部分の床面積と の合計（以下この表及 び別表第14において 「計画の変更に係る部 分の床面積の合計」と いう。）が300㎡以内 のものに限る。）		

現行			改正後（案）		
て「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡未満のもの					
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円			
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	23,000円
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	23,000円			
イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の	1件	30,000円			

現行			改正後（案）		
床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの					
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	86,000円
			(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	19,000円
			(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の	1件	67,000円

現行			改正後（案）		
			計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。) (6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。) (7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。)	1件 1件	32,000円 50,000円
2 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う			2 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		

現行			改正後（案）		
場合					
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 （第3号の場合を除く。）			(1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	17,000円
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	19,000円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合 （次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	19,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	9,000円

現行			改正後（案）		
イ 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡以上500㎡以内の もの	1件	26,000円	イ 床面積の合計が 200㎡以上のもの	1件	10,000円
(3) 当該建築物が非 住宅部分及び工場等部 分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、 それぞれ当該手数料を合算した 額（その額が当該建築物の非住 宅部分及び工場等部分の床面積 の合計を全て非住宅部分とみな した場合の第1号に規定する区 分に応じた手数料の額を超える ときは、当該額）	(3) 当該建築物につ いて仕様・計算併用法 基準を用いて評価を行 う場合		
			ア 床面積の合計が 200㎡未満のもの	1件	13,000円
			イ 床面積の合計が 200㎡以上のもの	1件	14,000円

別表第13（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を求		

別表第13（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を求		非住宅部分を有する建築物又は

現行			改正後（案）		
めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合			めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		工場等部分を有する建築物にあつては第1号から第4号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第5号から第7号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号から第4号までのいずれか及び第5号から第7号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第1号及び第2号又は第3号及び第4号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第1号又は第3号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合			(1) 当該建築物の非住宅部分について標準	1件	224,000円

現行			改正後（案）		
（第3号の場合を除く。）			入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	224,000円			
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円			
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	23,000円
ア 工場等部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	23,000円			
イ 工場等部分の床面	1件	30,000円			

現行			改正後（案）		
積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの (3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	86,000円
			(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	19,000円
			(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	67,000円

現行			改正後（案）		
			(6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。） (7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件 1件	32,000円 50,000円
2 計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合			2 計画の適合性判定を求めようとする建築物が戸建ての住宅の場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。） ア 非住宅部分の床面	1件	86,000円	(1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 ア 床面積の合計が	1件	34,000円

現行			改正後（案）		
積の合計が300㎡未満のもの			200㎡未満のもの		
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	37,000円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 工場等部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	19,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円
イ 工場等部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	26,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	19,000円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超える	(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		

現行			改正後（案）		
		ときは、当該額）			
			ア 床面積の合計が 200㎡未満のもの	1件	25,000円
			イ 床面積の合計が 200㎡以上のもの	1件	28,000円

別表第14（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		

別表第14（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第1号から第4号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第5号から第7号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号から第4号までのいずれか及び第5号から第7号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有

現行			改正後（案）		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）			(1) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	する建築物については、第1号及び第2号又は第3号及び第4号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第1号又は第3号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
	ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件 224,000円			224,000円

現行			改正後（案）		
イ 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡以上500㎡以内の もの	1件	276,000円			
(2) 当該建築物が工 場等部分を有する場合 （次号の場合を除 く。）			(2) 当該建築物の工 場等部分について標準 入力法等基準を用いて 評価を行う場合（工場 等部分の計画の変更に 係る部分の床面積の合 計が300㎡以内のもの に限る。）	1件	23,000円
ア 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡未満のもの	1件	23,000円			
イ 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡以上500㎡以内の もの	1件	30,000円			
(3) 当該建築物が非	1件	前2号に規定する区分に応じ、	(3) 当該建築物の非	1件	86,000円

現行		改正後（案）	
住宅部分及び工場等部分を有する場合	それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	
		(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件 19,000円
		(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件 67,000円

現行			改正後（案）		
			(6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。） (7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件 1件	32,000円 50,000円
2 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除			2 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 (1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		

現行			改正後（案）		
く。）					
ア 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡未満のもの	1件	86,000円	ア 床面積の合計が 200㎡未満のもの	1件	17,000円
イ 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡以上500㎡以内の もの	1件	108,000円	イ 床面積の合計が 200㎡以上のもの	1件	19,000円
(2) 当該建築物が工 場等部分を有する場合 （次号の場合を除 く。）			(2) 当該建築物につ いて仕様基準を用いて 評価を行う場合		
ア 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡未満のもの	1件	19,000円	ア 床面積の合計が 200㎡未満のもの	1件	9,000円
イ 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 ㎡以上500㎡以内の	1件	26,000円	イ 床面積の合計が 200㎡以上のもの	1件	10,000円

現行			改正後（案）		
もの					
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
			ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	13,000円
			イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	14,000円

別表第15（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における軽微変更書面交付手数料

区分	単位	手数料の額
1 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		

別表第15（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における軽微変更書面交付手数料

区分	単位	手数料の額
1 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第1号から第4号までのいずれかに規定する手数料の額、

現行			改正後（案）		
			共同住宅等又は複合建築物である場合		共同住宅等にあつては第5号から第7号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号から第4号までのいずれか及び第5号から第7号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第1号及び第2号又は第3号及び第4号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第1号又は第3号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）			(1) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の軽微な	1件	224,000円

現行			改正後（案）		
ア 非住宅部分の計画 の軽微な変更に係る 部分（床面積の増加 に係る部分を除く。）の床面積の2 分の1の面積と当該計 画の軽微な変更に係 る部分の面積のうち 床面積の増加に係る 部分の床面積との合 計（以下この表にお いて「軽微な変更	1件	224,000円	変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡以内のものに限る。）		

現行			改正後（案）		
に係る部分の床面積の合計」という。） が300㎡未満のもの					
イ 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円			
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	23,000円
ア 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	23,000円			
イ 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300	1件	30,000円			

現行			改正後（案）		
m ² 以上500 m ² 以内のもの					
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300 m ² 以内のものに限る。）	1件	86,000円
			(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300 m ² 以内のものに限る。）	1件	19,000円
			(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の軽微な変更に係る部分	1件	67,000円

現行			改正後（案）		
			の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。) (6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。) (7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。)	1件 1件	32,000円 50,000円
2 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合			2 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(1) 当該建築物が非			(1) 当該建築物につ		

現行			改正後（案）		
住宅部分を有する場合 （第3号の場合を除く。）			いて標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	17,000円
イ 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	19,000円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合 （次号の場合を除く。）			(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	19,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	9,000円
イ 工場等部分の軽微な変更に係る部分の	1件	26,000円	イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	10,000円

現行			改正後（案）		
床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの					
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）	(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
			ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	13,000円
			イ 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	14,000円

別表第16（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における完了検査手数料

区分	単位	手数料の額
1 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	10,000円

別表第16（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下		

現行			改正後（案）		
			この表において「建築物省エネ法」という。）第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合 (1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。）又は複		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウからオまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウからオまでのいずれ

現行			改正後（案）		
			合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）である場合		かに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
			ア 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	224,000円（非住宅誘導基準適合証（建築物省エネ法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物省エネ法第30条第1項各号（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
			イ 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場	1件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）

現行			改正後（案）		
			合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）		
			ウ 当該建築物の住宅部分について誘導基準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第30条第1項各号（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
			エ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）

現行			改正後（案）		
			オ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。） （2） 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表において同じ。）の場合 ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	1件	50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
			（ア） 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
			（イ） 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

現行			改正後（案）		
			の		は、5,000円)
			イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
			(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
			(イ) 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
			ウ 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
			(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	25,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
			(イ) 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
2 非住宅部分の床面積の	1件	16,000円	2 他の建築物（建築物省		申請建築物及び他の建築物につ

現行			改正後（案）		
合計が300㎡以上500㎡以内のもの			エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合		いて、1件ごとに前項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

別表第17（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）について、計画の認定を受ける場合		
(1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消

別表第17（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、1件ごとに第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受

現行		改正後（案）	
じ。））、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）である場合 ア 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）に規定する基準並びに	費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）に限り、計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウ又はエに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限り、計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限り、計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウ又はエに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額		けようとする場合に限る。）にあってはウからオまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限り、計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限り、計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウからオまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）に規定する基準並びに		ア 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計	1件 224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合においては、10,000円）

現行			改正後（案）		
同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合			画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡以内のものに限る。）		
（ア） 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	224,000円（非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第19において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号（同法第			

現行			改正後（案）		
		36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円)			
(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）			
イ 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合			イ 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）			

現行			改正後（案）		
(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）			
ウ 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この表及び次表において「誘導基準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合			ウ 当該建築物の住宅部分について誘導基準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(ア) 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（別表第19において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げ			

現行			改正後（案）		
		る基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円)			
(イ) 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			
エ 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この表及び次表において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合			エ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(ア) 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
(イ) 住宅部分の	1件	56,000円（住宅誘導基準適合			

現行			改正後（案）		
床面積の合計が 300㎡以上500㎡以 内のもの		証等の提出がある場合にあっては、20,000円)			
(2) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表及び別表第19において同じ。）の場合			オ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1件	50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合			（2）計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
			ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		

現行				改正後（案）			
イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）	イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
	(イ) 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）		(イ) 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
	(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）		(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
	(イ) 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）		(イ) 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
					ウ 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
	(ア) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	13,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつて				

現行			改正後（案）		
			の （イ） 床面積の合計 が200 m ² 以上のもの	1件	は、3,000円） 14,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
2 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合		申請建築物及び他の建築物について、1件ごとに前項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	2 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		追加する建築物について、1件ごとに前表第1項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
			3 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		変更する建築物について第1項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額

別表第18（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
----	----	-------

別表第18（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合確認申請又は通知に対する審査手数料

区分	単位	手数料の額
----	----	-------

現行			改正後（案）		
1 計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、1件ごとに第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	1 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウ又はエに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウ又はエに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	(1) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	13,000円
ア 当該建築物の非住					

現行			改正後（案）		
宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合					
（ア） 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡未満のもの	1件	224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）			
（イ） 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の	1件	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）			

現行			改正後（案）		
合計が300㎡以上 500㎡以内のもの					
イ 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合					
（ア） 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）			
（イ） 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）			
ウ 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合					
（ア） 住宅部分の	1件	67,000円（住宅誘導基準適合			

現行			改正後（案）		
計画の変更に係る 部分の床面積の合 計が300㎡未満の もの		証等の提出がある場合にあっては、10,000円)			
(イ) 住宅部分の 計画の変更に係る 部分の床面積の合 計が300㎡以上500 ㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合 証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			
エ 当該建築物の住宅 部分について誘導仕 様基準を用いて評価 を行う場合					
(ア) 住宅部分の 計画の変更に係る 部分の床面積の合 計が300㎡未満の もの	1件	32,000円（住宅誘導基準適合 証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
(イ) 住宅部分の 計画の変更に係る 部分の床面積の合 計が300㎡以上500 ㎡以内のもの	1件	56,000円（住宅誘導基準適合 証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			

現行			改正後（案）		
(2) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 （ア）計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの （イ）計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 （ア）計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの	1件 1件 1件	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）	(2) 床面積の合計が200㎡以上のもの	1件	14,000円

現行			改正後（案）		
もの					
(イ) 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）			
2 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		追加する建築物について、1件ごとに前表第1項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	2 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合		
			(1) 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満	1件	23,000円

現行			改正後（案）		
			のもの		
			(2) 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	36,000円
3 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		変更する建築物について第1項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額			

別表第19（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第3号、第4号又は第5号に規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号又は第2号及び第3号、第4号又は第5号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料

別表第19（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物等の完了検査申請又は完了通知に対する検査手数料

区分	単位	手数料の額
1 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	1件	5,000円

現行			改正後（案）		
(1) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		料を合算した額			
	ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件 224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）			
	イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件 276,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、16,000円）			
(2) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合					

現行			改正後（案）		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	108,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円）			
(3) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に規定する基準（以下この表において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合					
ア 住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	67,000円（住宅基準適合証等（登録住宅性能評価機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）			

現行			改正後（案）		
		ては、10,000円)			
イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			
(4) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準を用いて評価を行う場合					
ア 住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			
(5) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（3）及び同号ロ（3）に規定する基準（以下この表において「仕様基					

現行			改正後（案）		
準」という。）を用いて評価を行う場合					
ア 住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）			
イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）			
2 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合			2 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合		
(1) 床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	(1) 住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件	10,000円
(2) 床面積の合計が200m ² 以上500m ² 以内のもの	1件	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	(2) 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件	20,000円
3 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号			3 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類する		

現行			改正後（案）		
イ（２）及び同号ロ（２）に規定する基準を用いて評価を行う場合			もので市長が定めるものの部分を除く。以下この表において同じ。）を有する場合		
	（１） 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件 18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）		（１） 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件 10,000円
	（２） 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件 19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）		（２） 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件 16,000円
				（３） 非住宅部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	1件 26,000円
4 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合			4 第2項及び第3項のいずれにも該当する場合		第2項及び第3項に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１） 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）			
（２） 床面積の合計が	1件	19,000円（住宅基準適合証等の			

現行			改正後（案）		
200㎡以上500㎡以内 のもの		提出がある場合にあっては、 5,000円)			

浜田市温泉事業条例（平成17年浜田市条例第218号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表第1（第14条関係）					別表第1（第14条関係）				
〔略〕					〔略〕				
湯屋温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円	湯屋温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円		浴場供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円		営業供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	飲料営業供給	使用量1立方メートルあたり	<u>1,320円</u>	—		飲料営業供給	使用量1立方メートルあたり	<u>880円</u>	—
	住宅団地供給	使用量1立方メートルあたり	275円	—		住宅団地供給	使用量1立方メートルあたり	275円	—
	一般供給	使用量20リットル	10円	—		一般供給	使用量20リットル	10円	—
〔略〕					〔略〕				

浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

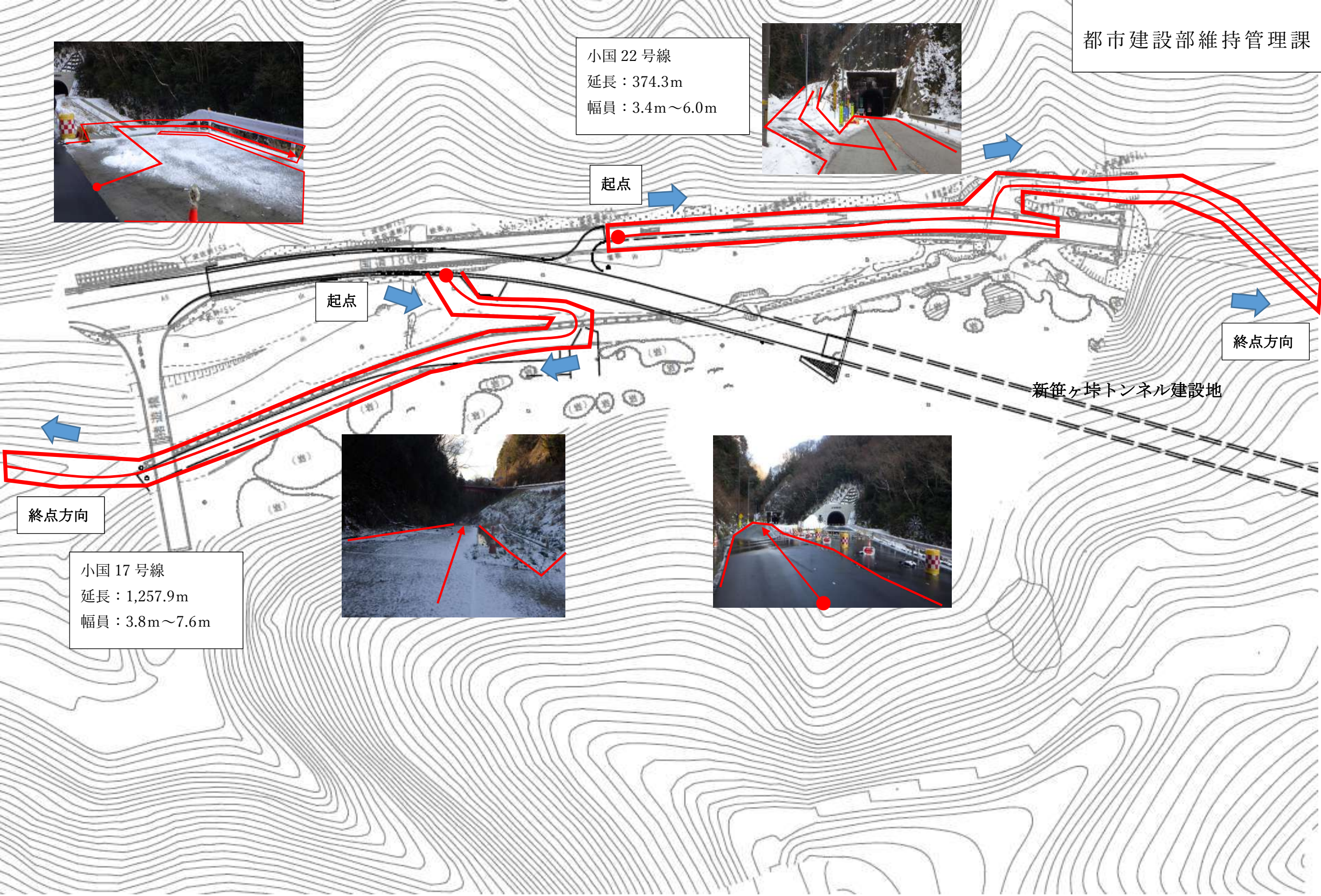
現行					改正後（案）				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
〔略〕					〔略〕				
平成 21 年度	旭ヶ丘団地2 号棟	浜 田 市 旭 町 今 市 1131番地7	準耐火構造2階 建	8	平成 21 年度	旭ヶ丘団地2 号棟	浜 田 市 旭 町 今 市 1131番地7	準耐火構造2階 建	8
<u>昭 和 58 年度</u>	<u>川本住宅</u>	<u>浜田市三隅町芦谷 713番地</u>	<u>木造平家建（作 業室付）</u>	<u>1</u>	〔削る〕				
昭 和 58 年度	岡見住宅	浜 田 市 三 隅 町 岡 見 117番地1	木造2階建	1	昭 和 58 年度	岡見住宅	浜 田 市 三 隅 町 岡 見 117番地1	木造2階建	1
〔略〕					〔略〕				

浜田市地域定住住宅条例（令和2年浜田市条例第14号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行						改正後（案）					
別表（第2条、第14条関係）						別表（第2条、第14条関係）					
名称	所在地	構造	建設年 度	戸 数	家賃の 月額	名称	所在地	構造	建設年 度	戸 数	家賃の 月額
〔略〕						〔略〕					
向 野 田 住 宅 B 棟	浜田市三隅町 向野田603番 地8	鉄骨造2階建	昭 和 59 年度	4 戸	33,000 円	向 野 田 住 宅 B 棟	浜田市三隅町 向野田603番 地8	鉄骨造2階建	昭 和 59 年度	4 戸	33,000 円
<u>向 野 田 住 宅 C 棟</u>	<u>浜田市三隅町 向野田613番 地3</u>	<u>木造2階建</u>	<u>昭 和 59 年度</u>	<u>1 戸</u>	<u>35,000 円</u>	〔削る〕					

令和 7 年 3 月 7 日
産業建設委員会資料
都市建設部維持管理課



防護柵緊急対策事業の進捗状況について

1 状況

点検で把握した危険箇所と、これまでの要望で対応できていない箇所について、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で、防護柵の修繕、更新及び設置を行い通行の安全を図る。

初年度の令和 6 年度は、緊急性の高い箇所を優先して施工した。

2 進捗

(単位：箇所)

地域	当初計画	追加箇所	合計	R6 実施	R7 予定
浜田	34	25	59	36	12
金城	39	1	40	5	18
旭	49	4	53	19	15
弥栄	26	6	32	6	15
三隅	16	1	17	12	4
合計	164	37	201	78	64

3 全体計画

【浜田】 59 箇所（緊急性：高 27 箇所、中 28 箇所、低 4 箇所）

【金城】 40 箇所（緊急性：高 4 箇所、中 36 箇所、低 0 箇所）

【旭】 53 箇所（緊急性：高 12 箇所、中 36 箇所、低 5 箇所）

【弥栄】 32 箇所（緊急性：高 6 箇所、中 26 箇所、低 0 箇所）

【三隅】 17 箇所（緊急性：高 1 箇所、中 7 箇所、低 9 箇所）

【合計】 201 箇所（緊急性：高 50 箇所、中 133 箇所、低 18 箇所）

日帰り入浴施設（外湯）の平面図及び美肌観光について

1 日帰り入浴施設（外湯）の平面図（別紙 配置図及び平面図 参照）

項目	日帰り入浴施設（外湯）	参考（※入浴関係のみ）	
		美又温泉国民 保養センター	リフレパーク きんたの里
床面積	約 1,250 m ²	820 m ²	1,072 m ²
浴室	内風呂、露天風呂 （女湯のみ炭酸風呂）	内風呂、ジャグジー 風呂	内風呂、露天風呂
サウナ	フィンランド式サウナ （ロウリュウ可）、水風呂 （美又温泉水）	ドライサウナ、水風呂	ミストサウナ
洗い場	男女とも 11 カ所	男女とも 13 カ所	男湯 12 カ所 女湯 14 カ所
脱衣室	男女とも脱衣ロッカー 50 カ所 パウダールーム 5 室（女 湯のみ）	男女とも脱衣ロッ カー 38 カ所	男女とも脱衣ロッ カー 48 カ所
貸切風呂	3 室（身障者用 1 室、サウ ナ付き 1 室、通常 1 室）	3 室（身障者用 1 室、 通常 2 室）	なし
休憩室	個室休憩室 2 室 無料休憩室 1 室	個室休憩室 3 室 無料休憩室 1 室	無料休憩室 1 室
駐車場	84 台（うち EV 車用 3 台、 大型バス 2 台）	50 台	100 台

2 美肌観光について

美又温泉の再生に向け、「肌に悩みを持つ方」や「美容に関心のある方」を新たな誘客ターゲットに設定し、浜田市が推進する美肌観光の中核施設として「日帰り入浴施設」（外湯）を建設し、デジタル技術を活用することで観光交流人口の増加と地域活性化を図ります。

3 デジタル温泉手形(仮称)

観光客は市内飲食店及び宿泊施設や観光施設、浜田市民は市報から2次元バーコードを読み取って会員登録(登録は初回のみ)することで温泉手形を入手でき、日帰り入浴料金の割引や、貸切風呂等のWEB予約、美肌測定サービス、混雑状況の情報提供などを計画しています。

このデジタル技術の活用により、宿泊施設や飲食店との連携が強化されるだけでなく、日帰り入浴施設の受付業務の効率化や、利用者動向(居住地・性別・年代・どこで登録したかなど)を把握でき、それらを「ビックデータ」として連携事業者に情報提供を行うことで、誘客戦略や新たな美肌商品の開発など、美肌観光の推進に活用します。

4 効果目標について

以下のとおり施設利用者を見込んでおり、周遊等を含めた直接的効果は、観光消費額の効果として332,435千円を目標としています。

(※詳細設計の最終結果を踏まえて修正する場合があります。)

さらに大きな効果を得られるよう、美又温泉旅館組合や「美肌のまち浜田」推進委員会とも連携を図りながら美肌観光を推進していきます。

項目	日帰り入浴施設	
施設利用者	70,800 人（R5 美又温泉国民保養センター 45,280 人）	
施設の主な 利用料金	一般入浴料	大人 1,000 円 小人 500 円
	温泉手形入浴	大人 800 円 小人 400 円
	貸切風呂	平日 4,500 円 土日祝 5,000 円
	貸切風呂（サウナ）	平日 6,000 円 土日祝 7,000 円
	（参考）近隣施設の入浴料金	
	美又温泉国民保養センター	大人 600 円 小人 300 円
	貸切風呂	2,500 円
	リフレパークきんたの里	大人 700 円 小人 350 円
	美又温泉会館	大人 400 円 小人 200 円
施設収支見込	売上 88,254 千円 経費 87,185 千円	
温泉手形利用 者見込み	観光客	25,015 人
	浜田市民	12,060 人

※利用者、収支見込については令和10年度の目標数値です。

整備区域全体配置図



日帰り入浴施設（外湯） 平面図



ふるさと体験村の現状について

1 令和 6 年度の実績について【2 月末現在】

(1) 事業別売上

(単位:千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対 比
体験交流事業	571	319	179.0%
宿泊事業	1,772	2,469	71.8%
飲食事業	7,405	6,009	123.2%
物品販売事業	828	431	192.1%
合 計	10,577	9,228	114.6%

(2) 体験交流実績

(単位:組、人)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対 比
体験交流組数	145	50	290.0%
体験交流人数	441	274	160.9%

(3) 宿泊実績

(単位:組、人)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対 比
宿泊組数	86	101	85.1%
宿泊人数	417	490	85.1%

(4) 客室稼働率【通常営業期間(12月まで)の比較】

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
桑田	9.0%	17.8%
箸立	6.9%	10.3%
ログ 8 人用	7.2%	12.7%
ログ 4 人用	4.8%	6.2%

※令和 5 年 4 月～7 月(宿泊は週末のみ営業)

2 どぶろく事業への取組について

- ・現在、指定管理者において事業の法人化を準備中
- ・今後、今年秋の製造開始に向け各種手続き等を行う予定

浜田市企業立地にかかる議会報告や奨励金予算の確保について

1 現状の問題

浜田市は、島根県と立地企業とともに行う認定証交付・覚書調印式（以下：調印式）の数日から数か月前に企業立地促進奨励金の予算確保（債務負担行為）を行っており、基本的にはそのタイミングで議会に企業名や立地の概要などの情報を公表している。

一方、県や立地企業はプレスリリースを調印式の 7～10 日程度前に行っているため、浜田市の議会日程によっては県や立地企業のプレスリリースより早く情報を公表する場合があります、特に上場企業におけるインサイダー取引防止の観点から、議会報告時には立地企業名を公表しないよう申入れされるケースがある。

2 変更内容

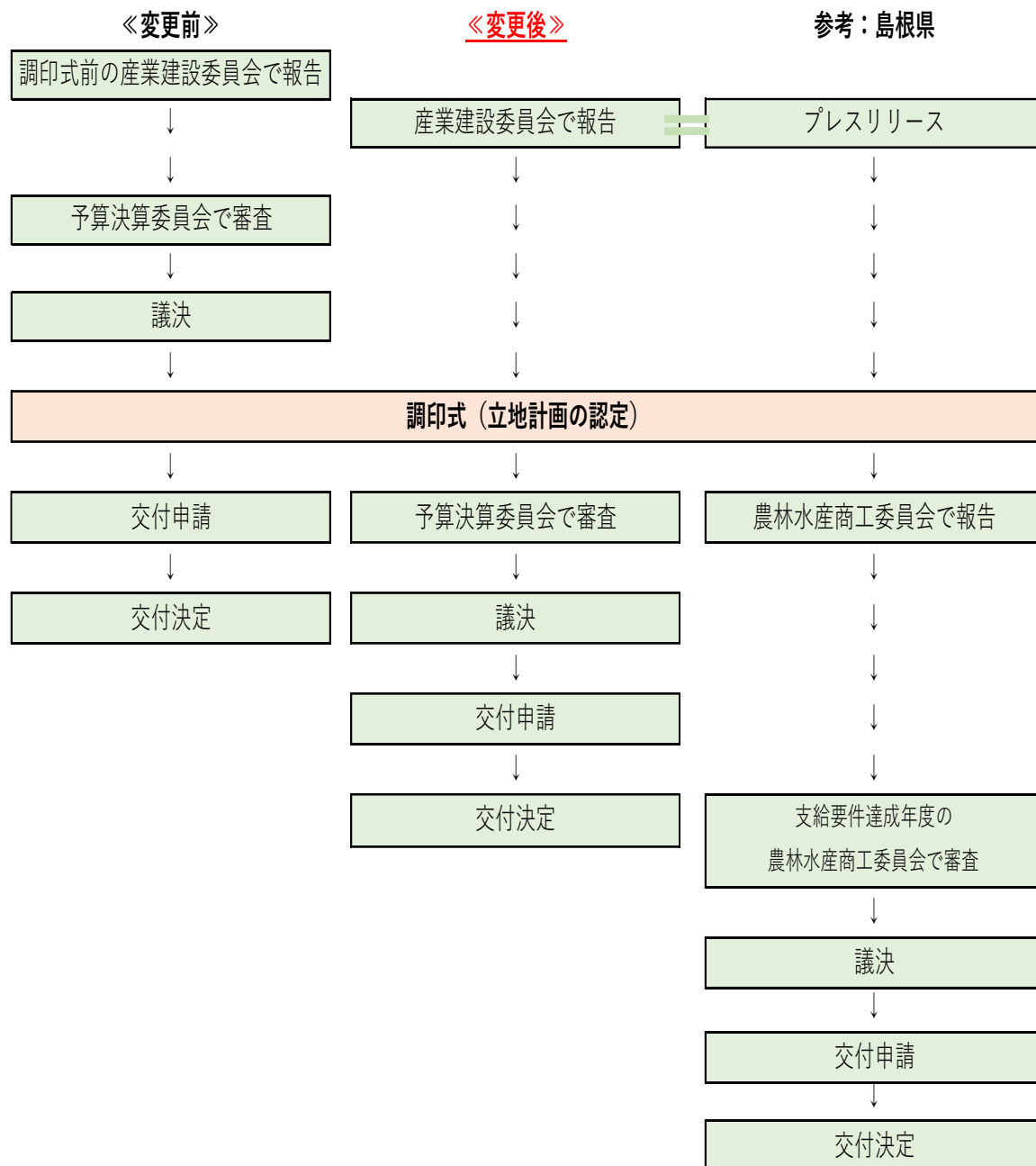
現在は、調印式前に予算確保（債務負担行為）及び議会への報告を行っているが、今後は、議会への報告を県等のプレスリリースと同時期に行い、予算確保を調印式後に行うことで、現状の問題を改善することが出来る。

変更前	変更後
① 調印式前の産業建設委員会で報告	① <u>調印式前の県等プレスリリースに合わせて産業建設委員会を開催し</u> 、報告
② 調印式前の予算確保	② 調印式 <u>後</u> の予算確保※ ¹

※¹ 調印式後に議会での議決（予算確保）をすることについては、奨励金交付申請前の予算提案に変わりはないため、手続的には可能である。

（裏面へ）

※ 立地企業の公表から奨励金決定までの流れ（イメージ図）



3 運用開始時期

令和 7 年 4 月 1 日

島根ポーク旭農場の火災の状況について

1 被害の概要

日 時 令和 7 年 2 月 6 日 (木) 午前 8 時 54 分 覚知
午後 6 時 40 分 鎮火

場 所 浜田市旭町木田地内 株式会社島根ポーク旭農場

焼損状況 種豚舎と分娩舎等 2,494 m²全焼、
離乳舎 920 m²半焼
検疫舎及び倉庫の壁面 2 m²部分焼

被害状況 繁殖用雌豚 662 頭、雄豚 12 頭、哺乳中の子豚 900 頭、
離乳中の子豚 1430 頭の合計 3,004 頭被災
(火災前:6,935 頭を飼育)

2 対応状況

現在、農場では、生存している豚の出荷（3,931 頭）に向けて飼育・出荷を継続されています。

また、焼死した豚の搬出処理（一般廃棄物）に尽力されています。

2 月 14 日から広島県の化製場が、2 月 24 日から徳島県の化製場も加わり、死亡豚の引き取り処理を行っております。

(2 月末時点で母豚 255 頭が未処理)

3 今後について

株式会社島根ポーク旭農場で再生計画を検討中です。

大阪・関西万博での石見神楽公演について

1 2025 大阪・関西万博

開催期間 2025 年 4 月 13 日(日) - 10 月 13 日(月)184 日間



【EXPOメッセ】

万博首長連合が主催する催事
(Local JAPAN展)
令和 7 年 7 月 28 日(月)
～ 7 月 31 日(木) の 4 日間
43 自治体に参加する合同イベント
浜田市は「子ども石見神楽」を
29 日～31 日の 3 日間に出演予定

【EXPOホール】

浜田市単独催事 石見神楽公演
令和 7 年 6 月 19 日(木)
～ 6 月 20 日(金) の 2 日間

2 浜田市単独催事 石見神楽公演

(1) 会場：万博敷地内の EXPO ホール（愛称：シャインハット）

(2) 日程：6 月 19 日(上演回数 1 回) 公演 1 回目 18:00～20:00
6 月 20 日(上演回数 3 回) 公演 2 回目 10:30～12:30
公演 3 回目 14:00～16:00
公演 4 回目 18:00～20:00

(3) 演目：神迎え - 大江山 - 恵比須 - 大蛇 55 頭

(4) 出演団体

各地域の神楽団体による合同チームで出演します。

出演者数は約 150 名

(5) 企画運営事業者（プロモーザル方式により選定）

株式会社セレスポ（大阪支店 大阪府中央区南船場 4-12-12）

実績：2024 世界パラ陸上競技選手権大会運営業務

2025 日本国際博覧会大屋根リング記念式典運営業務など

(6) 演出

荒木 一禎 氏 EXILE の振付やドーム、スタジアムでの演出を担当、ほか、青山テルマ、ケツメイシなど多数のアーティストの振付・演出をてがける

3 万博首長連合主催 LocalJapan 展について（子ども石見神楽の出演）

催事には、43 の自治体が参加され、共創をテーマに実施。浜田市石見神楽は、宮崎県（西都市、木城町、西米良村）の米良神楽との企画が進行中です。

(1) 会場 万博敷地内の EXP0 メッセ（愛称：ワッセ）

ステージサイズ（予定）：幅 10 メートル、奥行 5 メートル

(2) 日程 令和 7 年 7 月 28（月）～31 日（木）

石見神楽は、29 日～31 日の 3 日間に出演予定

(3) 子ども石見神楽ワーキング会議の設置

参加希望団体によるワーキング会議を設置し、演目・演出等の検討します。

(4) 出演者について

①浜田市内の神楽団体に所属する方

②2007 年 4 月 2 日生まれ～2015 年 4 月 1 日生まれ

（令和 7 年度において高校 3 年生～小学生 5 年生まで）

※出演者は調整中ですが、総勢で 60 名程度になる予定です。

市道浜田 181 号線(浜田橋)の通行止めについて

市道浜田 181 号線（浜田橋）において異常が確認され、調査及び補修のため、以下のとおり通行止めとしますので、報告します。

【通行規制】

場所)市道浜田 181 号線 浜田橋

(石央文化ホールの南方約 100m)

形態)全面通行止め（歩行者を含む）

期間)令和 7 年 3 月 8 日（土）10 時

～令和 7 年 6 月 30 日（月）【予定】

※調査結果により期間が変わる場合があります。

う回路) 大学大橋（下流へ約 200m）

中芝橋（上流へ約 300m）



【経緯】

2 月 25 日（火） 市道の舗装が沈下している旨の通報があり、舗装をはぎ取って調査したが、空洞は確認されなかった。

橋台にひび割れを確認したため、念のためモニタリング（橋台の定点観測）を開始した。

3 月 6 日（木） 橋台のひび割れが短期間で進行していることを確認した。

【今後の予定】

詳細調査 ⇒ 補修工事 ⇒ モニタリング ⇒ 安全確認 ⇒ 通行止め解除

【橋梁の概要】

架設)昭和 11 年（1936 年）

89 年経過

橋長)36.1m

幅員)8.8m

上部工)鉄筋コンクリート T 桁

下部工)重力式橋台



浜田市波佐地場産業技術研修センターの用途廃止について

1 施設概要

(1) 浜田市波佐地場産業技術研修センター

所在地 浜田市金城町波佐イ425番内1

建築年度 昭和61年度（昭和61年12月開設）

構造 鉄筋コンクリート造重鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 435.20㎡、2階 464.44㎡

施設内容 (ア) 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建瓦葺 435.20㎡
講習室・実習室・事務室・展示ホール
(イ) 木造2階建瓦葺 464.44㎡
紙工芸実習室・作業場

設置目的 地域の伝統的な生産技術の保存、伝承を行うことにより、地場産業の育成、振興を図り、もって地域経済の活性化に資するため

2 施設管理の経緯

(1) 昭和61年12月～平成16年3月：和紙の里産業組合による管理運営

(2) 平成18年 4月～平成19年5月：休館

(3) 平成19年 6月～平成22年6月：現指定管理者が試験的に管理運営

(4) 平成22年 7月～令和 7年3月：現指定管理者による指定管理

（指定管理期間は3年で現在5回目）

3 用途を廃止する理由

本施設の設置目的である「波佐地域で生産されていた和紙の生産技術の保存、伝承」としては、和紙の里産業組合の解散以降行われておらず、当初の設置目的を地域として行う見込みがないことから、本施設の用途を廃止するものです。

4 用途廃止後の管理方針

用途廃止後は普通財産に変更し、貸付を行う予定にしています。

特定地域づくり事業協同組合の設立について

令和 7 年 1 月 27 日（月）に浜田市で 2 つ目となる特定地域づくり事業協同組合の創立総会が開催されましたので、下記のとおり報告します。なお、今後は令和 7 年度からの事業開始に向け認可申請等の諸手続きが進められます。

1 設立目的

弥栄地域の基幹産業である農業を維持し、オーガニックを核とする地域産業の活性化を図る。

2 組合概要

名 称：弥栄町複業協同組合

代表者：代表理事 小松原 修

所在地：浜田市弥栄町長安本郷 399 番地 1

組合員：(株)小松ファーム、(有)やさか共同農場

(一社)奥島根弥栄、(公財)島根県西部山村振興財団

設 立：令和 7 年 2 月中予定

(令和 7 年 5 月派遣事業開始予定)

3 事業概要

島根県知事から特定地域づくり事業の認定を受け、地域内外の人材を雇い入れ、組合員である事業所等への人材派遣を行う。

令和 7 年度は 3 名の雇用を予定しており、安定的な雇用環境の提供、必要とされる人材の育成、組合員間の連携による新たな産業の創出に取り組む。

4 財政支援制度

(1) 特定地域づくり事業協同組合設立支援補助金（市）

組合設立に係る初期経費の支援 補助率 10/10 上限 300 万円

(2) 特定地域づくり事業協同組合支援補助金（市・国）

・事業費補助 派遣社員人件費の 1/2 以下 上限 200 万円/人

・運営費補助 組合運営費の 1/2 以下 上限 300 万円

※補助金全額を市が支出し、その 1/2 を国交付金、1/4 を特別交付税で措置

弥栄農産物処理加工施設第 1 工場の譲渡について

1 当該財産

【土地】

所 在	地 目	面積
浜田市弥栄町長安本郷 539 番 6	宅地	576.83 m ²

【建物】

所 在	構 造	面積
浜田市弥栄町長安本郷 539 番 6	鉄骨カラー鉄板葺き平屋	335.80 m ²

2 譲渡方針

現在の施設管理委託先である島根県農業協同組合が、今後も地元農産物の加工を推進する方針であるため当該団体へ無償譲渡を行いたい。

3 予算措置

令和 7 年度当初予算にて譲渡に向けた最低限の修繕費等を計上

4 今後の予定

令和 7 年 8 月 建物修繕開始

令和 7 年 12 月 12 月定例会議において施設条例廃止及び無償譲渡議案を提出

令和 8 年 3 月 土地及び建物譲渡



漁業別水揚げについて（報告）

〈令和7年1月〉

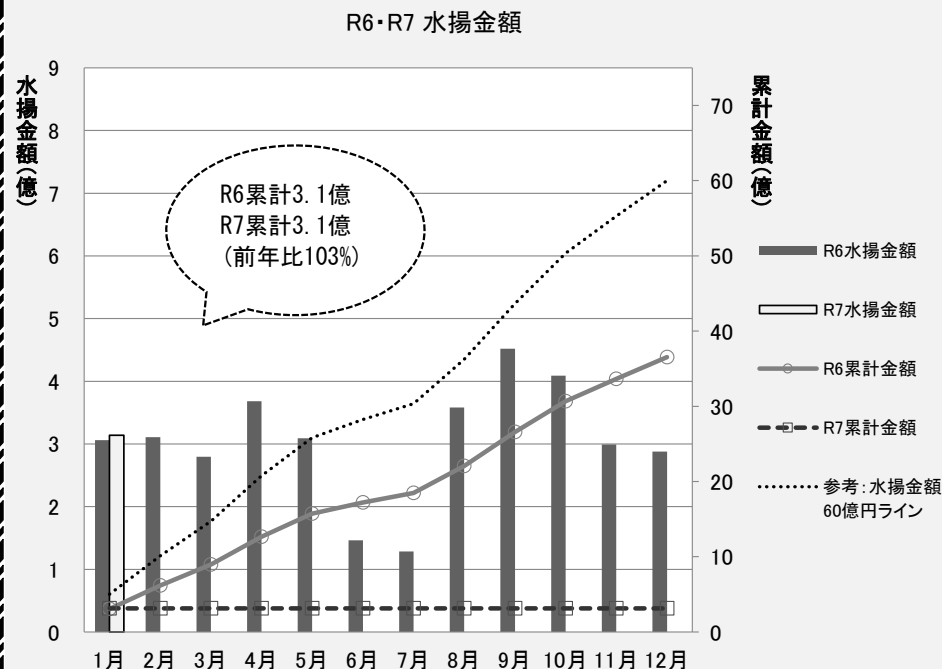
令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：744トン（前年比：108%、+55トン） 水揚金額：3億1,363万円（前年比：103%、+780万円）

【地元沖合底びき網漁業】水揚量：218トン（前年比117%、+32トン）
水揚金額：1億7,951万円（前年比105%、+852万円）

魚種名	年度	数量(t)	金額(千円)	平均単価/kg
アナゴ	R6.1	26.9	31,312	1,163円
	R7.1	19.7	7,734	392円
マフグ	R6.1	7.6	3,530	462円
	R7.1	25.8	13,008	503円
ノドグロ (メッキン除く)	R6.1	5.1	21,105	4,157円
	R7.1	4.8	23,895	4,978円
スルメイカ	R6.1	3.4	4,108	1,217円
	R7.1	6.5	8,214	1,255円

◆アナゴが大幅安となったが、多くの魚種で漁獲量が前年を上回ったため、量、金額ともに前年を超える実績となった。



【地元中型まき網漁業】水揚量：104トン（前年比348%、+74トン）
水揚金額：1,761万円（前年比143%、+532万円）

魚種名	年度	数量(t)	金額(千円)	平均単価/kg
マサバ	R6.1	9.9	2,009	203円
	R7.1	78.4	14,229	181円
マアジ	R6.1	13.4	8,597	643円
	R7.1	18.4	1,947	106円
アジ (マアジ以外)	R6.1	6.4	1,599	250円
	R7.1	0.07	2	35円

◆量、金額ともに前年を上回ったが、時化の影響で水揚げ回に留まった。

【大中型まき網漁業】水揚量：127トン（前年比33%、-258トン）
水揚金額：2,707万円（前年比34%、-5,196万円）

魚種名	年度	数量(t)	金額(千円)	平均単価/kg
マアジ	R6.1	151.0	35,772	237円
	R7.1	1.9	782	406円
マサバ	R6.1	215.4	37,682	175円
	R7.1	123.0	24,943	203円
サワラ	R6.1	5.5	1,884	342円
	R7.1	1.1	248	234円

◆時化等の影響で水揚げ回数がR6:6回⇒R7:3回と半減したため、量、金額ともに前年を下回った。

【地元外中型まき網漁業】水揚量：251トン（前年比320%、+172トン）
水揚金額：3,563万円（前年比179%、+1,575万円）

魚種名	年度	数量(t)	金額(千円)	平均単価/kg
マサバ	R6.1	29.4	6,315	215円
	R7.1	249.3	35,137	141円
マアジ	R6.1	33.1	10,262	310円
	R7.1	0.03	2	48円
アジ (マアジ以外)	R6.1	15.3	2,924	191円
	R7.1	-	-	-

◆マアジが減少した一方で、サバの漁獲量が増加したため、量、金額ともに前年を上回った。

令和6年 令和7年 漁業別水揚げ比較表

1月

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	6	186,684.1	117.0	158,320,910	105.0	170,986,583
	7	218,411.5		166,212,355		179,509,345
02 沖合底曳網(地元外)	6	0.0	-	0	-	0
	7	0.0		0		0
03 小型底曳網	6	0.0	-	0	-	0
	7	48.0		48,850		52,758
04 大中型旋網	6	384,818.0	33.1	73,178,172	34.3	79,032,426
	7	127,298.0		25,065,897		27,071,169
05 中型旋網(地元船)	6	29,937.6	348.0	11,380,707	143.3	12,291,163
	7	104,178.2		16,304,948		17,609,344
06 中型旋網(地元外)	6	78,471.0	319.7	18,410,173	179.2	19,882,987
	7	250,889.0		32,991,291		35,630,594
07 小型いか釣(5t以上)	6	0.0	-	0	-	0
	7	24.0		23,200		25,056
08 いか釣(5t未満)	6	0.0	-	0	-	0
	7	0.0		0		0
09 大型定置網	6	963.7	3,281.7	1,288,060	1,898.4	1,391,104
	7	31,625.7		24,452,450		26,408,646
10 小型定置網	6	0.0	-	0	-	0
	7	0.0		0		0
11 しいら網	6	0.0	-	0	-	0
	7	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	6	749.0	169.0	2,292,290	182.6	2,475,673
	7	1,265.7		4,184,810		4,519,595
13 一本釣(国府)	6	80.1	348.4	304,190	312.2	328,526
	7	279.1		949,818		1,025,805
14 一本釣(長浜)	6	715.6	284.3	1,058,380	187.1	1,143,050
	7	2,034.7		1,980,485		2,138,922
15 一本釣(津摩)	6	24.1	119.9	80,390	156.4	86,820
	7	28.9		125,700		135,756
16 一本釣(三隅)	6	675.2	133.0	822,750	120.3	888,570
	7	898.1		989,500		1,068,660
17 一本釣(江津)	6	673.1	255.6	706,680	179.1	763,214
	7	1,720.5		1,265,752		1,367,013
18 近隣支所	6	0.0	-	0	-	0
	7	1,102.0		1,116,650		1,205,982
19 その他	6	51.3	226.3	89,080	151.9	96,206
	7	116.1		135,340		146,167
20 陸送	6	5,145.3	87.3	15,247,422	95.4	16,467,216
	7	4,494.3		14,552,630		15,716,840
合計	6	688,988.1	108.0	283,179,204	102.5	305,833,538
	7	744,413.8		290,399,676		313,631,652
前年との増減		55,425.7		7,220,472		7,798,114

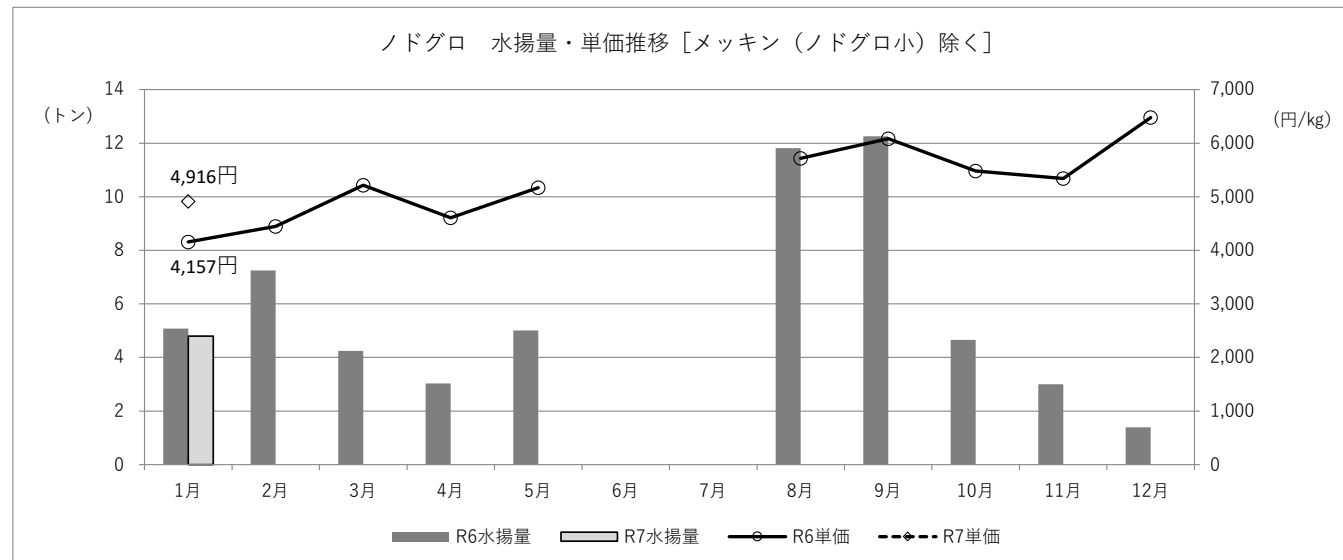
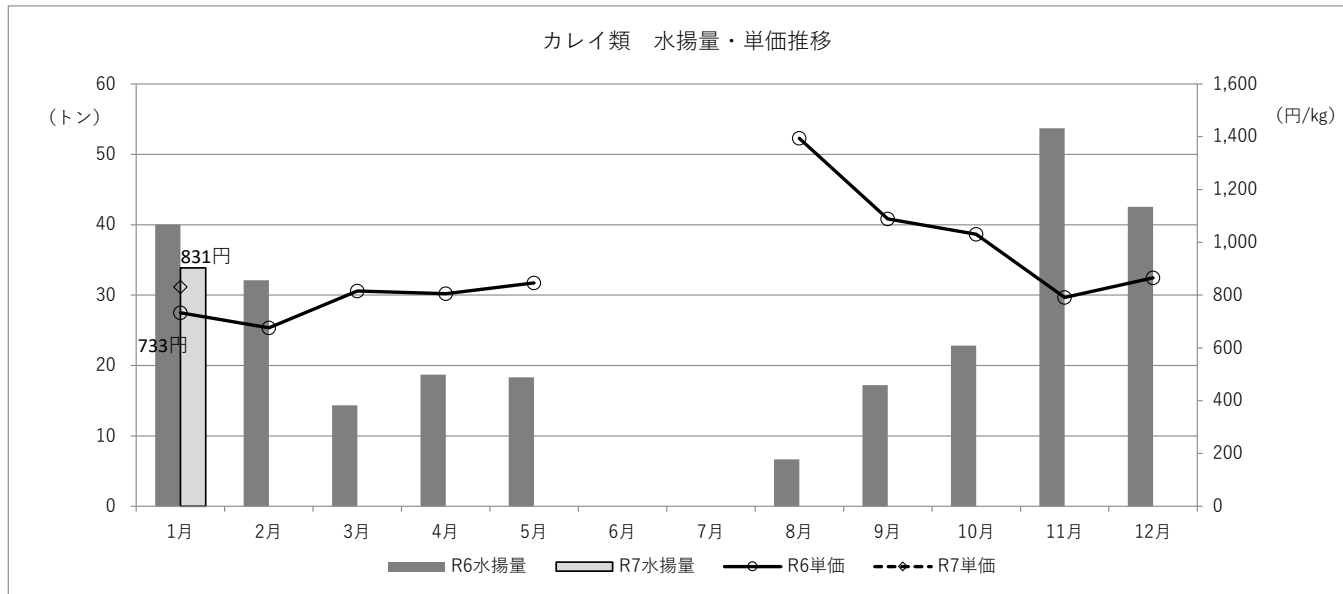
1月～1月累計

数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
186,684.1	117.0	158,320,910	105.0	170,986,583
218,411.5		166,212,355		179,509,345
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
0.0	-	0	-	0
48.0		48,850		52,758
384,818.0	33.1	73,178,172	34.3	79,032,426
127,298.0		25,065,897		27,071,169
29,937.6	348.0	11,380,707	143.3	12,291,163
104,178.2		16,304,948		17,609,344
78,471.0	319.7	18,410,173	179.2	19,882,987
250,889.0		32,991,291		35,630,594
0.0	-	0	-	0
24.0		23,200		25,056
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
963.7	3,281.7	1,288,060	1,898.4	1,391,104
31,625.7		24,452,450		26,408,646
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
749.0	169.0	2,292,290	182.6	2,475,673
1,265.7		4,184,810		4,519,595
80.1	348.4	304,190	312.2	328,526
279.1		949,818		1,025,805
715.6	284.3	1,058,380	187.1	1,143,050
2,034.7		1,980,485		2,138,922
24.1	119.9	80,390	156.4	86,820
28.9		125,700		135,756
675.2	133.0	822,750	120.3	888,570
898.1		989,500		1,068,660
673.1	255.6	706,680	179.1	763,214
1,720.5		1,265,752		1,367,013
0.0	-	0	-	0
1,102.0		1,116,650		1,205,982
51.3	226.3	89,080	151.9	96,206
116.1		135,340		146,167
5,145.3	87.3	15,247,422	95.4	16,467,216
4,494.3		14,552,630		15,716,840
688,988.1	108.0	283,179,204	102.5	305,833,538
744,413.8		290,399,676		313,631,652
55,425.7		7,220,472		7,798,114

令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.2
産業経済部水産振興課

地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

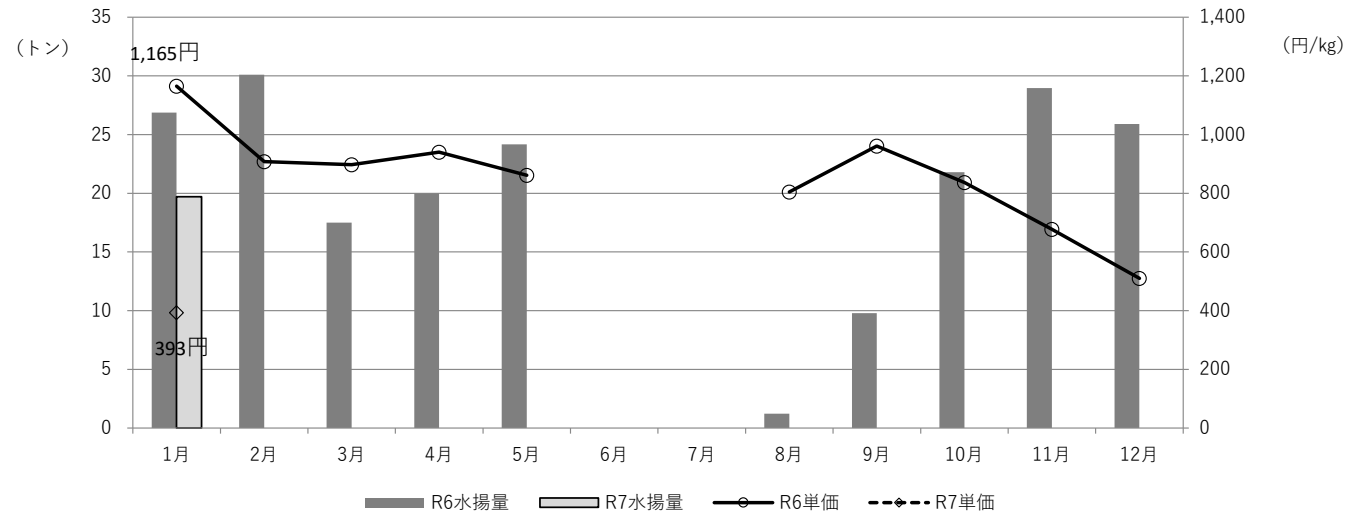
令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.3
産業経済部水産振興課



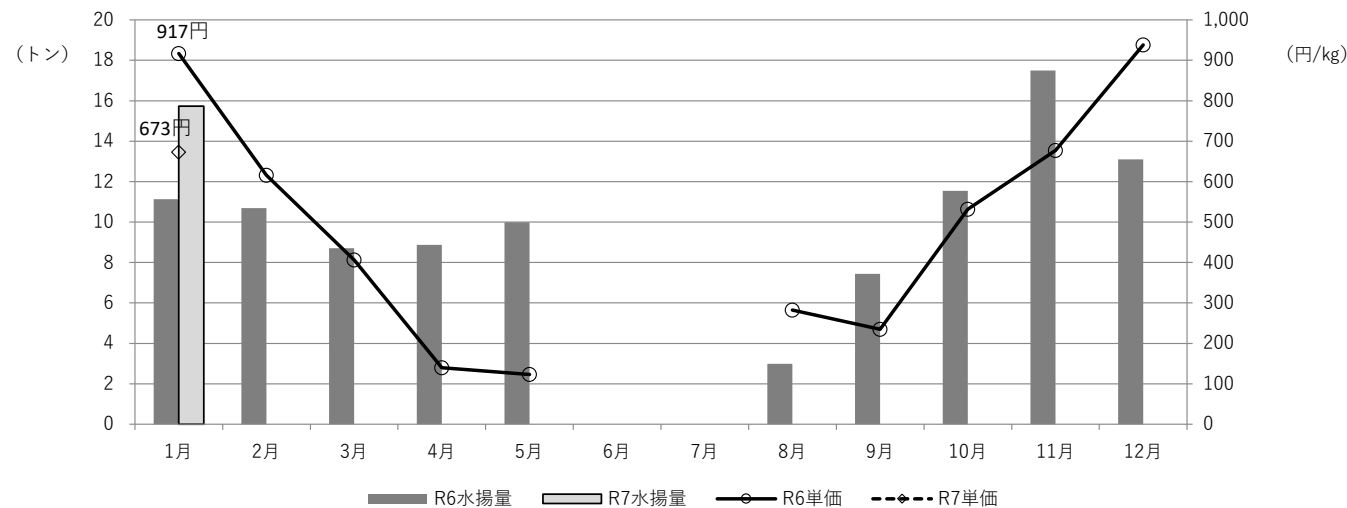
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課

アナゴ 水揚量・単価推移

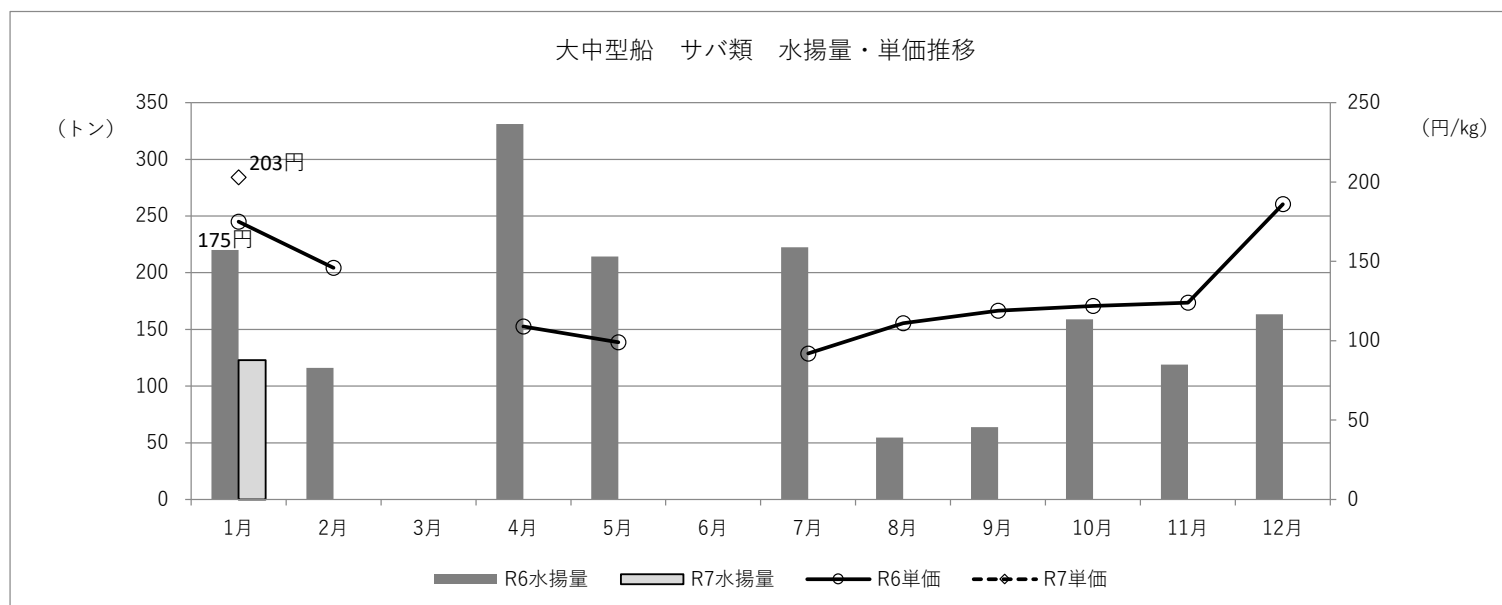
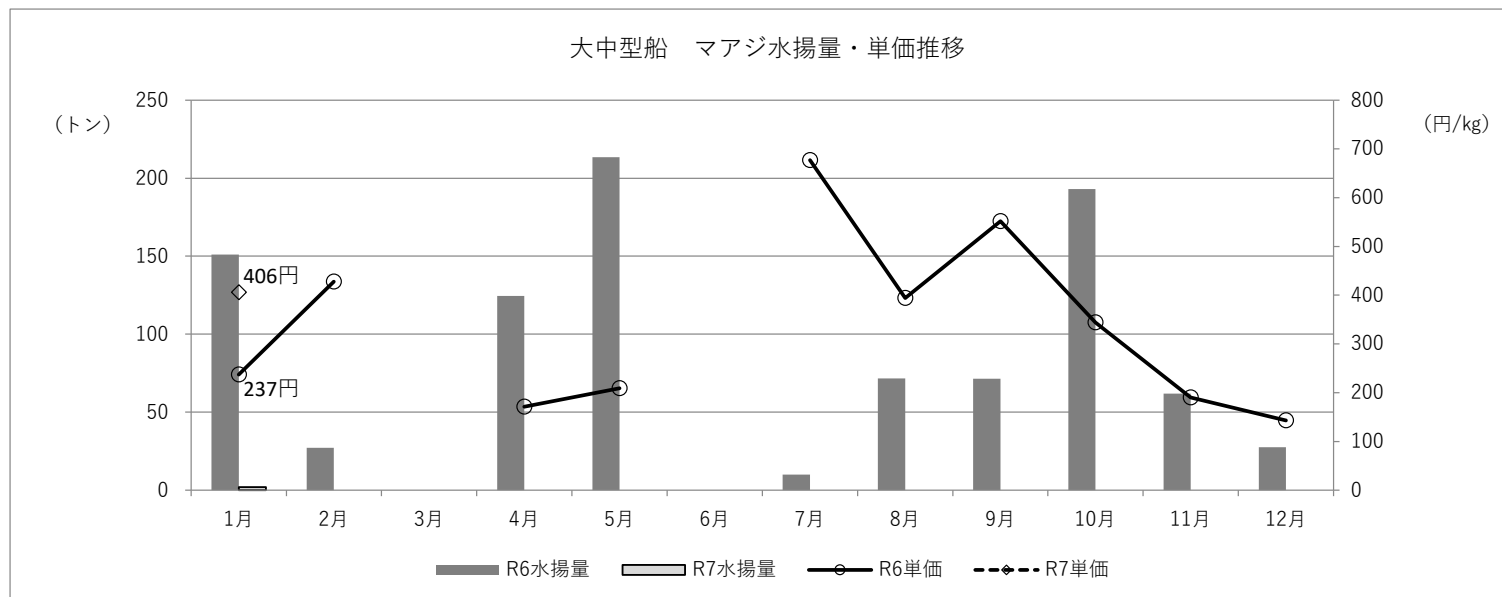


アンコウ 水揚量・単価推移



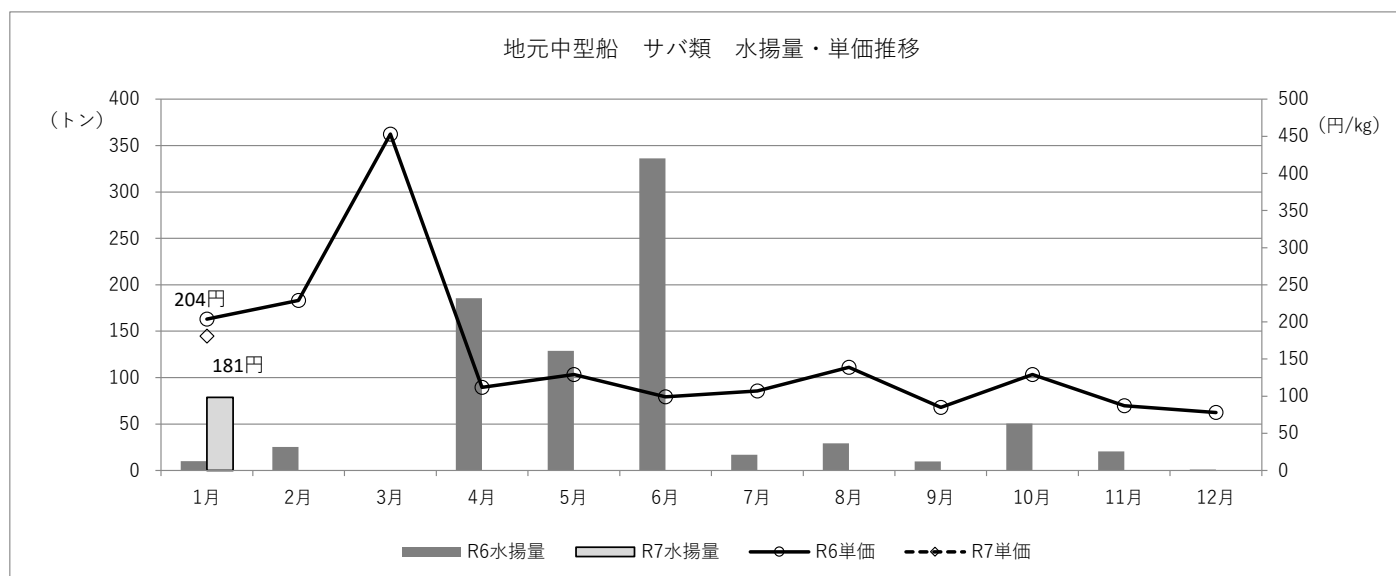
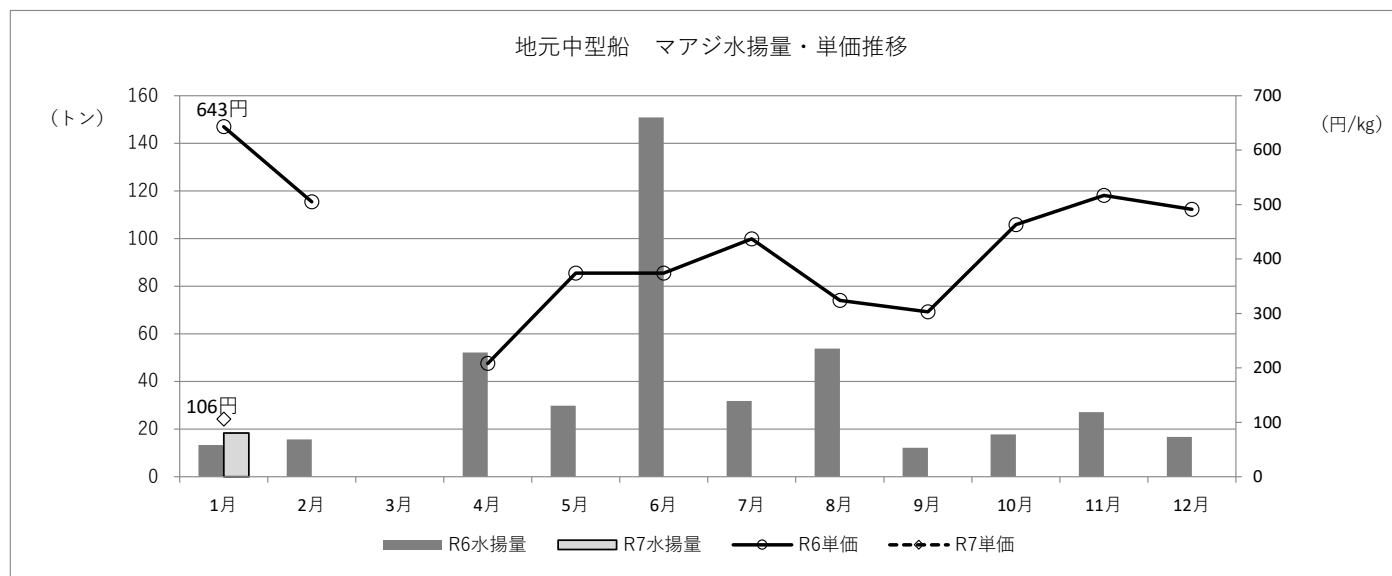
大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課



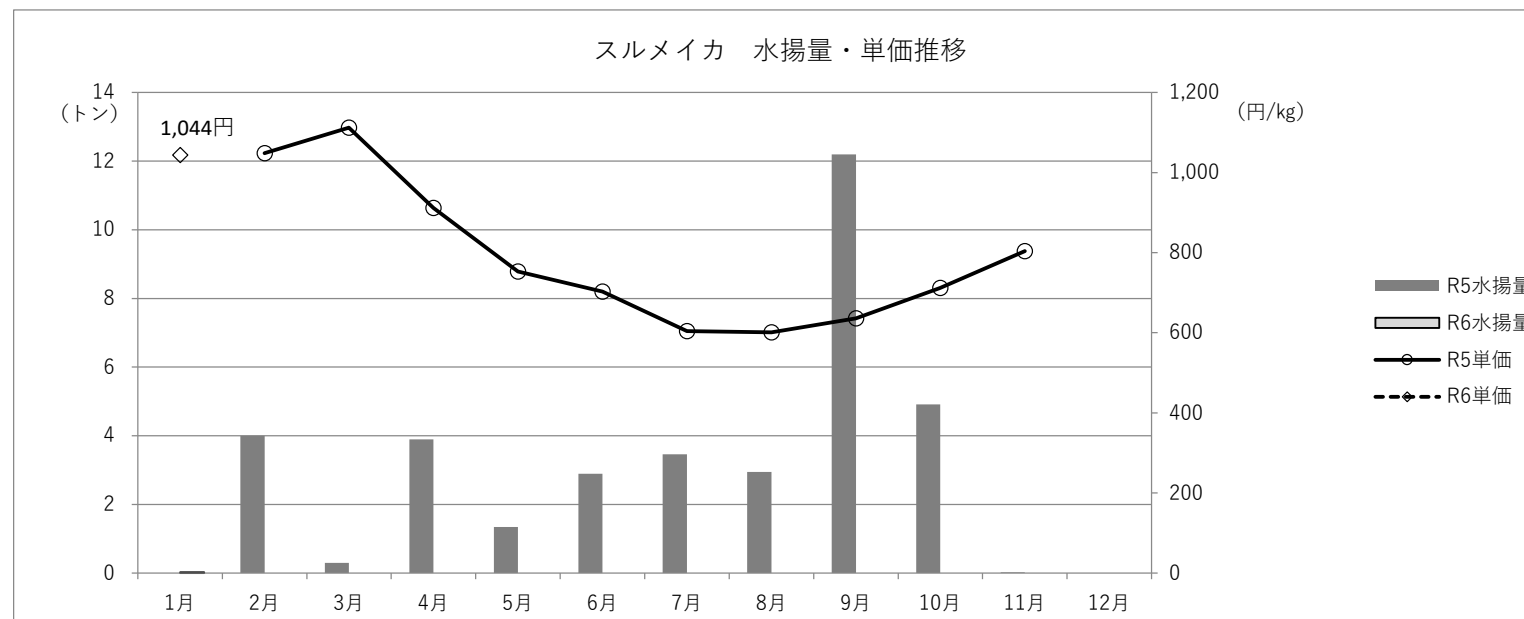
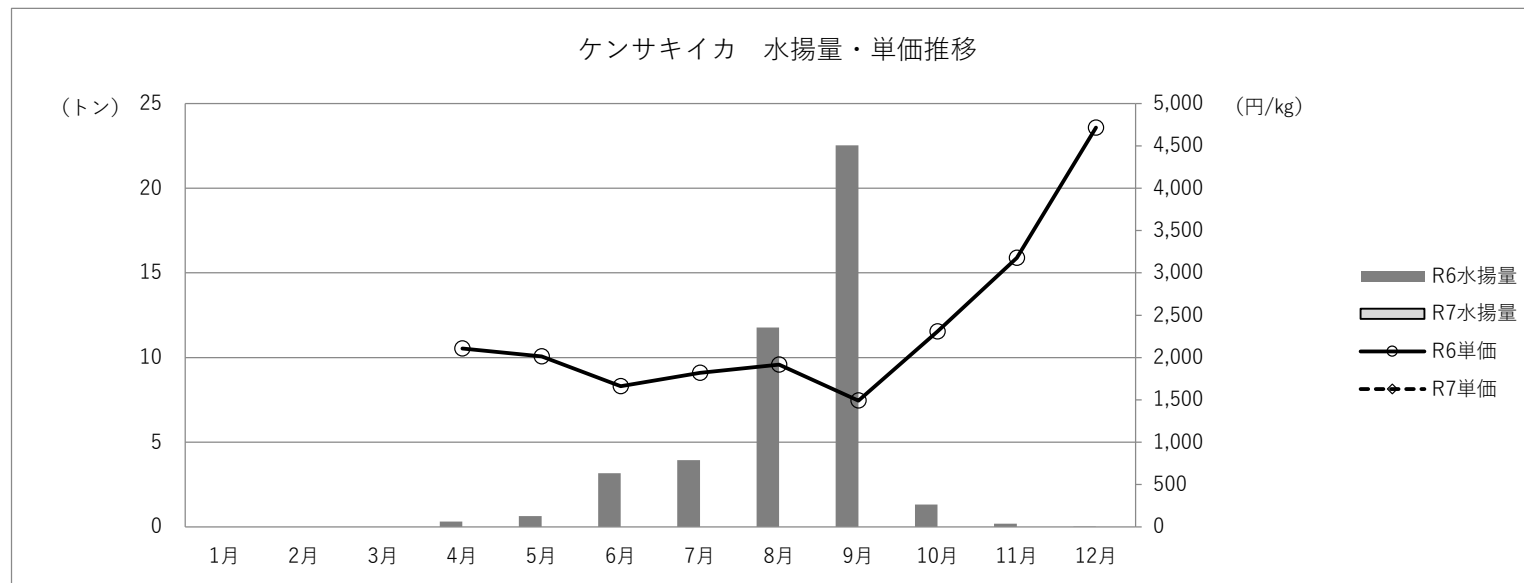
地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.6
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5 t 以上・5 t 未満） 主要魚種水揚量・単価の推移

令和7年3月7日
産業建設委員会資料No.7
産業経済部水産振興課





浜田漁港水揚げ資料

浜田市水産業振興協会

〒697-8501

島根県浜田市殿町1番地

浜田市産業経済部水産振興課内

2024 年報

令和6年1月

～令和6年12月

概況

令和6年1月～令和6年12月の水揚げは、数量が前年比1%増の10,571トン、金額が前年比3%減の36億5,382万円で、金額は前年を下回る実績となった。

水産業を取り巻く環境については、燃油等の価格高騰による漁労経費の増加、漁業就労者の高齢化、海洋環境の変化など、厳しい状況が続く1年となった。

地元沖合底曳網漁業（4ヶ統）の水揚量は、前年比4%増の2,043トン、水揚金額は前年比8%増の17億5,288万円であった。

地元中型まき網漁業の水揚量は、前年比40%減の1,460トン、水揚金額は前年比35%減の2億8,364万円であった。

そうした中、沖合底曳網漁業では令和5年8月に1船団が地元では35年振りに建造した新船での操業を開始し、令和6年5月に1年目の操業を終了した。また、別の1船団も新船建造に着手し、令和7年8月漁期からの操業を目指す。地元中型まき網漁業や定置網漁業においても、国の漁船リース事業を活用し漁船の更新に着手し、令和6年度中の完了が見込まれるなど、将来の安定操業に向けた体制構築が進むなど、明るい話題もあった1年となった。

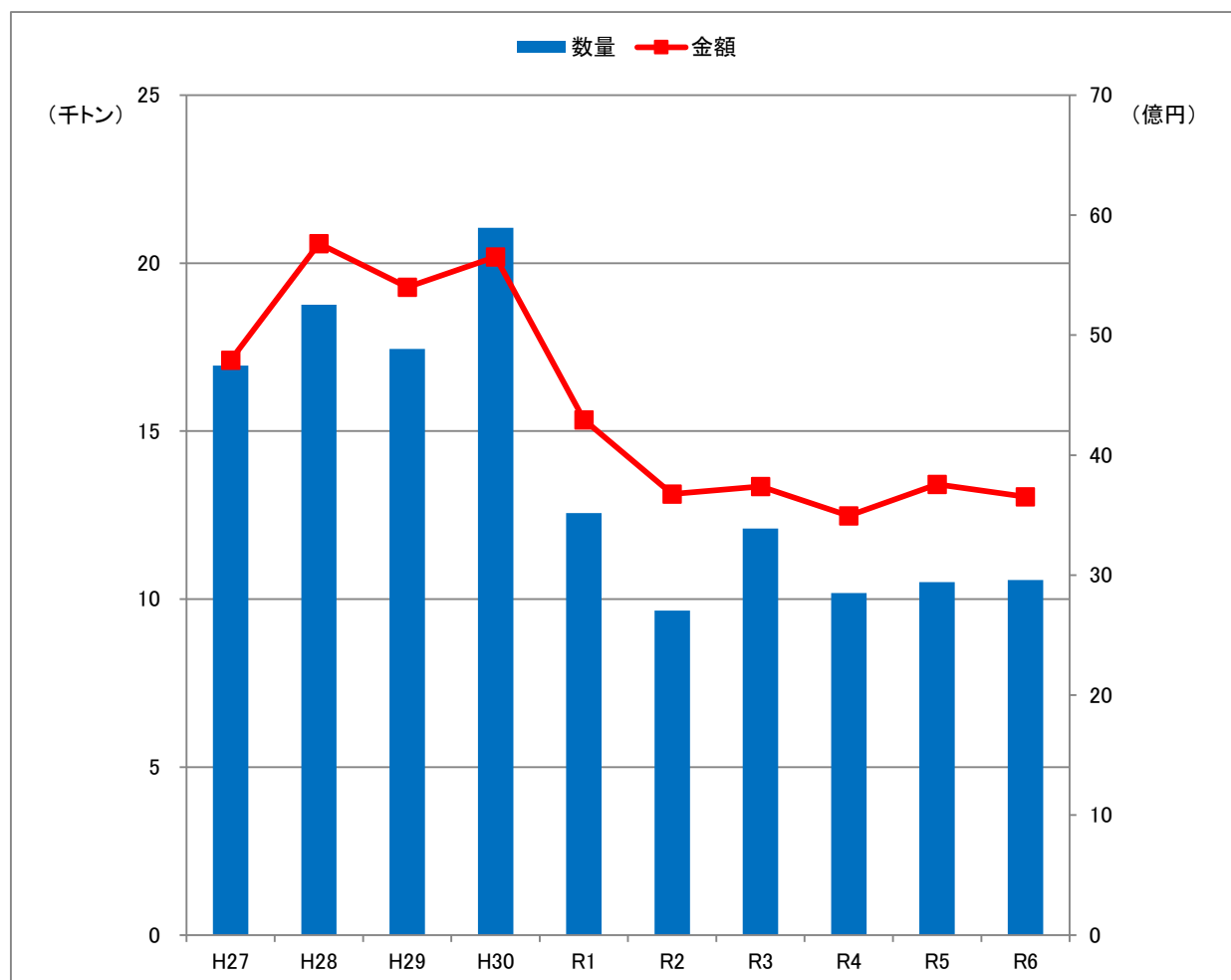
【R6】数量:10,571,035.5kg(前年比1%増) 金額:3,653,816,318円(前年比3%減)

【R5】数量:10,510,151.7kg 金額:3,755,773,723円

主な漁業種類		数 量	金 額
地元沖合底曳網漁業	R6	2,043,130.9kg 前年比4%増	1,752,878,515円 前年比8%増
	R5	1,957,060.1kg	1,628,413,820円
大中型まき網漁業	R6	4,427,086kg 前年比増減なし	654,247,050円 前年比19%減
	R5	4,448,642kg	810,929,732円
地元中型まき網漁業	R6	1,460,133.5kg 前年比40%減	283,643,137円 前年比35%減
	R5	2,435,967.2kg	438,330,189円
地元外中型まき網漁業	R6	1,823,416kg 前年比67%増	461,392,658円 前年比101%増
	R5	1,092,347kg	229,955,422円
小型いか釣漁業 (5トン以上)	R6	77,163.5kg 前年比19%減	96,828,185円 前年比%4増
	R5	94,736kg	93,229,008円
一本釣漁業 (採貝藻含む)	R6	159,789.5kg 前年比1%増	152,624,322円 前年比2%減
	R5	158,802.3kg	155,506,624円

水揚げ推移(10年)

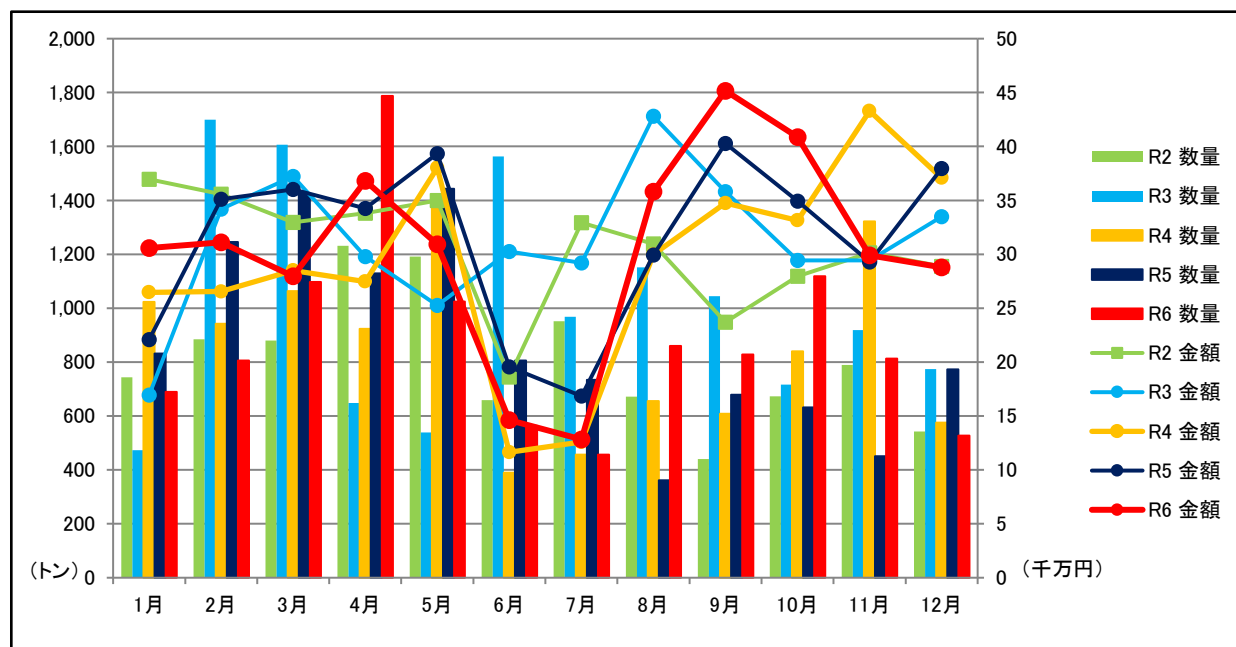
	数量(kg)	金額(円)
平成27年	16,952,951.2	4,791,003,647
平成28年	18,762,960.1	5,763,633,035
平成29年	17,447,879.0	5,399,988,531
平成30年	21,054,080.7	5,652,462,073
令和元年	12,563,402.7	4,295,025,413
令和2年	9,657,451.0	3,675,184,289
令和3年	12,105,900.3	3,738,407,157
令和4年	10,183,917.8	3,495,014,709
令和5年	10,510,151.7	3,755,773,723
令和6年	10,571,035.5	3,653,816,318



月別水揚げ(5年)

数量(kg)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
1月	743,282.2	473,345.4	1,023,807.7	831,352.0	688,988.1
2月	884,978.7	1,699,696.9	941,690.9	1,245,873.5	805,987.9
3月	880,177.4	1,606,443.2	1,063,347.7	1,423,999.1	1,097,640.8
4月	1,231,698.2	648,696.1	923,136.9	1,129,320.8	1,787,888.6
5月	1,191,552.2	539,493.0	1,384,862.6	1,443,528.1	1,024,385.4
6月	659,160.6	1,563,314.7	390,002.1	805,615.6	563,682.5
7月	951,060.8	968,451.1	456,207.1	734,330.3	456,466.8
8月	671,573.4	1,151,961.2	655,194.4	360,960.4	859,379.3
9月	440,266.9	1,044,683.0	608,361.3	679,140.6	828,157.8
10月	672,469.0	716,736.1	839,870.9	632,303.7	1,118,046.2
11月	788,798.6	918,477.3	1,321,799.4	451,104.8	813,201.2
12月	542,433.0	774,602.3	575,636.8	772,622.8	527,210.9
合計	9,657,451.0	12,105,900.3	10,183,917.8	10,510,151.7	10,571,035.5

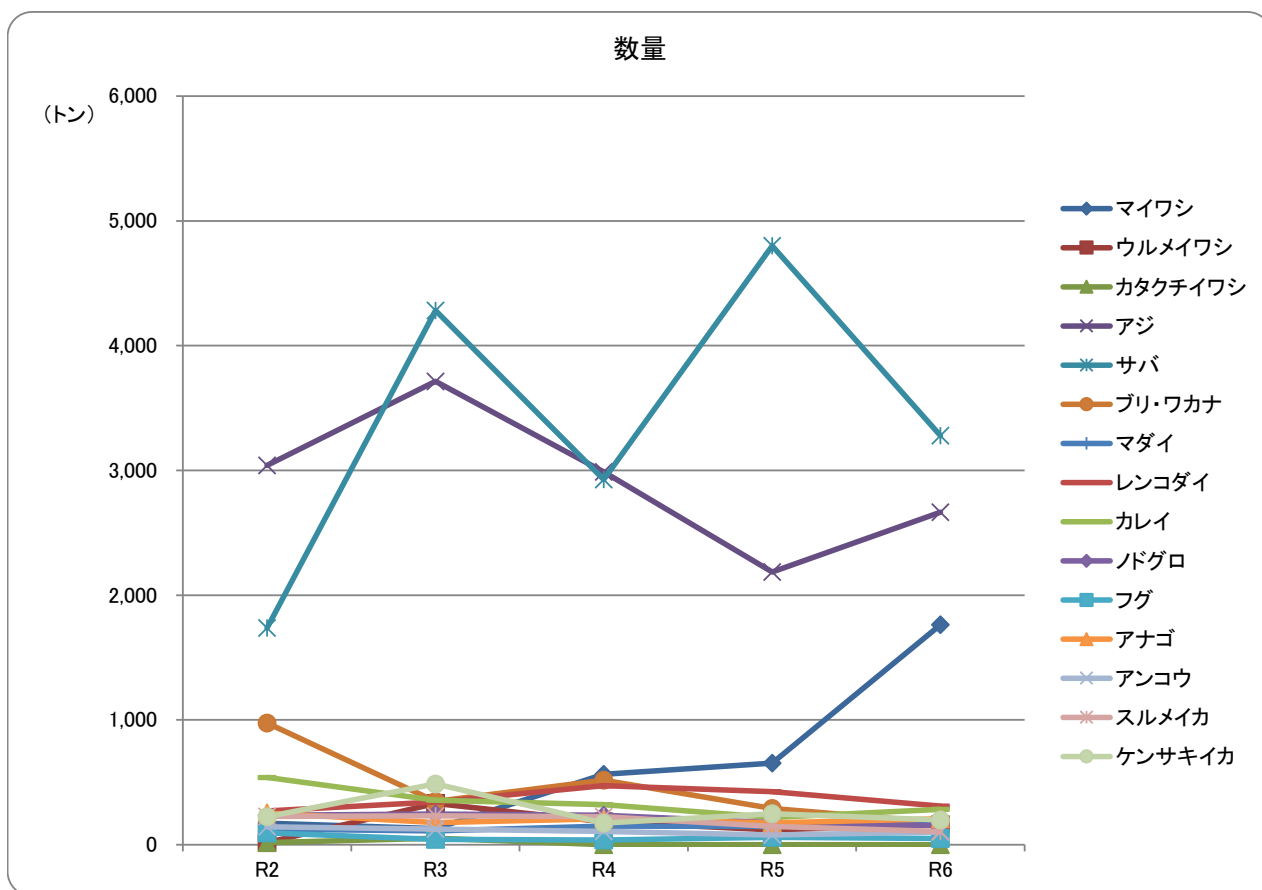
金額(円)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
1月	369,590,938	169,415,636	264,780,269	220,725,996	305,833,538
2月	355,821,337	342,040,756	265,487,302	351,161,576	311,004,137
3月	329,619,908	372,345,406	285,041,289	360,192,966	279,673,112
4月	338,275,310	297,830,961	274,689,504	342,478,268	368,198,849
5月	350,011,601	252,665,365	380,290,691	393,271,658	309,191,427
6月	186,294,185	302,658,496	116,381,572	195,679,636	146,177,119
7月	329,229,196	291,935,367	125,893,357	168,455,512	128,278,382
8月	309,730,591	427,951,604	299,806,367	299,261,195	358,246,824
9月	237,110,066	358,050,225	347,416,709	402,838,358	451,703,219
10月	279,554,501	294,362,157	331,423,562	349,340,728	408,731,690
11月	301,305,619	294,351,354	432,905,910	292,783,054	298,922,954
12月	288,641,037	334,799,830	370,898,177	379,584,776	287,855,067
合計	3,675,184,289	3,738,407,157	3,495,014,709	3,755,773,723	3,653,816,318



主要魚種の推移(5年)

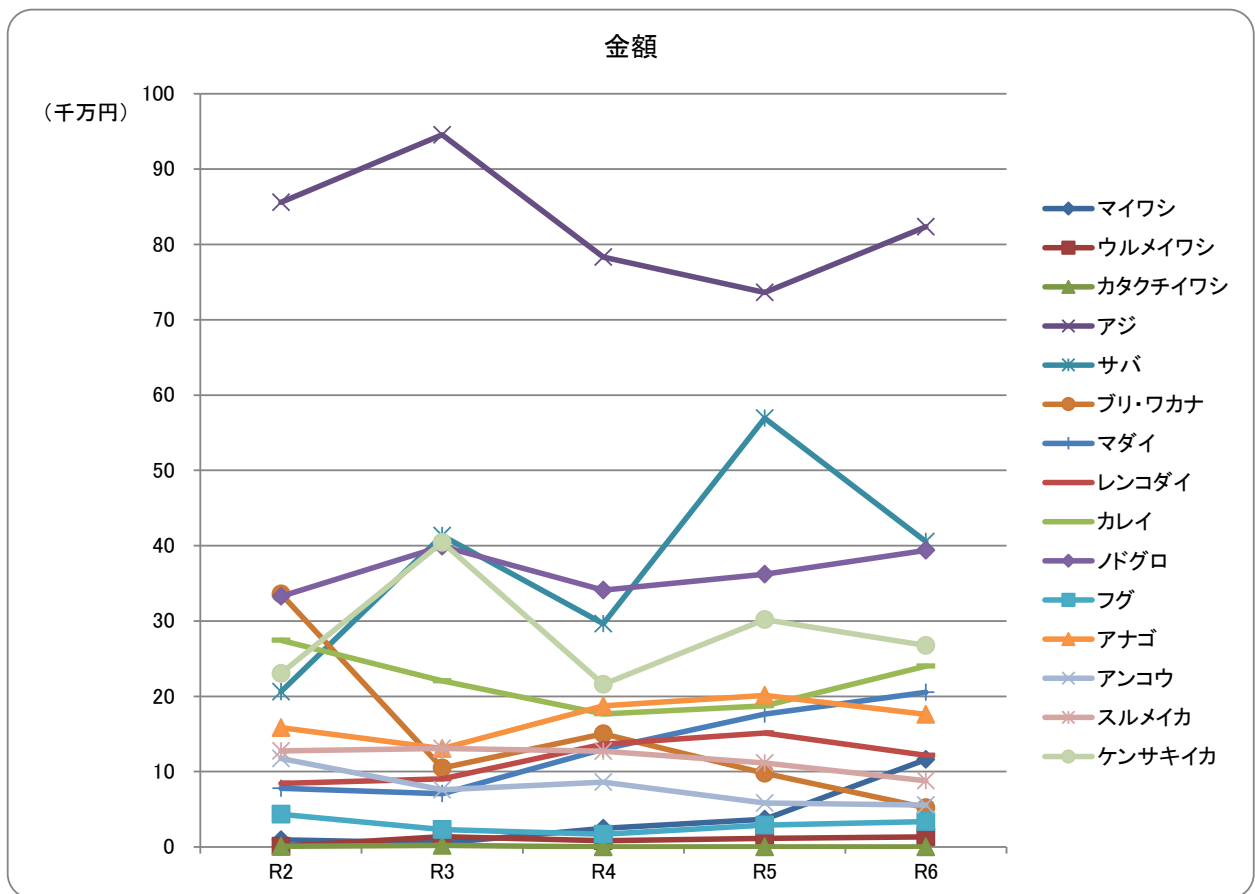
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	173,833.6	129,004.0	565,593.1	655,019.2	1,762,707.1
ウルメイワシ	17,167.7	330,617.2	183,641.4	118,652.5	160,233.4
カタクチイワシ	16,237.0	52,067.0	836.0	61.0	11.0
アジ	3,041,084.6	3,713,945.3	2,989,135.7	2,185,980.4	2,665,441.5
サバ	1,736,658.9	4,281,206.9	2,926,439.1	4,799,624.8	3,279,709.9
ブリ・ワカナ	975,622.1	346,653.5	517,198.9	291,406.2	177,532.2
マダイ	125,045.0	110,771.9	149,296.5	145,819.8	173,852.4
レンコダイ	270,839.5	341,886.6	473,414.0	424,470.5	308,519.5
カレイ	539,489.7	357,768.3	320,517.9	218,614.9	283,602.2
ノドグロ	236,456.9	245,948.0	236,157.1	178,136.3	152,782.6
フグ	95,000.8	42,315.8	37,786.2	59,775.2	50,578.0
アナゴ	254,259.1	178,540.2	209,049.0	175,129.1	207,252.6
アンコウ	143,594.8	126,256.8	106,996.2	77,957.9	101,964.0
スルメイカ	226,001.5	231,376.4	224,129.9	146,141.4	106,473.5
ケンサキイカ	224,304.2	487,681.9	173,416.5	248,206.5	198,495.2
その他	1,581,855.6	1,129,860.5	1,070,310.2	785,156.0	941,880.4
合計	9,657,451.0	12,105,900.3	10,183,917.7	10,510,151.7	10,571,035.5

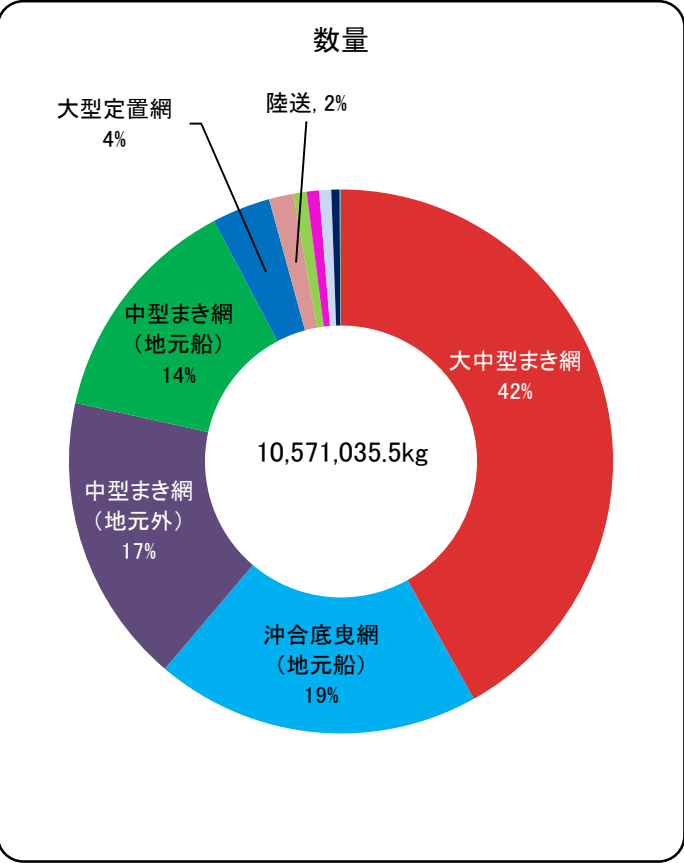


【金額(円)】

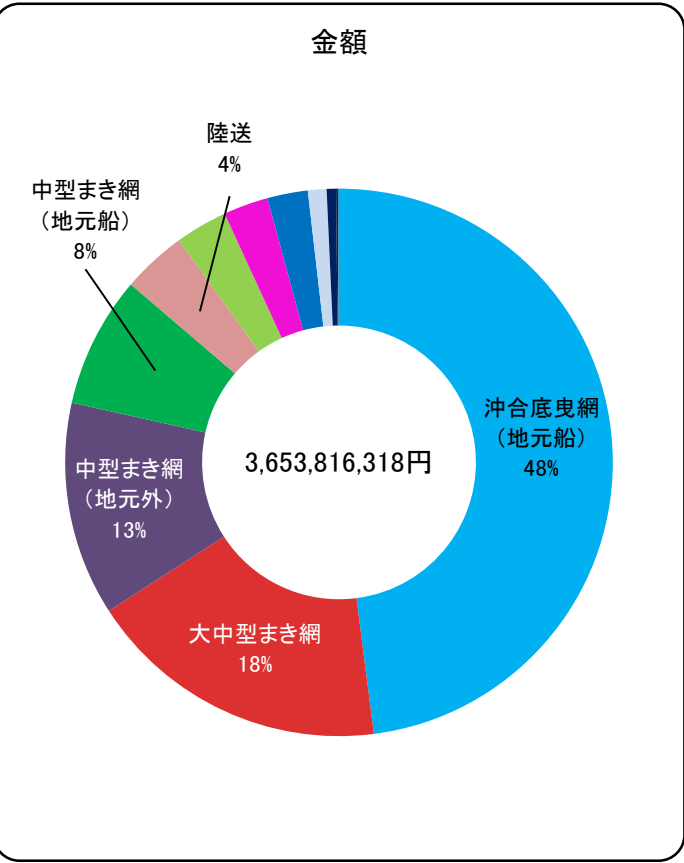
魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	9,360,418	5,282,240	24,631,517	36,904,358	116,074,627
ウルメイワシ	798,191	13,682,426	8,239,463	11,568,303	13,506,903
カタクチイワシ	669,940	2,101,053	63,018	16,308	2,916
アジ	855,819,463	945,600,157	783,195,264	736,191,916	823,366,388
サバ	206,138,037	413,200,803	296,256,025	569,226,416	405,606,982
ブリ・ワカナ	336,061,853	104,710,395	150,202,412	97,626,627	52,111,278
マダイ	77,786,017	70,652,709	130,036,737	176,479,884	205,335,306
レンコダイ	84,388,835	90,488,210	136,639,776	151,308,303	121,684,559
カレイ	274,401,489	220,467,207	176,626,356	187,206,206	240,051,737
ノドグロ	332,635,714	399,248,097	341,038,127	361,965,693	393,601,240
フグ	43,404,572	23,069,449	16,844,109	28,941,043	33,554,080
アナゴ	158,307,095	130,647,789	187,190,754	201,236,630	175,897,542
アンコウ	117,466,878	75,778,101	85,969,086	58,295,705	55,666,560
スルメイカ	127,410,405	130,783,345	127,162,983	111,418,464	87,866,591
ケンサキイカ	230,266,975	404,495,589	215,931,600	301,738,202	267,377,067
その他	820,268,407	708,199,587	814,987,482	725,649,665	662,112,542
合計	3,675,184,289	3,738,407,157	3,495,014,709	3,755,773,723	3,653,816,318



令和6年 漁業別水揚げ

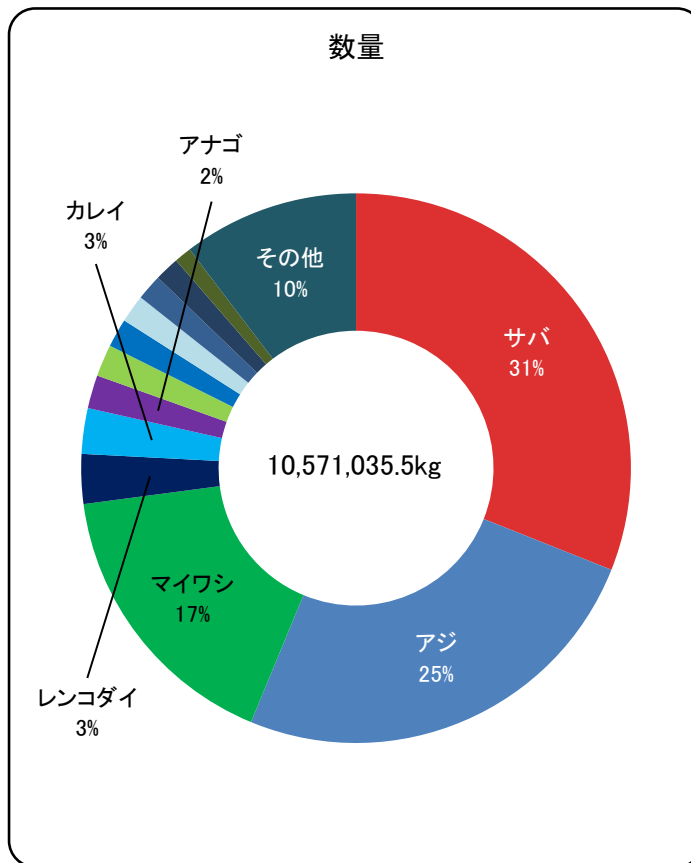


漁業種類		数量(kg)	%
1	大 中 型 ま き 網	4,427,086.0	41.9
2	沖 合 底 曳 船 網 (地 元 船)	2,043,130.9	19.3
3	中 (地 元 外) ま き 網	1,823,416.0	17.3
4	中 (地 元 船) ま き 網	1,460,133.5	13.8
5	大 型 定 置 網	367,015.9	3.5
6	陸 送	153,663.8	1.5
7	一 本 釣	83,284.8	0.8
8	小 型 い か 釣 (5 ト ン 以 上)	77,163.5	0.7
9	採 貝 藻	76,504.7	0.7
10	そ の 他	51,599.2	0.5
11	小 型 定 置 網	5,073.2	0.1
12	い か 釣 (5 ト ン 未 満)	2,964.0	0.0
13	沖 合 底 曳 船 網 (地 元 外)	0.0	0.0
14	小 型 底 曳 網	0.0	0.0
15	し い ら 網	0.0	0.0

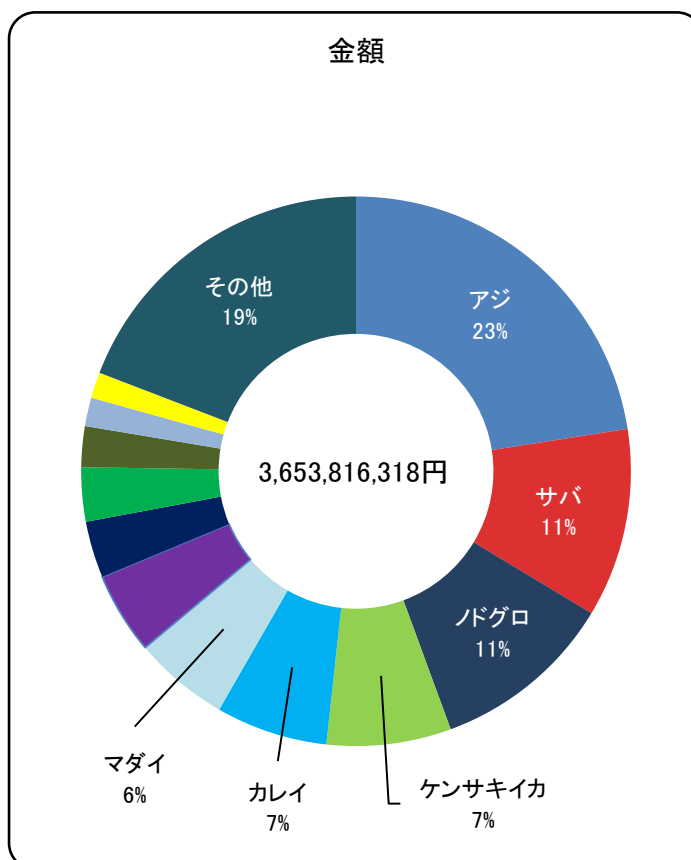


漁業		金額(円)	%
1	沖 合 底 曳 船 網 (地 元 船)	1,752,878,515	48.0
2	大 中 型 ま き 網	654,247,050	17.9
3	中 (地 元 外) ま き 網	461,392,658	12.6
4	中 (地 元 船) ま き 網	283,643,137	7.8
5	陸 送	138,787,122	3.8
6	一 本 釣	112,528,733	3.1
7	小 型 い か 釣 (5 ト ン 以 上)	96,828,185	2.7
8	大 型 定 置 網	87,471,474	2.4
9	採 貝 藻	40,095,589	1.1
10	そ の 他	19,995,377	0.6
11	い か 釣 (5 ト ン 未 満)	3,898,143	0.1
12	小 型 定 置 網	2,050,335	0.1
13	沖 合 底 曳 船 網 (地 元 外)	0	0.0
14	小 型 底 曳 網	0	0.0
15	し い ら 網	0	0.0

令和6年 魚種別水揚げ



魚種	数量(kg)	%
1 サバ	3,279,709.9	31.0
2 アジ	2,665,441.5	25.2
3 マイワシ	1,762,707.1	16.7
4 レンコダイ	308,519.5	2.9
5 カレイ	283,602.2	2.7
6 アナゴ	207,252.6	2.0
7 ケンサキイカ	198,495.2	1.9
8 ブリ	177,532.2	1.7
9 マダイ	173,852.4	1.6
10 ウルメイワシ	160,233.4	1.5
11 ノドグロ	152,782.6	1.5
12 スルメイカ	106,473.5	1.0
13 その他	1,094,433.4	10.4



魚種	金額(円)	%
1 アジ	823,366,388	22.5
2 サバ	405,606,982	11.1
3 ノドグロ	393,601,240	10.8
4 ケンサキイカ	267,377,067	7.3
5 カレイ	240,051,737	6.6
6 マダイ	205,335,306	5.6
7 アナゴ	175,897,542	4.8
8 レンコダイ	121,684,559	3.3
9 マイワシ	116,074,627	3.2
10 スルメイカ	87,866,591	2.4
11 その他の水産動物	61,305,365	1.7
12 アンコウ	55,666,560	1.5
13 その他	699,982,354	19.2

令和6年 漁業種類別水揚量

月 漁業		1月	2月	3月	4月	5月	6月
沖 合 底 曳 網 (地 元 船)		186,684.1	220,153.7	215,046.1	230,393.8	188,152.9	0.0
沖 合 底 曳 網 (地 元 外)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小 型 底 曳 網		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大 中 型 ま き 網		384,818.0	282,086.0	669,372.0	1,149,208.0	577,805.0	0.0
中 型 ま き 網 (地 元 船)		29,937.6	44,852.4	132,224.4	291,628.6	163,872.0	498,890.3
中 型 ま き 網 (地 元 外)		78,471.0	227,021.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小 型 い か 釣 (5 ト ン 以 上)		0.0	4,167.0	294.0	3,898.0	1,662.0	6,081.0
い か 釣 (5 ト ン 未 満)		0.0	0.0	0.0	372.0	324.0	0.0
大 型 定 置 網		963.7	1,453.1	39,845.2	47,746.3	12,785.8	32,010.7
小 型 定 置 網		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	649.6
し い ら 網		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一 本 釣		2,709.9	4,916.8	9,712.5	12,235.7	6,743.9	10,654.0
地 区 内 訳	(浜 田)	664.1	586.4	5,784.2	4,430.9	1,577.1	3,493.6
	(国 府)	57.0	231.0	127.6	343.9	403.2	1,281.2
	(長 浜)	657.9	1,148.9	2,107.9	3,043.4	1,799.1	1,561.8
	(津 摩)	24.1	168.4	409.6	1,821.6	989.2	1,590.1
	(三 隅)	668.0	777.9	546.2	352.3	277.1	595.0
	(江 津)	638.8	2,004.2	737.0	2,243.6	1,698.2	2,132.3
採 貝 藻		207.2	1202.2	15,327.6	32,542.0	17,601.2	136.9
近 隣 支 所		0.0	16,507.0	11,518.5	9,527.0	1,797.7	1,792.1
そ の 他		51.3	112.5	109.9	255.8	82.7	28.7
陸 送		5,145.3	3,516.2	4,190.6	10,081.4	53,558.2	13,439.2
合 計		688,988.1	805,987.9	1,097,640.8	1,787,888.6	1,024,385.4	563,682.5

(単位:kg)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
0.0	84,813.6	154,397.9	247,412.9	250,336.5	265,739.4	2,043,130.9
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
247,885.0	137,601.0	164,041.0	368,060.0	226,853.0	219,357.0	4,427,086.0
51,050.6	86,627.0	23,469.0	69,972.8	48,238.8	19,370.0	1,460,133.5
101,233.0	508,810.0	403,873.0	275,415.0	228,593.0	0.0	1,823,416.0
7,415.5	13,896.0	33,582.0	5,982.0	178.0	8.0	77,163.5
0.0	824.0	1,156.0	244.0	40.0	4.0	2,964.0
21,698.7	7,341.4	15,377.4	130,544.2	46,778.4	10,471.0	367,015.9
2,175.4	157.1	2,071.1	20.0	0.0	0.0	5,073.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6,707.9	6,213.0	8,082.3	6,651.5	5,573.6	3,083.7	83,284.8
1,941.6	1,921.1	3,202.3	1,425.9	1,410.7	1,033.6	27,471.5
678.5	1,177.2	895.1	365.9	339.4	90.5	5,990.5
857.3	562.6	821.7	2,235.9	1,293.0	697.0	16,786.5
501.0	697.5	842.2	370.1	385.9	14.2	7,813.9
640.0	317.0	474.0	249.0	222.4	192.9	5,311.8
2,089.5	1,537.6	1,847.0	2,004.7	1,922.2	1,055.5	19,910.6
630.3	521.2	5,918	2,053.7	140.0	224.5	76,504.7
2,173.5	1,488.0	3,185.0	2,192.0	300.0	0.0	50,480.8
84.3	68.8	157.3	60.3	103.0	3.8	1,118.4
15,412.6	11,018.2	12,847.9	9,437.8	6,066.9	8,949.5	153,663.8
456,466.8	859,379.3	828,157.8	1,118,046.2	813,201.2	527,210.9	10,571,035.5

令和6年 漁業種類別水揚金額

月 漁業		1月	2月	3月	4月	5月	6月
沖 合 底 曳 網 (地 元 船)		170,986,583	191,185,288	197,332,172	177,911,227	162,264,900	0
沖 合 底 曳 網 (地 元 外)		0	0	0	0	0	0
小 型 底 曳 網		0	0	0	0	0	0
大 中 型 ま き 網		79,032,426	44,223,932	41,564,443	104,615,500	88,845,491	0
中 型 ま き 網 (地 元 船)		12,291,163	15,160,738	10,031,074	36,543,309	28,725,106	94,497,302
中 型 ま き 網 (地 元 外)		19,882,987	35,192,191	0	0	0	0
小 型 い か 釣 (5 ト ン 以 上)		0	4,318,207	326,916	3,895,851	1,908,825	7,323,749
い か 釣 (5 ト ン 未 満)		0	0	0	362,794	400,929	0
大 型 定 置 網		1,391,104	1,687,326	4,832,876	11,046,372	6,021,998	15,478,057
小 型 定 置 網		0	0	0	0	0	509,188
し い ら 網		0	0	0	0	0	0
一 本 釣		3,449,605	5,762,579	14,070,564	15,011,219	6,709,991	13,587,697
地 区 内 訳	(浜田)	1,209,265	901,619	9,757,967	7,376,603	1,531,218	3,828,143
	(国府)	71,486	435,096	328,442	615,250	701,812	2,225,134
	(長浜)	622,814	1,134,865	2,059,269	2,460,492	1,407,167	1,433,074
	(津摩)	86,820	212,270	222,826	810,403	780,214	1,472,850
	(三隅)	789,102	834,376	661,641	455,847	260,820	939,362
	(江津)	670,118	2,244,353	1,040,419	3,292,624	2,028,760	3,689,134
採 貝 藻		2,236,248	4,560,236	5,437,524	8,730,093	2,409,556	407,981
近 隣 支 所		0	4,266,896	1,567,095	2,488,105	1,779,371	1,323,767
そ の 他		96,206	113,573	68,942	226,243	195,880	187,564
陸 送		16,467,216	4,533,171	4,441,506	7,368,136	9,929,380	12,861,814
合 計		305,833,538	311,004,137	279,673,112	368,198,849	309,191,427	146,177,119

(単位:円)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
0	124,062,786	179,081,805	184,737,869	174,767,360	190,548,525	1,752,878,515
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
29,093,446	35,261,153	53,953,907	91,893,431	38,035,554	47,727,767	654,247,050
17,810,124	23,897,764	4,851,280	15,144,098	16,038,244	8,652,935	283,643,137
28,220,835	117,242,175	137,250,567	75,737,345	47,866,558	0	461,392,658
9,276,173	23,133,102	39,905,460	6,225,282	474,876	39,744	96,828,185
0	1,205,993	1,453,065	308,718	149,796	16,848	3,898,143
10,404,140	3,223,606	5,720,095	18,484,529	7,429,193	1,752,178	87,471,474
861,224	35,510	629,293	15,120	0	0	2,050,335
0	0	0	0	0	0	0
11,609,559	12,675,308	11,514,344	6,124,297	7,115,814	4,897,756	112,528,733
2,937,250	3,747,201	4,308,564	1,724,178	3,228,699	2,689,167	43,239,874
1,347,008	2,949,307	1,892,064	615,031	367,425	145,833	11,693,888
1,002,387	1,092,838	1,041,061	1,355,639	921,124	802,894	15,333,624
948,173	1,201,759	1,127,811	268,056	713,228	24,300	7,868,710
1,485,022	534,286	516,608	159,840	139,158	387,828	7,163,890
3,889,719	3,149,917	2,628,236	2,001,553	1,746,180	847,734	27,228,747
2,831,889	2,841,102	4,949,468	1,970,838	166,050	3,554,604	40,095,589
2,968,129	1,853,928	1,261,537	804,071	191,246	0	18,504,145
120,809	90,558	160,240	96,260	126,749	8,208	1,491,232
15,082,054	12,723,839	10,972,158	7,189,832	6,561,514	30,656,502	138,787,122
128,278,382	358,246,824	451,703,219	408,731,690	298,922,954	287,855,067	3,653,816,318

令和6年 魚種別水揚量

	月 魚種		1月	2月	3月	4月	5月
魚種	ア カ ア マ ダ イ	○	1,020.7	943.5	1,137.7	2,703.8	3,067.6
	ア ナ ゴ	○	26,944.7	30,145.5	17,602.6	20,181.7	24,197.0
	ア シ コ ウ	○	11,136.2	10,699.3	8,705.5	8,869.5	9,988.5
	ウ チ ワ エ ビ	○	239.0	271.5	341.0	213.0	136.0
	カ レ イ	○	40,723.1	32,811.6	14,427.5	19,390.8	20,964.2
	サ ワ ラ	○	10,740.1	5,501.4	1,858.9	2,470.5	484.0
	シ イ ラ	○	84.0	15.0	0.0	0.0	20.0
	タ チ ウ オ	○	185.0	240.0	275.0	150.0	135.0
	ダ ル マ	○	0.0	0.0	30.1	189.8	0.0
	ト ビ ウ オ	○	0.0	0.0	0.0	10.3	2,098.3
	ニ ギ ス	○	860.0	2,004.0	86.0	308.0	1,030.0
	ノ ド グ ロ	○	14,249.5	19,021.0	12,033.0	12,249.0	13,141.0
	バ ト ウ	○	2,399.5	2,726.0	4,166.0	4,046.0	9,533.5
	ブ リ	○	6,216.4	14,633.8	4,881.8	46,156.4	44,484.6
	マ ア ジ	○	208,393.0	59,175.3	7,883.5	193,548.8	255,188.5
	アジ(マアジ以外)		22,893.0	7,220.0	1,184.0	2,050.0	301.0
	マ サ バ	○	254,706.0	355,727.6	607.6	517,565.4	346,906.6
	サバ(マサバ以外)		4,738.0	138.8	0.0	227.0	35.0
	マ ダ イ	○	11,312.0	15,486.0	16,295.0	18,922.6	19,973.9
	マ フ グ	○	7,800.0	17,830.0	6,180.9	714.0	220.0
	フグ(マフグ以外)		2,341.0	1,817.0	1,257.0	1,048.8	1,772.4
	レ シ コ ダ イ	○	17,692.0	27,387.0	29,854.0	40,351.2	31,655.6
	マ イ ワ シ		0.0	137,455.0	849,662.6	739,083.8	24,009.7
	ウ ル メ イ ワ シ		856.0	4,920.0	0.0	4,605.6	101,265.0
	カ タ ク チ イ ワ シ		0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
	カ ツ オ		748.0	1,109.0	0.0	170.0	0.0
	マ グ ロ		462.0	208.6	171.8	102.5	1,668.5
	ヒ ラ メ		4,057.6	3,125.3	2,262.0	4,545.4	4,590.3
	イ サ キ		51.0	186.0	126.0	996.0	28,604.2
	ホ ウ ボ ウ ・ ガ ラ		1,354.0	1,139.0	1,483.0	2,107.5	1,265.2
	そ の 他 の 魚 類		20,588.6	32,674.0	44,947.9	41,287.9	19,650.5
	魚 類 小 計			672,790.4	784,611.2	1,027,460.4	1,684,265.3
イカ類	ケ シ サ キ イ カ	○	1,088.1	5,633.9	34,786.3	36,214.5	26,720.1
	ス ル メ イ カ	○	3,891.0	6,938.1	8,521.7	24,684.4	9,255.0
	そ の 他 の イ カ 類		6,190.6	2,497.7	2,312.1	2,586.3	1,076.0
	イ カ 類 小 計		11,169.7	15,069.7	45,620.1	63,485.2	37,051.1
貝類	ア ワ ビ	○	128.2	233.1	148.5	202.9	11.7
	サ ザ エ	○	194.4	333.2	70.0	421.6	176.2
	そ の 他 の 貝 類		579.0	492.5	494.0	1,029.0	822.2
	貝 類 小 計		901.6	1,058.8	712.5	1,653.5	1,010.1
藻類	ワ カ メ	○	34.5	729.5	15,010.5	32,238.0	17,570.0
	カ ジ メ	○	16.0	121.4	269.6	46.5	0.0
	そ の 他 の 藻 類		68.4	42.9	61.1	89.3	114.8
	藻 類 小 計		118.9	893.8	15,341.2	32,373.8	17,684.8
その他	ミ ズ ダ コ	○	2,162.5	2,245.0	1,432.0	583.0	370.0
	そ の 他 の 水 産 動 物		1,845.0	2,109.4	7,074.6	5,527.8	1,872.3
合計	合 計		688,988.1	805,987.9	1,097,640.8	1,787,888.6	1,024,385.4

(単位:kg)

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
333.5	52.8	1,718.8	4,694.7	4,989.7	1,754.9	4,002.7	26,420.4
20.3	75.0	1,237.0	9,946.5	21,891.3	29,050.0	25,961.0	207,252.6
0.0	0.0	2,994.0	7,442.2	11,546.0	17,488.9	13,093.9	101,964.0
0.0	0.0	84.0	216.0	289.0	48.0	389.5	2,227.0
1,854.0	720.0	9,007.4	20,516.0	24,501.6	54,958.3	43,727.7	283,602.2
201.2	1,493.3	2,122.8	4,678.4	20,515.1	5,541.9	4,840.9	60,448.5
316.3	578.5	1,021.8	6,491.6	3,603.4	140.0	1,234.0	13,504.6
0.0	0.0	0.0	63.0	33.0	34.0	128.0	1,243.0
0.0	0.0	0.0	7.0	7.0	0.0	0.0	233.9
3,111.0	1,772.7	20.4	26.0	0.0	0.0	0.0	7,038.7
0.0	0.0	447.0	1,183.0	1,519.0	640.0	777.5	8,854.5
308.0	311.0	26,177.5	23,707.0	12,128.0	9,742.6	9,715.0	152,782.6
528.0	84.0	3,856.0	9,680.0	13,578.0	4,465.0	8,774.0	63,836.0
3,661.0	3,642.0	787.0	21,988.4	5,287.5	17,163.1	8,630.2	177,532.2
161,040.9	78,941.6	489,889.2	414,901.7	417,489.0	259,265.8	55,637.2	2,601,354.5
200.5	675.5	1,903.0	3,850.2	15,524.0	3,231.4	5,054.4	64,087.0
346,220.3	314,945.4	209,164.8	134,741.0	369,082.4	236,085.0	168,640.0	3,254,392.1
151.0	708.0	2,372.0	4,259.0	4,008.0	7,289.0	1,392.0	25,317.8
2,381.4	458.3	10,368.5	19,855.5	26,664.4	12,697.3	19,437.5	173,852.4
0.0	0.0	149.0	624.0	105.6	620.0	3,138.0	37,381.5
911.8	182.1	399.0	1,083.0	675.0	442.0	1,267.4	13,196.5
811.0	400.5	15,854.0	27,841.4	47,830.0	23,775.8	45,067.0	308,519.5
604.0	15.0	11,154.0	708.0	15.0	0.0	0.0	1,762,707.1
4,673.8	15,049.0	13,116.0	3,023.0	479.0	11,798.0	448.0	160,233.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
510.4	1,132.0	1,716.4	3,666.1	8,828.5	11,453.9	4,462.0	33,796.3
3,136.4	2,040.5	626.0	2,574.8	453.3	5,443.9	8,452.4	25,340.7
223.9	15.5	296.7	877.0	1,498.6	1,886.1	4,107.0	27,485.4
3,430.9	3,938.4	1,283.0	1,702.0	1,641.2	614.0	18.0	42,590.7
0.0	0.0	1,565.0	3,022.0	6,118.0	2,111.0	2,195.0	22,359.7
9,577.3	10,324.5	18,092.0	31,217.8	56,931.6	65,957.2	69,918.7	421,168.0
544,206.9	437,555.6	827,422.3	764,586.3	1,077,232.2	783,697.1	510,509.0	10,080,733.8
12,211.6	10,330.0	22,911.0	32,521.5	9,636.0	2,892.1	3,550.1	198,495.2
4,571.0	5,029.0	6,345.2	20,344.3	14,229.6	1,787.6	876.6	106,473.5
191.0	73.0	367.0	1,858.9	11,788.1	22,390.5	8,103.7	59,434.9
16,973.6	15,432.0	29,623.2	54,724.7	35,653.7	27,070.2	12,530.4	364,403.6
18.9	104.8	157.6	106.4	15.7	0.0	150.3	1,278.1
539.0	959.5	783.7	902.5	180.6	166.4	81.2	4,808.3
1,309.6	1,860.6	665.3	6,462.4	2,735.6	686.0	521.0	17,657.2
1,867.5	2,924.9	1,606.6	7,471.3	2,931.9	852.4	752.5	23,743.6
6.0	10.0	12.5	12.0	24.0	27.0	23.0	65,697.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	453.5
221.4	181.5	194.1	81.1	112.2	107.5	129.1	1,403.4
227.4	191.5	206.6	93.1	136.2	134.5	152.1	67,553.9
0.0	5.0	25.0	123.0	245.5	630.0	830.0	8,651.0
407.1	357.8	495.6	1,159.4	1,846.7	817.0	2,436.9	25,949.6
563,682.5	456,466.8	859,379.3	828,157.8	1,118,046.2	813,201.2	527,210.9	10,571,035.5

令和6年 魚種別水揚げ金額

	魚種	月		1月	2月	3月	4月	5月
魚種	アカアマダイ	イ	○	2,125,526	2,192,426	2,897,692	5,686,449	5,991,390
	ア	ナ	ゴ	○	31,327,732	27,348,672	15,714,297	18,793,508
	ア	ン	コ	ウ	○	10,215,428	6,591,602	3,530,541
	ウ	チ	ワ	エ	ビ	○	670,356	625,882
	カ	レ	イ	○	30,234,459	22,398,645	11,768,496	15,516,691
	サ	ワ	ラ	○	3,997,489	4,993,475	2,218,743	1,876,495
	シ	イ	ラ	○	36,396	3,456	0	0
	タ	チ	ウ	オ	○	223,787	327,738	449,075
	ダ	ル	マ	○	0	0	58,363	253,508
	ト	ビ	ウ	オ	○	0	0	15,012
	ニ	ギ	ス	○	144,018	231,812	13,068	51,732
	ノ	ド	グ	ロ	○	27,766,907	38,965,125	27,212,078
	バ	ト	ウ	○	2,072,738	2,628,741	4,359,740	3,891,519
	ブ		リ	○	4,048,035	9,374,687	3,105,271	10,667,668
	マ	ア	ジ	○	55,785,496	23,008,629	1,802,074	35,447,408
	アジ(マアジ以外)				4,974,556	2,254,350	567,855	462,641
	マ	サ	バ	○	46,006,261	54,670,506	356,670	57,157,286
	サバ(マサバ以外)				783,659	25,704	0	29,052
	マ	ダ	イ	○	18,529,647	23,861,632	26,147,129	18,668,691
	マ	フ	グ	○	3,680,783	10,740,373	3,723,787	431,676
	フグ(マフグ以外)				3,374,081	2,327,045	1,447,655	1,084,823
	レ	ン	コ	ダイ	○	9,195,112	13,686,188	15,752,495
	マ	イ	ワ	シ		0	11,001,465	54,649,982
	ウ	ル	メ	イ	ワ	シ		154,062
	カ	タ	ク	チ	イ	ワ	シ	
	カ	ツ	オ					
	マ	グ	ロ					
	ヒ	ラ	メ					
	イ	サ	キ					
	ホウボウ・ガラ				1,003,568	1,110,738	1,247,931	963,581
	その他の魚類				14,233,867	21,899,420	29,282,133	23,436,459
	魚類小計				276,408,279	285,849,551	210,811,877	286,890,531
イカ類	ケンサキイカ	イ	○	1,179,684	5,441,203	37,263,817	41,632,815	
	スルメイカ	イ	○	4,490,856	7,568,429	10,117,506	20,145,786	
	その他のイカ類			5,645,279	3,042,294	3,388,955	2,118,926	
	イカ類小計			11,315,819	16,051,926	50,770,278	63,897,527	
貝類	ア	ワ	ビ	○	2,149,578	3,873,733	3,179,413	
	サ	ザ	エ	○	220,817	305,716	66,010	
	その他の貝類			436,050	433,382	413,823	911,163	
	貝類小計			2,806,445	4,612,831	3,659,246	6,102,203	
藻類	ワ	カ	メ	○	66,420	369,274	1,926,270	
	カ	ジ	メ	○	22,550	180,144	324,994	
	その他の藻類			59,508	45,738	84,996	124,848	
	藻類小計			148,478	595,156	2,336,260	3,715,182	
その他	ミ	ズ	ダ	コ	○	2,268,627	2,074,907	
	その他の水産動物			12,885,890	1,819,766	11,016,055	7,106,812	
合計	合	計		305,833,538	311,004,137	279,673,112	368,198,849	

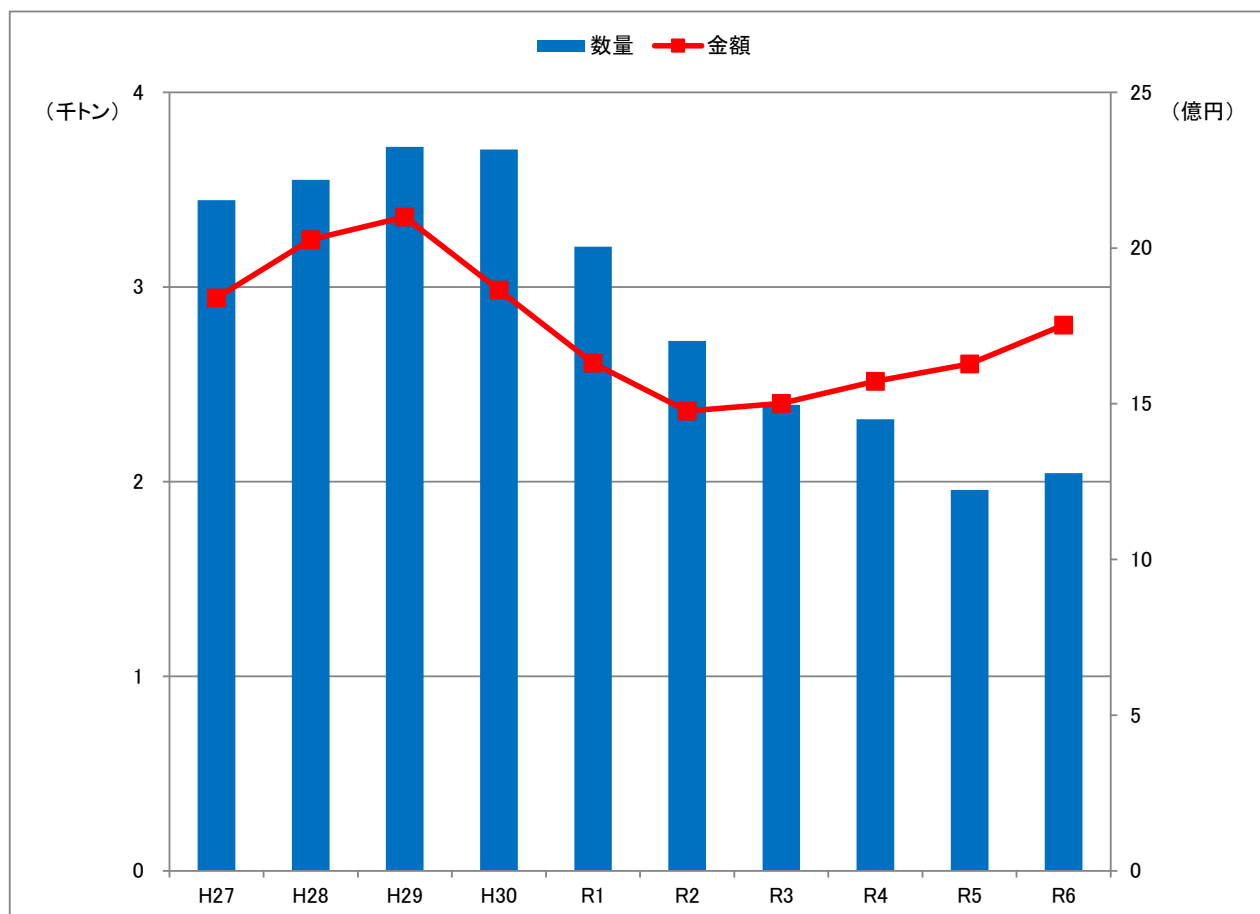
(単位:円)

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
851,831	114,637	3,204,032	8,705,820	9,483,046	4,356,528	8,954,193	54,563,570
28,944	175,425	980,597	9,589,733	18,267,612	19,633,525	13,222,856	175,897,542
0	0	843,426	1,747,883	6,147,085	11,840,041	12,278,649	55,666,560
0	0	118,757	322,283	597,575	194,800	1,554,768	6,465,203
1,411,754	550,195	11,648,130	21,719,085	25,400,487	43,790,180	37,881,028	240,051,737
128,628	1,747,527	1,515,604	3,779,989	4,982,808	2,327,812	2,004,437	29,761,824
154,862	266,522	557,411	2,089,353	1,024,466	46,332	377,470	4,561,128
0	0	0	92,286	36,774	24,991	220,806	1,786,041
0	0	0	15,120	10,800	0	0	337,791
1,026,013	746,540	4,363	4,428	0	0	0	2,728,595
0	0	143,316	205,773	174,204	92,459	134,352	1,335,378
1,885,269	1,745,679	82,725,652	88,542,712	31,841,759	21,419,975	17,687,840	393,601,240
534,935	145,433	2,505,192	4,816,529	6,901,547	3,473,409	5,074,654	42,129,870
1,266,147	2,171,297	446,180	2,585,012	1,244,755	3,243,884	4,445,377	52,111,278
60,835,153	40,891,210	141,434,925	165,953,052	142,272,470	68,446,617	14,022,857	809,387,319
63,018	240,354	625,050	927,339	1,782,832	875,091	1,132,965	13,979,069
34,242,729	30,911,087	25,830,336	16,227,664	41,484,625	24,504,999	30,603,225	400,295,164
24,840	213,948	430,435	776,628	950,054	1,876,748	195,890	5,311,818
1,990,549	843,406	11,890,186	18,700,722	28,357,775	15,132,234	26,652,121	205,335,306
0	0	94,220	427,615	138,445	685,520	1,961,820	22,032,902
143,586	48,708	151,762	378,864	361,519	291,924	920,495	11,521,178
630,212	477,901	6,397,220	10,255,285	13,109,592	8,897,111	14,491,200	121,684,559
33,480	7,776	414,437	29,430	5,184	0	0	116,074,627
892,415	1,656,156	945,805	183,211	15,714	772,038	60,480	13,506,903
0	0	0	0	0	0	0	2,916
464,379	886,475	1,457,504	895,482	768,258	3,534,569	1,347,500	9,611,747
2,857,295	1,137,435	621,270	918,995	319,950	3,656,113	6,512,552	20,005,508
420,573	37,130	458,138	1,344,839	2,225,050	3,176,800	7,587,361	34,908,710
4,433,991	5,955,180	1,414,865	1,752,622	1,690,428	807,561	46,224	25,014,255
0	0	1,298,966	2,393,422	5,480,727	2,372,353	2,297,994	18,755,088
8,261,691	9,256,339	12,775,286	17,882,836	27,438,498	33,034,448	33,460,238	245,863,682
122,582,294	100,226,360	310,933,065	383,264,012	372,514,039	278,508,062	245,129,352	3,134,288,508
17,256,280	19,194,505	38,177,816	46,138,440	15,820,920	5,666,706	4,686,217	267,377,067
3,044,498	3,241,803	4,043,162	13,815,687	11,125,845	1,560,578	870,734	87,866,591
231,745	87,977	98,723	774,727	5,103,838	11,067,093	7,956,058	40,113,689
20,532,523	22,524,285	42,319,701	60,728,854	32,050,603	18,294,377	13,513,009	395,357,347
255,799	2,273,335	2,281,749	1,637,755	407,484	0	3,442,824	24,442,647
538,543	974,861	968,641	835,465	225,579	209,250	117,288	5,207,953
1,468,763	1,589,086	993,686	4,274,263	2,158,175	524,318	411,480	14,393,051
2,263,105	4,837,282	4,244,076	6,747,483	2,791,238	733,568	3,971,592	44,043,651
3,240	5,832	7,289	6,998	13,997	15,746	13,413	7,896,500
0	0	0	0	0	0	0	557,821
280,322	210,870	245,690	101,110	132,883	115,625	165,619	1,730,613
283,562	216,702	252,979	108,108	146,880	131,371	179,032	10,184,934
0	5,184	17,064	165,456	281,415	794,728	1,171,930	8,636,513
515,635	468,569	479,939	689,306	947,515	460,848	23,890,152	61,305,365
146,177,119	128,278,382	358,246,824	451,703,219	408,731,690	298,922,954	287,855,067	3,653,816,318

漁業種別水揚げ推移

沖合底曳網漁業：地元船・地元外船（10年）

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	3,446,082.7	1,839,590,547
平成28年	3,550,254.7	2,026,808,481
平成29年	3,720,275.2	2,099,935,440
平成30年	3,705,701.3	1,865,765,400
令和元年	3,207,400.9	1,630,799,701
令和2年	2,723,544.4	1,476,715,814
令和3年	2,394,136.9	1,501,593,514
令和4年	2,321,006.2	1,572,043,314
令和5年	1,957,060.1	1,628,413,820
令和6年	2,043,130.9	1,752,878,515

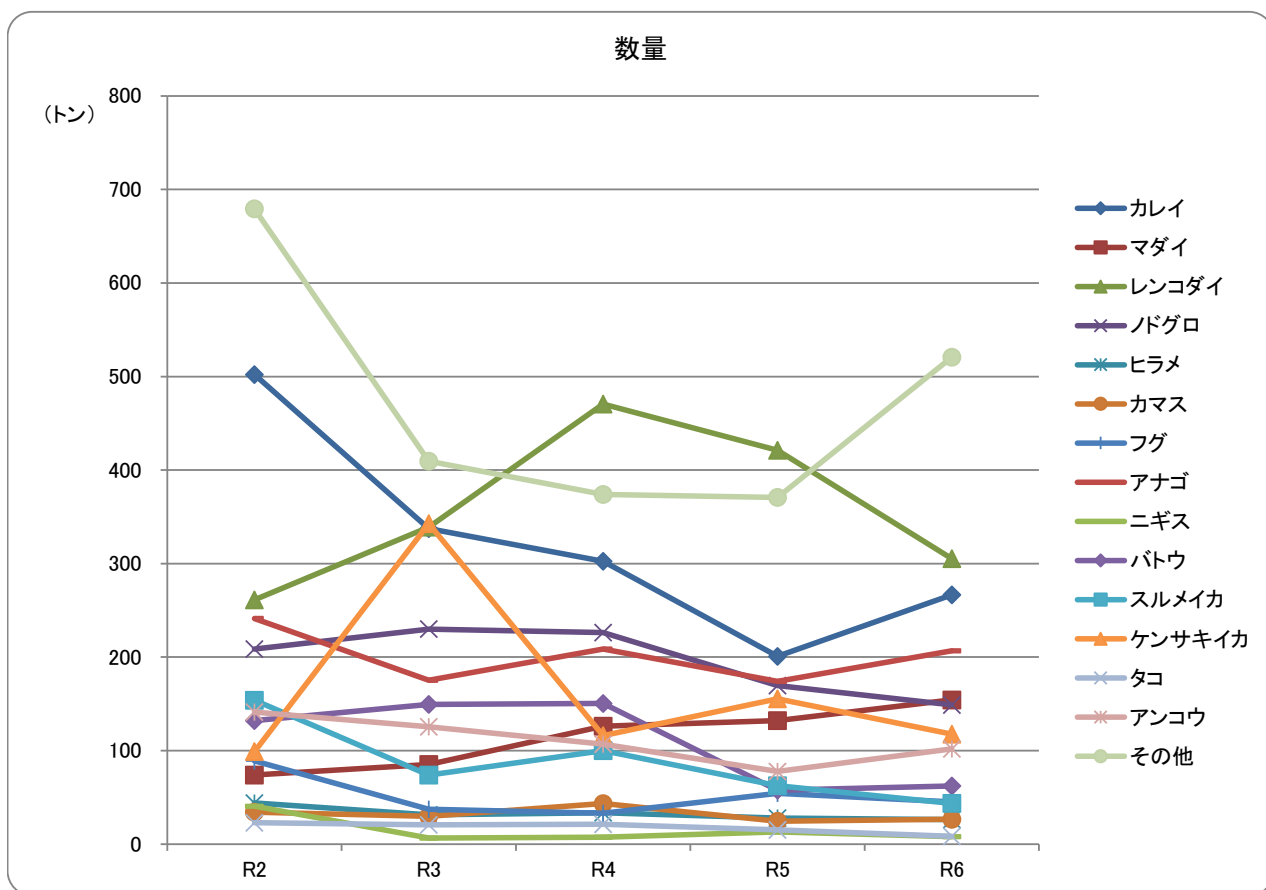


※令和2年以降は地元外船の水揚げなし

沖合底曳網漁業：地元船・地元外船 主要魚種の推移(5年)

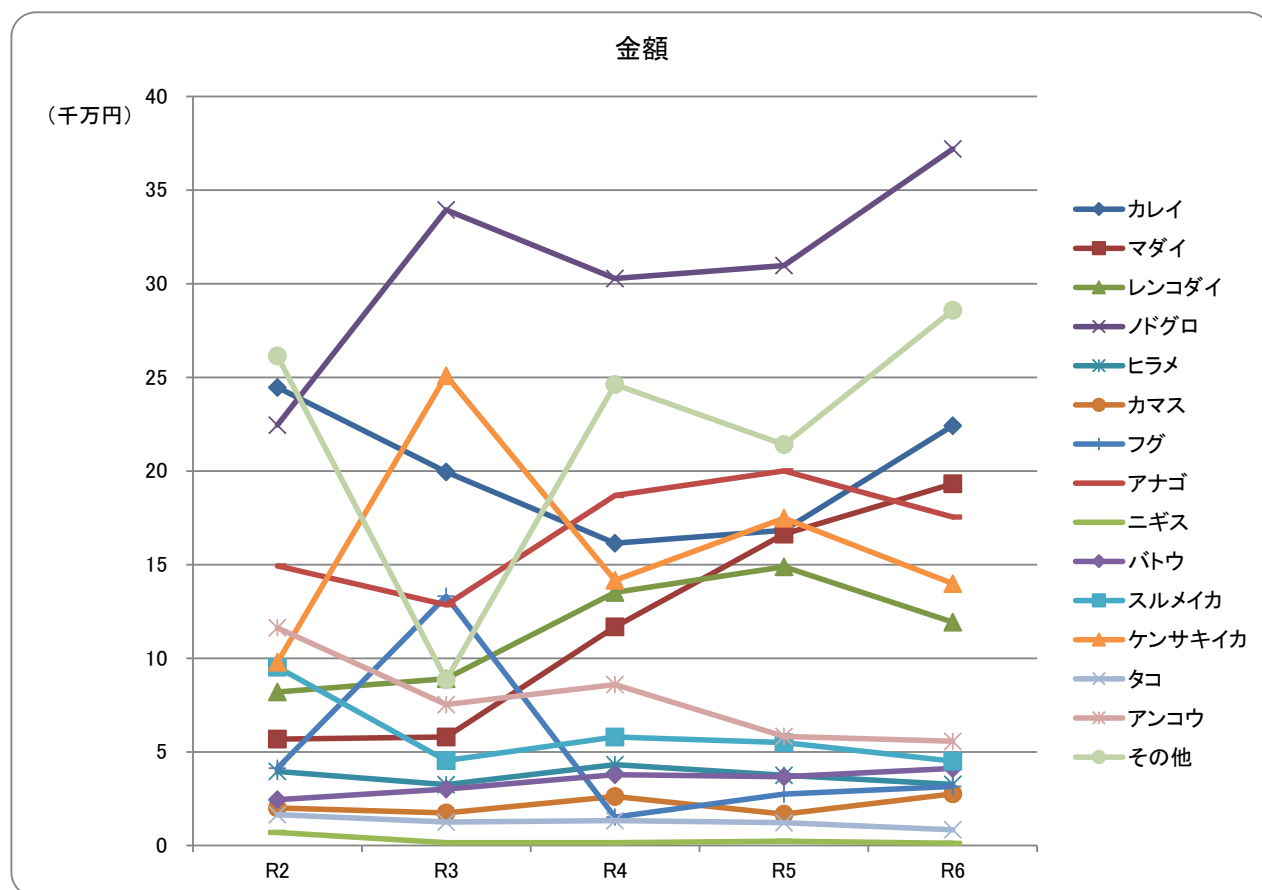
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
カレイ	502,149.7	337,483.8	302,381.9	200,904.9	266,432.2
マダイ	74,004.5	85,155.3	126,194.2	132,032.8	154,316.8
レンコダイ	261,268.0	339,120.6	470,594.0	421,189.5	305,315.0
ノドグロ	208,555.6	229,923.0	226,272.0	169,455.3	148,934.6
ヒラメ	44,101.5	31,525.2	33,643.2	27,858.3	26,289.4
カマス	34,119.0	29,862.3	43,502.9	24,576.4	26,611.9
フグ	89,039.3	37,402.5	33,114.0	54,388.4	45,374.7
アナゴ	241,259.9	175,251.1	208,664.8	174,083.6	206,908.2
ニギス	40,613.5	6,571.0	7,358.0	13,111.0	8,238.5
バトウ	132,023.4	149,324.0	150,511.0	57,694.9	62,376.0
スルメイカ	153,969.5	73,998.4	100,160.0	62,646.1	43,596.7
ケンサキイカ	98,947.7	342,699.0	116,164.3	155,388.9	117,607.1
タコ	22,991.7	20,723.6	21,347.8	15,184.9	8,421.6
アンコウ	141,226.8	125,611.8	106,989.2	77,804.9	101,959.0
その他	679,274.3	409,485.3	374,108.9	370,740.2	520,749.2
合計	2,723,544.4	2,394,136.9	2,321,006.2	1,957,060.1	2,043,130.9



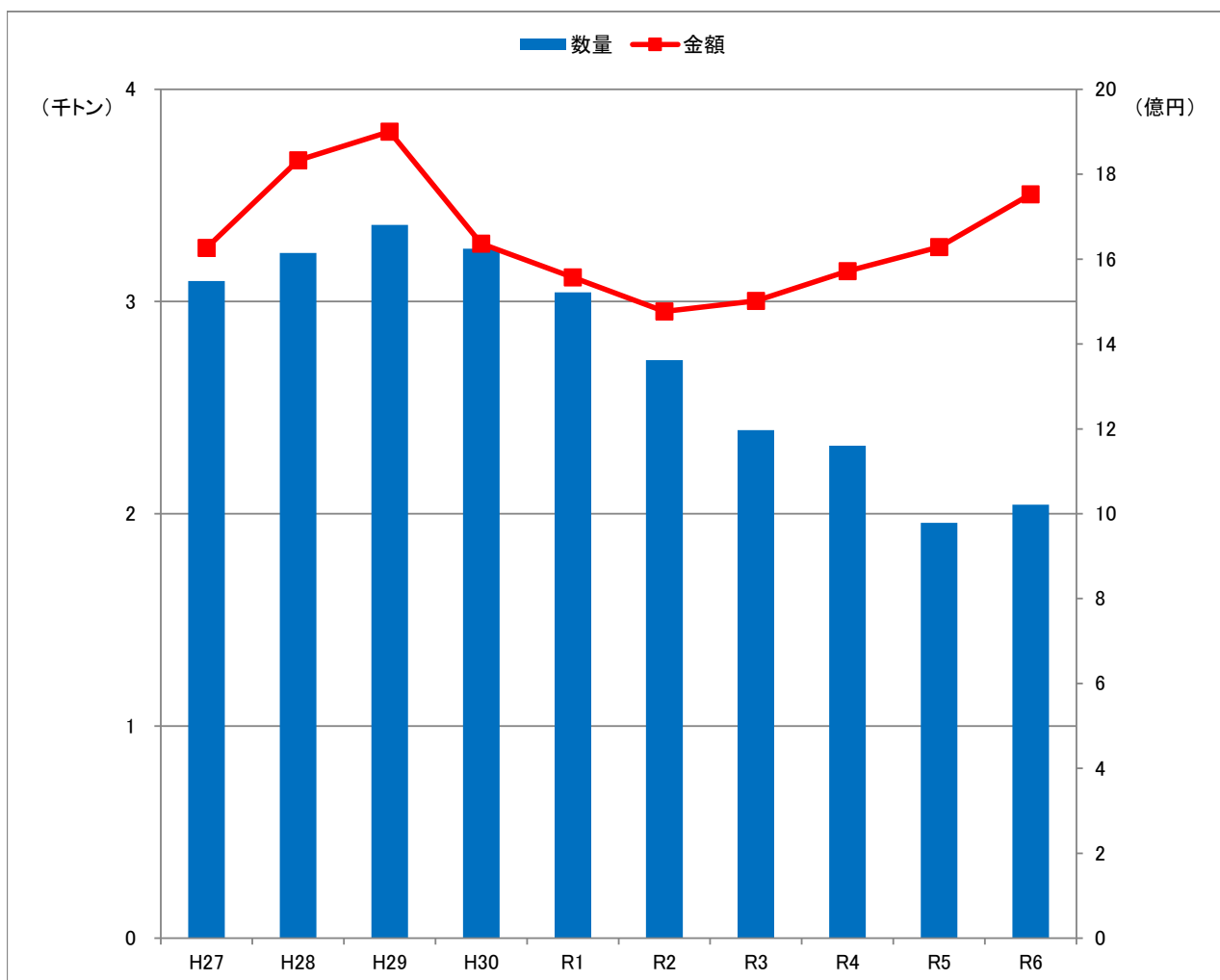
【金額(円)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
カレイ	244,659,804	199,461,702	161,436,974	168,416,481	224,141,546
マダイ	56,797,845	57,975,677	116,726,740	166,354,706	193,158,015
レンコダイ	81,960,909	89,060,360	135,169,361	148,858,930	119,284,875
ノドグロ	224,523,946	339,470,922	302,774,810	309,728,717	371,949,272
ヒラメ	39,544,448	32,498,733	43,178,646	37,582,631	32,649,253
カマス	20,013,408	17,307,346	26,191,150	16,741,424	27,575,729
フグ	41,326,112	133,062,276	15,156,425	27,424,604	31,495,266
アナゴ	149,283,342	128,497,715	186,934,837	200,061,742	175,446,587
ニギス	6,946,933	1,439,764	1,490,865	2,229,574	1,197,483
バトウ	24,445,909	30,181,689	37,868,149	36,689,858	41,168,108
スルメイカ	95,239,874	45,421,690	58,007,100	54,932,363	45,050,439
ケンサキイカ	97,856,918	250,972,286	141,586,898	174,842,495	139,885,000
タコ	16,455,230	12,491,756	13,347,573	12,173,408	8,356,080
アンコウ	116,232,298	75,230,132	85,957,638	58,228,961	55,663,320
その他	261,428,838	88,521,466	246,216,148	214,147,926	285,857,542
合計	1,476,715,814	1,501,593,514	1,572,043,314	1,628,413,820	1,752,878,515



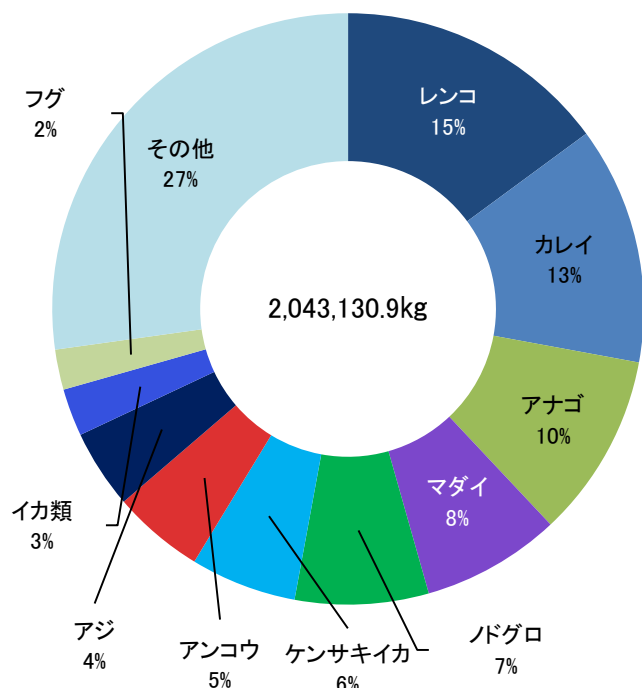
沖合底曳網漁業：地元船(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	3,096,837.0	1,626,610,180
平成28年	3,228,651.8	1,832,817,259
平成29年	3,361,506.5	1,900,333,936
平成30年	3,249,216.4	1,636,344,085
令和元年	3,043,482.4	1,557,310,690
令和2年	2,723,544.4	1,476,715,814
令和3年	2,394,136.9	1,501,593,514
令和4年	2,321,006.2	1,572,043,314
令和5年	1,957,060.1	1,628,413,820
令和6年	2,043,130.9	1,752,878,515

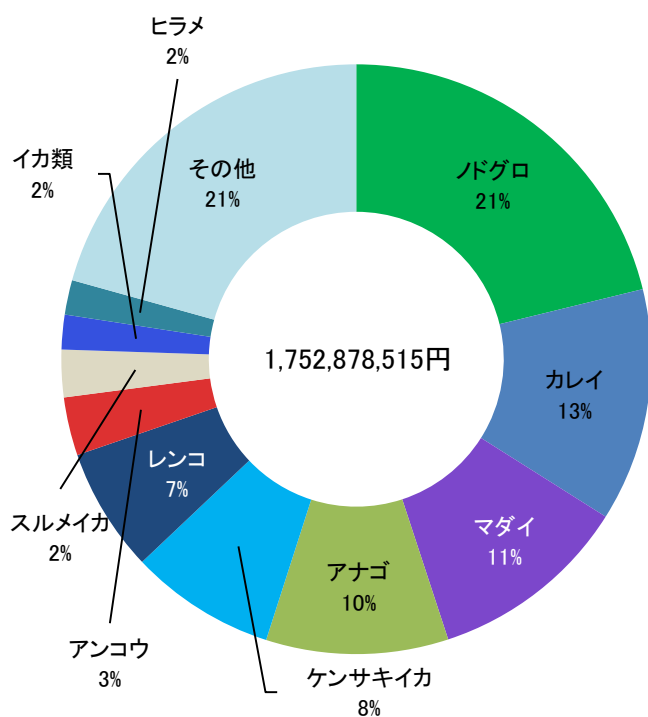


令和6年 沖合底曳網漁業:地元船

数量



金額

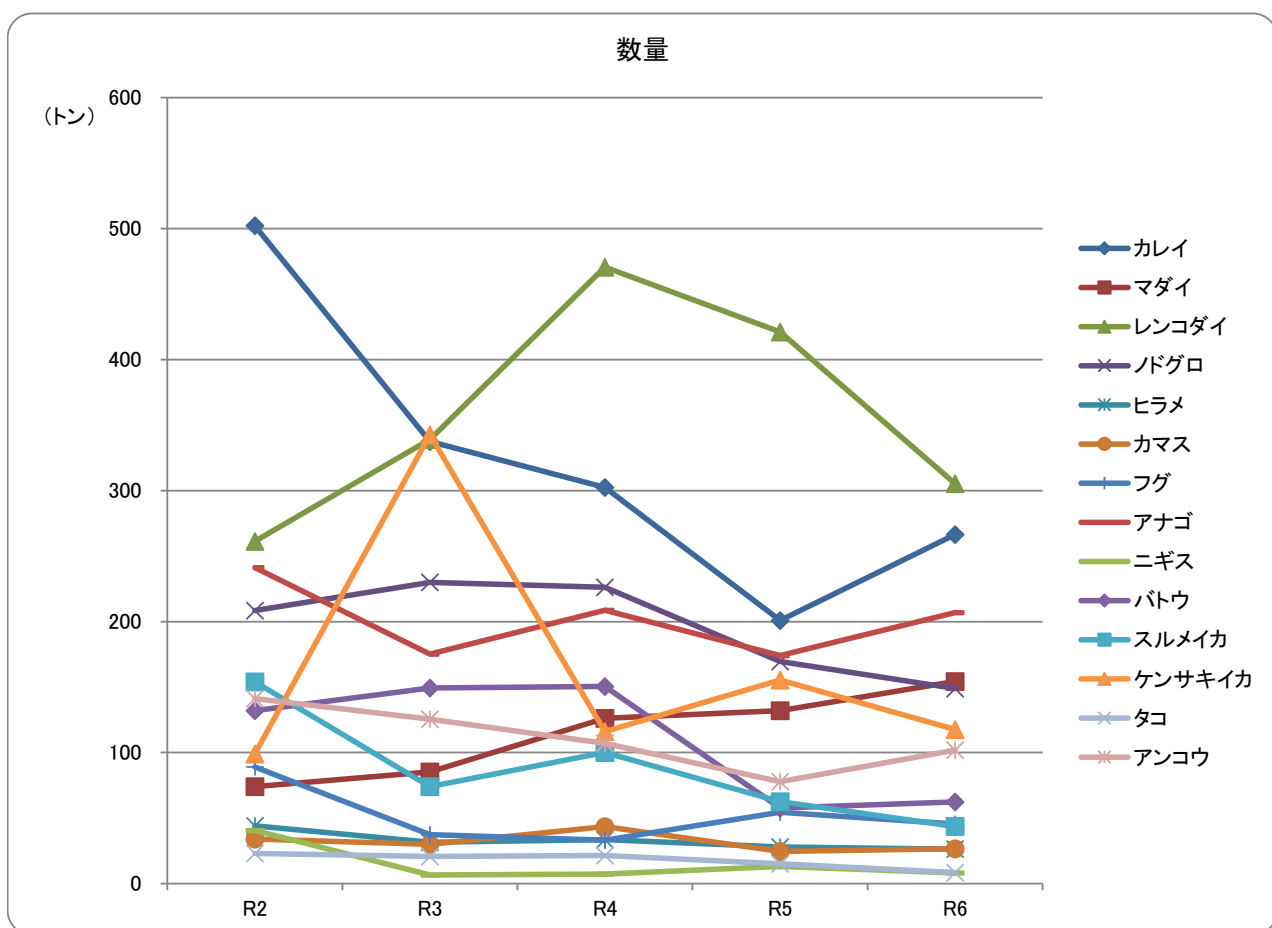


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	0.0	0
ウルメイワシ	14.0	2,765
カタクチイワシ	0.0	0
アジ	87,226.9	17,865,664
サバ	888.0	214,672
ブリ・ワカナ	489.0	114,978
カツオ	0.0	0
マグロ	178.0	162,108
マダイ	154,316.8	193,158,015
レンコダイ	305,315.0	119,284,875
サメ	103.0	6,048
カレイ	266,432.2	224,141,546
ヒラメ	26,289.4	32,649,253
イサキ	488.0	1,051,263
トビウオ	0.0	0
ノドグロ	148,934.6	371,949,272
ハウボウ・ガラ	22,303.2	18,715,280
フグ	45,374.7	31,495,266
アナゴ	206,908.2	175,446,587
アンコウ	101,959.0	55,663,320
その他の魚類	439,662.9	273,780,347
小計	1,806,882.9	1,515,701,259
スルメイカ	43,596.7	45,050,439
ケンサキイカ	117,607.1	139,885,000
その他のイカ類	53,938.1	32,746,805
その他水産動物	20,972.6	19,466,824
アワビ	0.0	0
サザエ	0.0	0
その他の貝類	133.5	28,188
ワカメ	0.0	0
その他の藻類	0.0	0
小計	236,248.0	237,177,256
合計	2,043,130.9	1,752,878,515

沖合底曳網漁業:地元船 主要魚種の推移(5年)

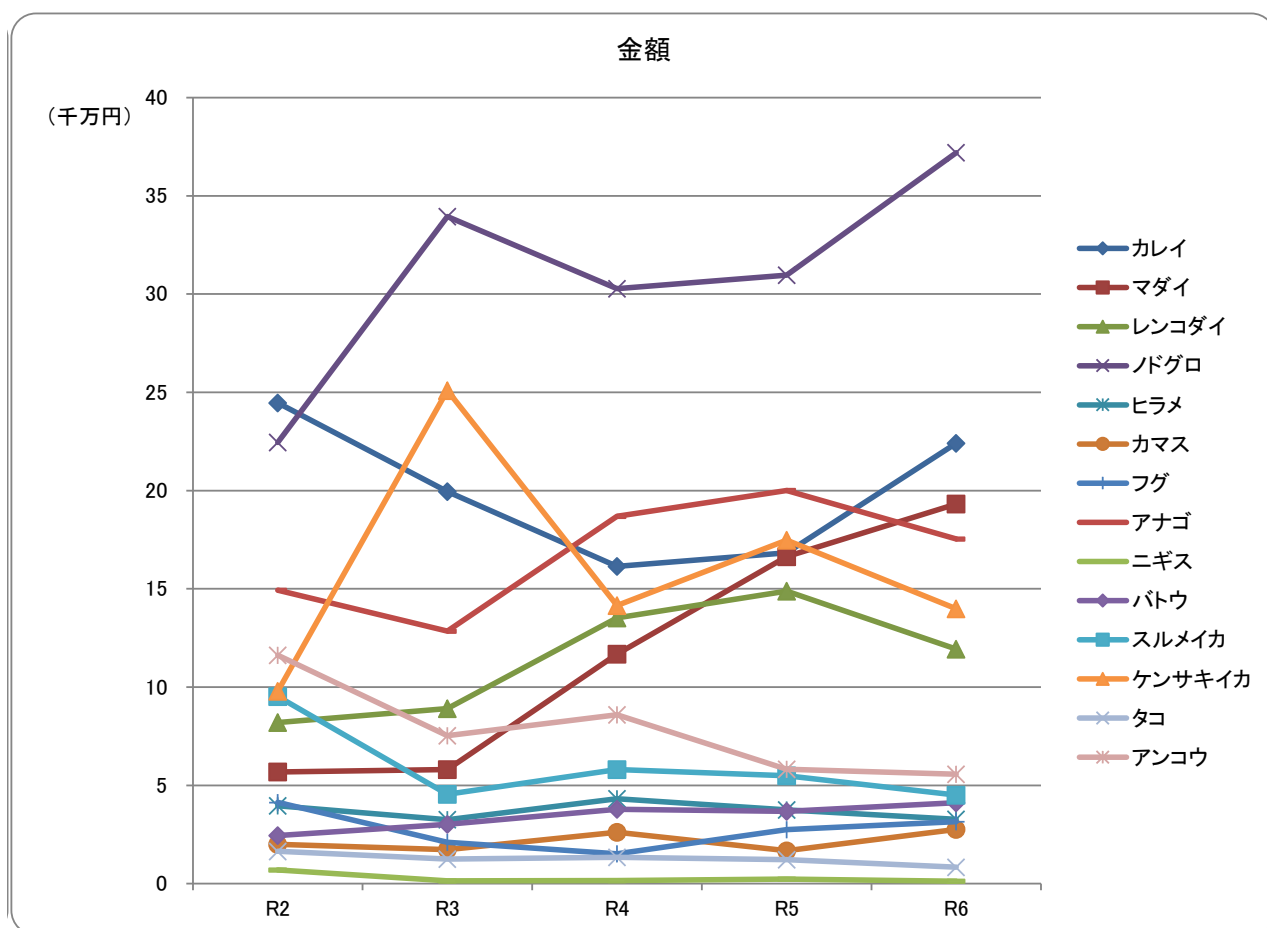
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
カレイ	502,149.7	337,483.8	302,381.9	200,904.9	266,432.2
マダイ	74,004.5	85,155.3	126,194.2	132,032.8	154,316.8
レンコダイ	261,268.0	339,120.6	470,594.0	421,189.5	305,315.0
ノドグロ	208,555.6	229,923.0	226,272.0	169,455.3	148,934.6
ヒラメ	44,101.5	31,525.2	33,643.2	27,858.3	26,289.4
カマス	34,119.0	29,862.3	43,502.9	24,576.4	26,611.9
フグ	89,039.3	37,402.5	33,114.0	54,388.4	45,374.7
アナゴ	241,259.9	175,251.1	208,664.8	174,083.6	206,908.2
ニギス	40,613.5	6,571.0	7,358.0	13,111.0	8,238.5
バトウ	132,023.4	149,324.0	150,511.0	57,694.9	62,376.0
スルメイカ	153,969.5	73,998.4	100,160.0	62,646.1	43,596.7
ケンサキイカ	98,947.7	342,699.0	116,164.3	155,388.9	117,607.1
タコ	22,991.7	20,723.6	21,347.8	15,184.9	8,421.6
アンコウ	141,226.8	125,611.8	106,989.2	77,804.9	101,959.0
その他	679,274.3	409,485.3	374,108.9	370,740.2	520,749.2
合計	2,723,544.4	2,394,136.9	2,321,006.2	1,957,060.1	2,043,130.9



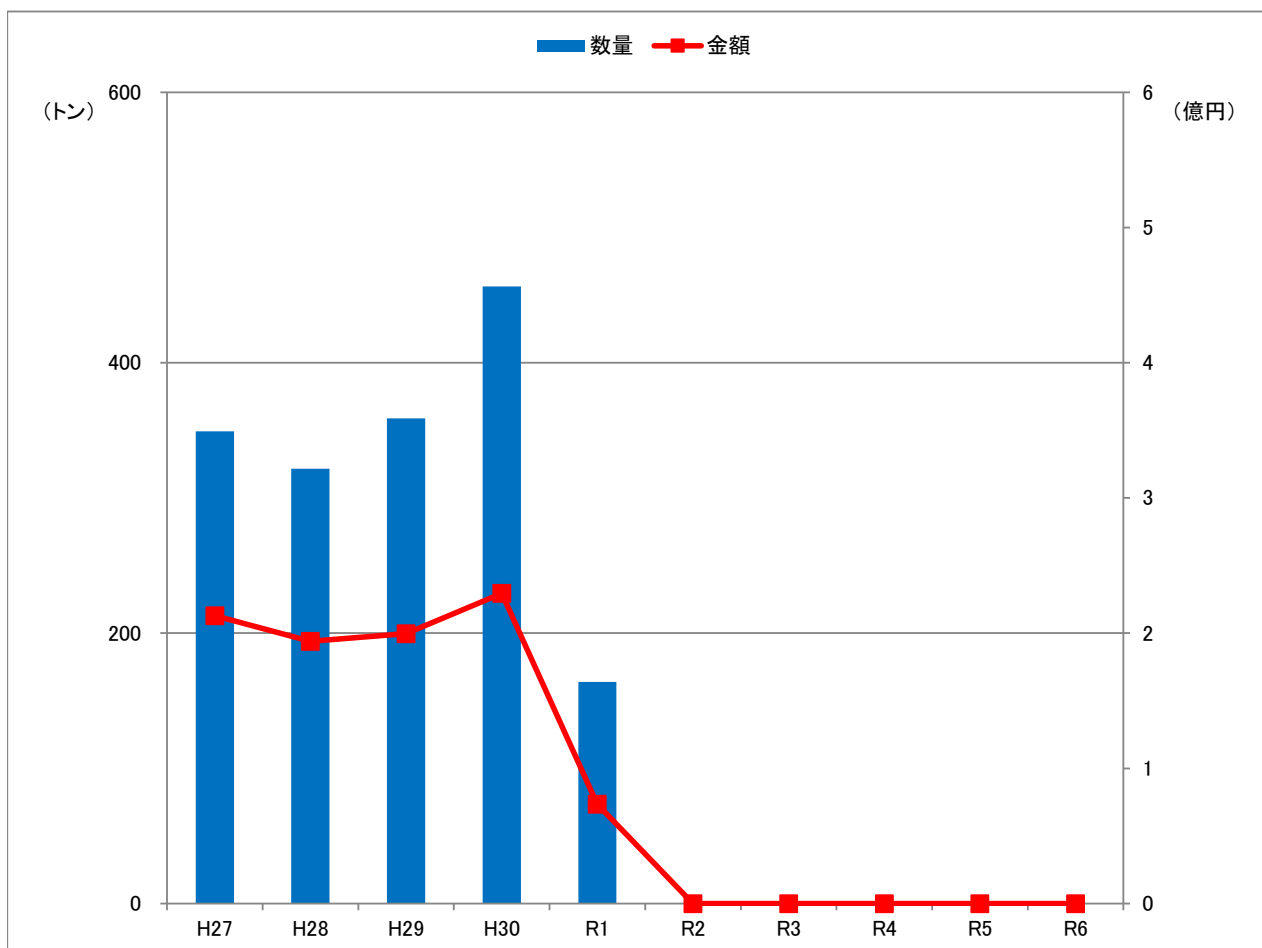
【金額(円)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
カレイ	244,659,804	199,461,702	161,436,974	168,416,481	224,141,546
マダイ	56,797,845	57,975,677	116,726,740	166,354,706	193,158,015
レンコダイ	81,960,909	89,060,360	135,169,361	148,858,930	119,284,875
ノドグロ	224,523,946	339,470,922	302,774,810	309,728,717	371,949,272
ヒラメ	39,544,448	32,498,733	43,178,646	37,582,631	32,649,253
カマス	20,013,408	17,307,346	26,191,150	16,741,424	27,575,729
フグ	41,326,112	20,957,406	15,156,425	27,424,604	31,495,266
アナゴ	149,283,342	128,497,715	186,934,837	200,061,742	175,446,587
ニギス	6,946,933	1,439,764	1,490,865	2,229,574	1,197,483
バトウ	24,445,909	30,181,689	37,868,149	36,689,858	41,168,108
スルメイカ	95,239,874	45,421,690	58,007,100	54,932,363	45,050,439
ケンサキイカ	97,856,918	250,972,286	141,586,898	174,842,495	139,885,000
タコ	16,455,230	12,491,756	13,347,573	12,173,408	8,356,080
アンコウ	116,232,298	75,230,132	85,957,638	58,228,961	55,663,320
その他	261,428,838	200,626,336	246,216,148	214,147,926	285,857,542
合計	1,476,715,814	1,501,593,514	1,572,043,314	1,628,413,820	1,752,878,515



沖合底曳網漁業：地元外船(10年)

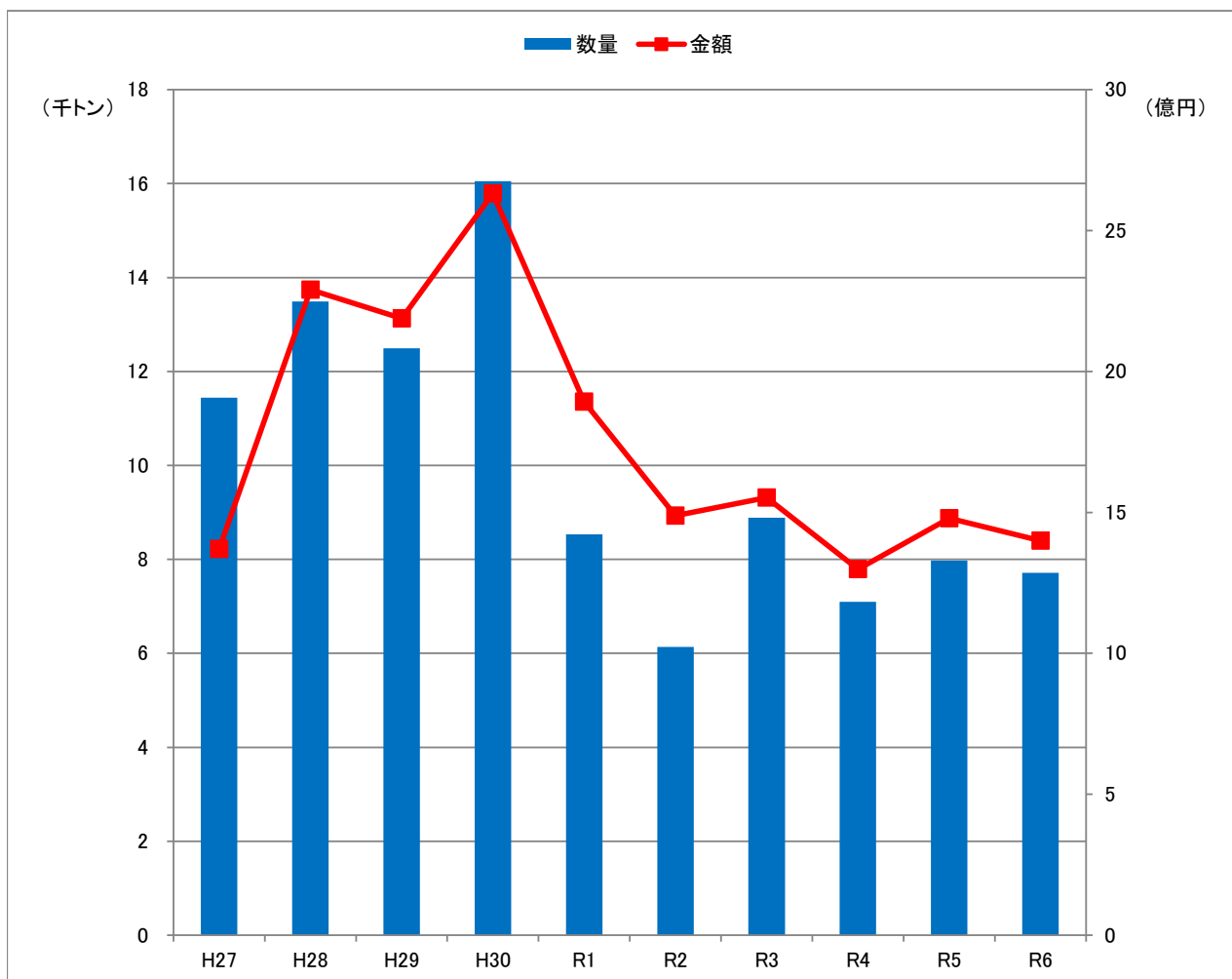
	数量(kg)	金額(円)
平成27年	349,245.7	212,980,367
平成28年	321,602.9	193,991,222
平成29年	358,768.7	199,601,504
平成30年	456,484.9	229,421,315
令和元年	163,918.5	73,489,011
令和2年	0.0	0
令和3年	0.0	0
令和4年	0.0	0
令和5年	0.0	0
令和6年	0.0	0



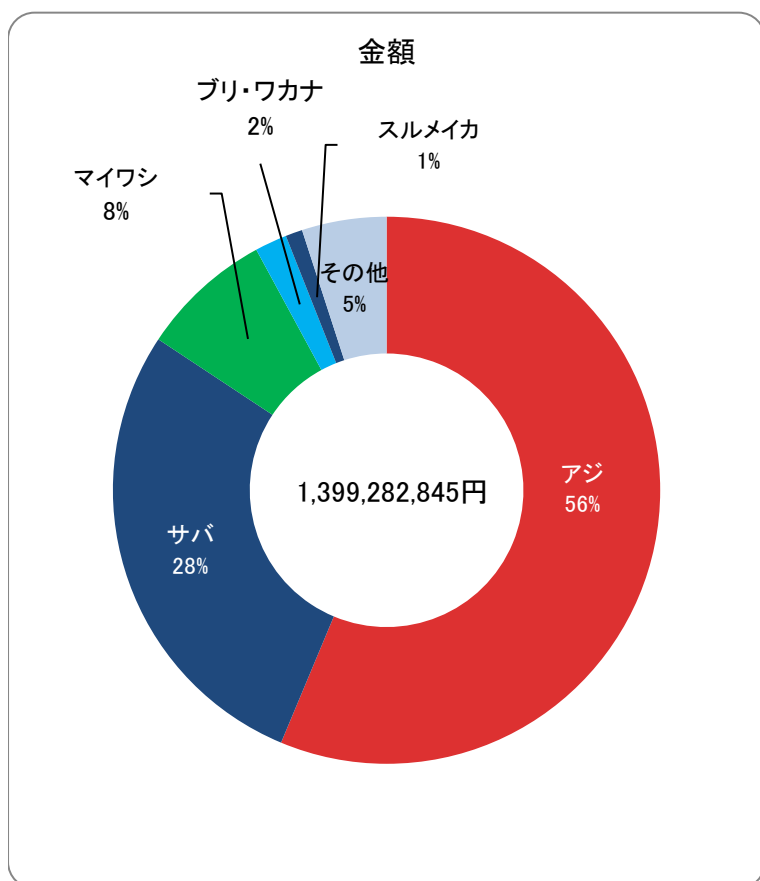
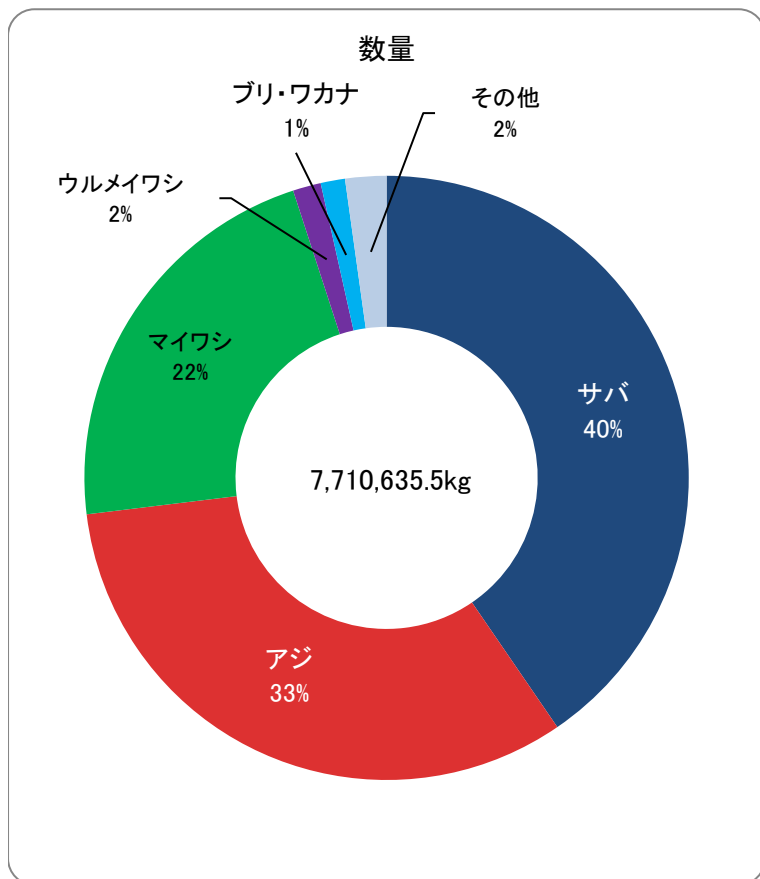
漁業種別水揚げの推移

まき網漁業：大中型、地元中型船・地元外中型船（10年）

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	11,444,378.7	1,369,662,313
平成28年	13,488,458.8	2,289,777,899
平成29年	12,494,227.2	2,188,034,781
平成30年	16,050,047.6	2,631,441,982
令和元年	8,530,343.9	1,893,190,201
令和2年	6,135,892.3	1,487,910,166
令和3年	8,886,453.9	1,552,580,523
令和4年	7,093,080.0	1,298,423,029
令和5年	7,976,956.2	1,479,215,343
令和6年	7,710,635.5	1,399,282,845



令和6年 まき網漁業(大中型、地元中型船・地元外中型船)

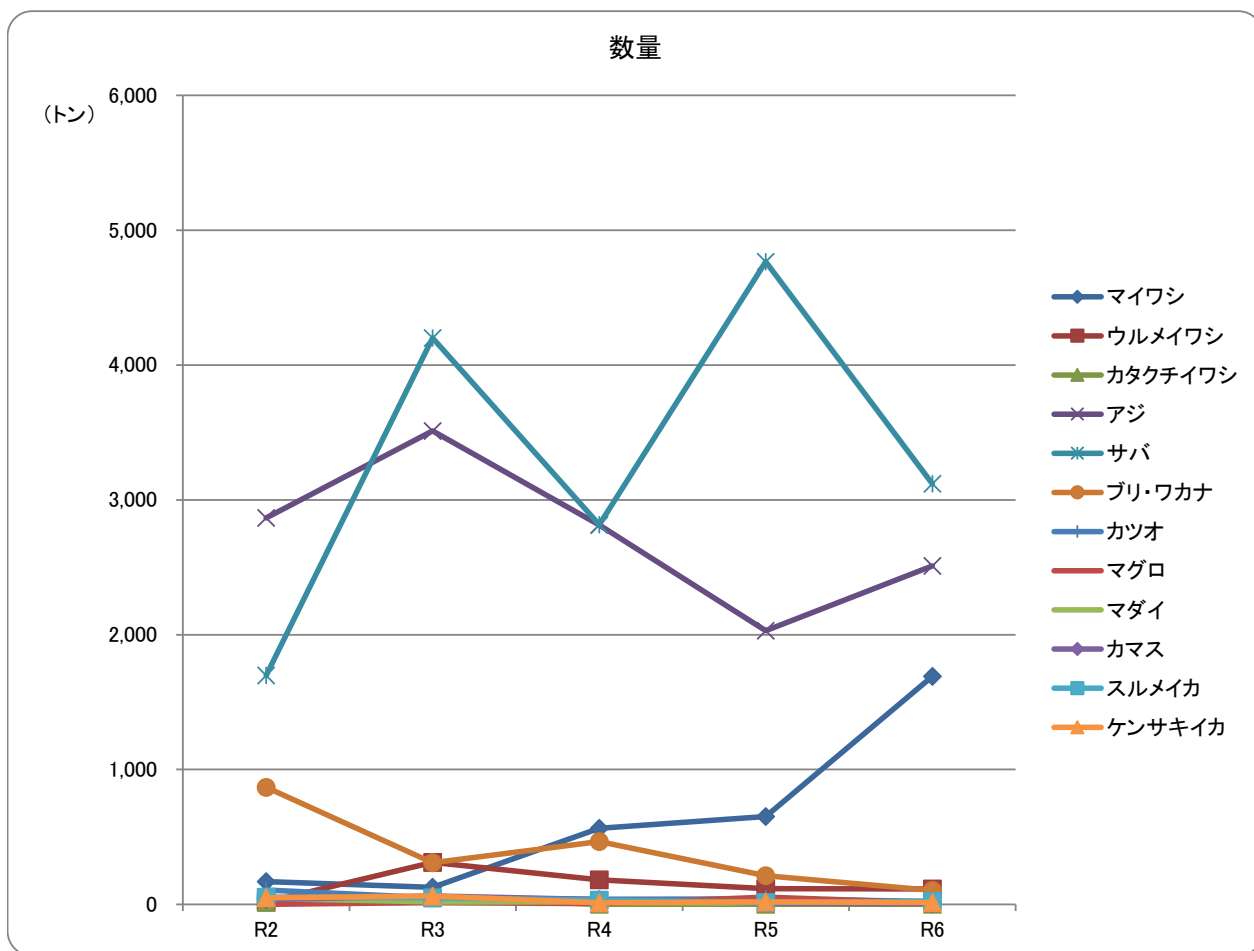


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	1,690,944.2	108,845,620
ウルメイワシ	113,520.4	10,481,013
カタクチイワシ	0.0	0
アジ	2,510,322.3	787,432,236
サバ	3,118,768.8	392,380,988
ブリ・ワカナ	103,910.6	26,146,623
カツオ	22,292.0	5,588,141
マグロ	11,508.0	7,960,755
マダイ	14,702.0	6,368,064
レンコダイ	232.0	69,012
サメ	15.0	1,620
カレイ	0.0	0
ヒラメ	75.0	65,772
イサキ	28,692.0	6,320,754
トビウオ	15.0	2,160
ノドグロ	0.0	0
ホウボウ・ガラ	31.0	17,712
フグ	3,607.8	1,499,483
アナゴ	0.0	0
アンコウ	0.0	0
その他の魚類	55,649.4	19,727,185
小計	7,674,285.5	1,372,907,138
スルメイカ	22,914.0	14,321,525
ケンサキイカ	13,074.0	11,625,811
その他のイカ類	362.0	428,371
その他水産動物	0.0	0
アワビ	0.0	0
サザエ	0.0	0
その他の貝類	0.0	0
ワカメ	0.0	0
その他の藻類	0.0	0
小計	36,350.0	26,375,707
合計	7,710,635.5	1,399,282,845

まき網漁業：大中型、地元中型船・地元外中型船 主要魚種の推移(5年)

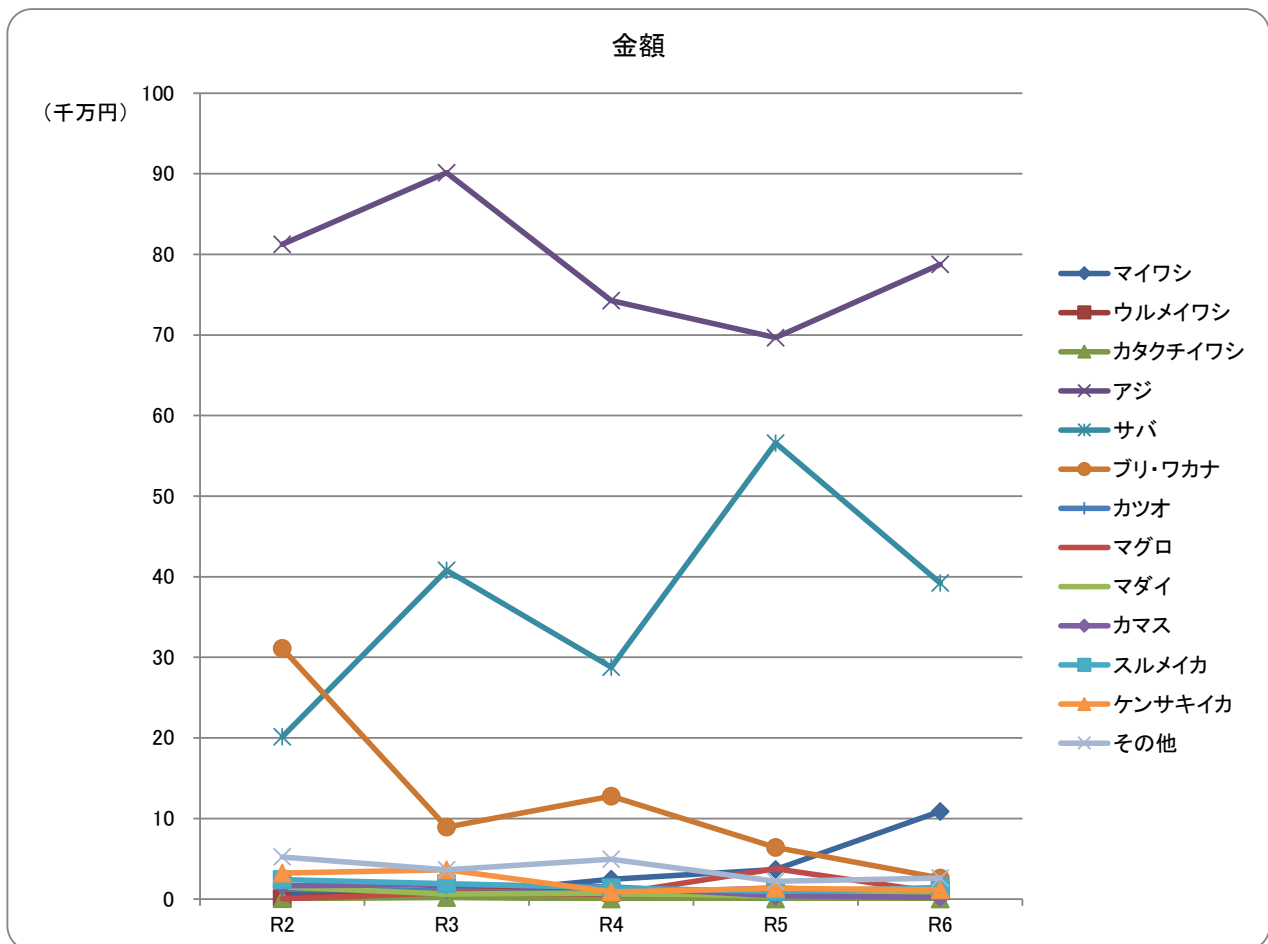
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	169,986.6	126,615.0	565,320.4	652,706.6	1,690,944.2
ウルメイワシ	16,795.2	311,413.2	182,337.4	117,165.0	113,520.4
カタクチイワシ	15,610.0	49,674.0	321.0	0.0	0.0
アジ	2,865,800.1	3,511,310.6	2,813,911.8	2,029,743.9	2,510,322.3
サバ	1,697,363.5	4,200,172.0	2,815,861.4	4,765,922.2	3,118,768.8
ブリ・ワカナ	868,439.1	308,664.1	467,017.0	212,900.0	103,910.6
カツオ	106,538.8	49,821.8	38,264.4	40,183.2	22,292.0
マグロ	282.0	13,358.5	5,332.0	53,816.5	11,508.0
マダイ	44,471.4	17,540.1	17,854.5	7,792.5	14,702.0
カマス	36,710.1	62,734.6	36,378.8	9,045.2	5,666.6
スルメイカ	54,386.0	49,621.0	31,352.0	14,590.0	22,914.0
ケンサキイカ	47,933.5	61,831.5	11,950.0	17,512.0	13,074.0
その他	211,576.0	123,697.5	107,179.3	55,579.1	83,012.6
合計	6,135,892.3	8,886,453.9	7,093,080.0	7,976,956.2	7,710,635.5



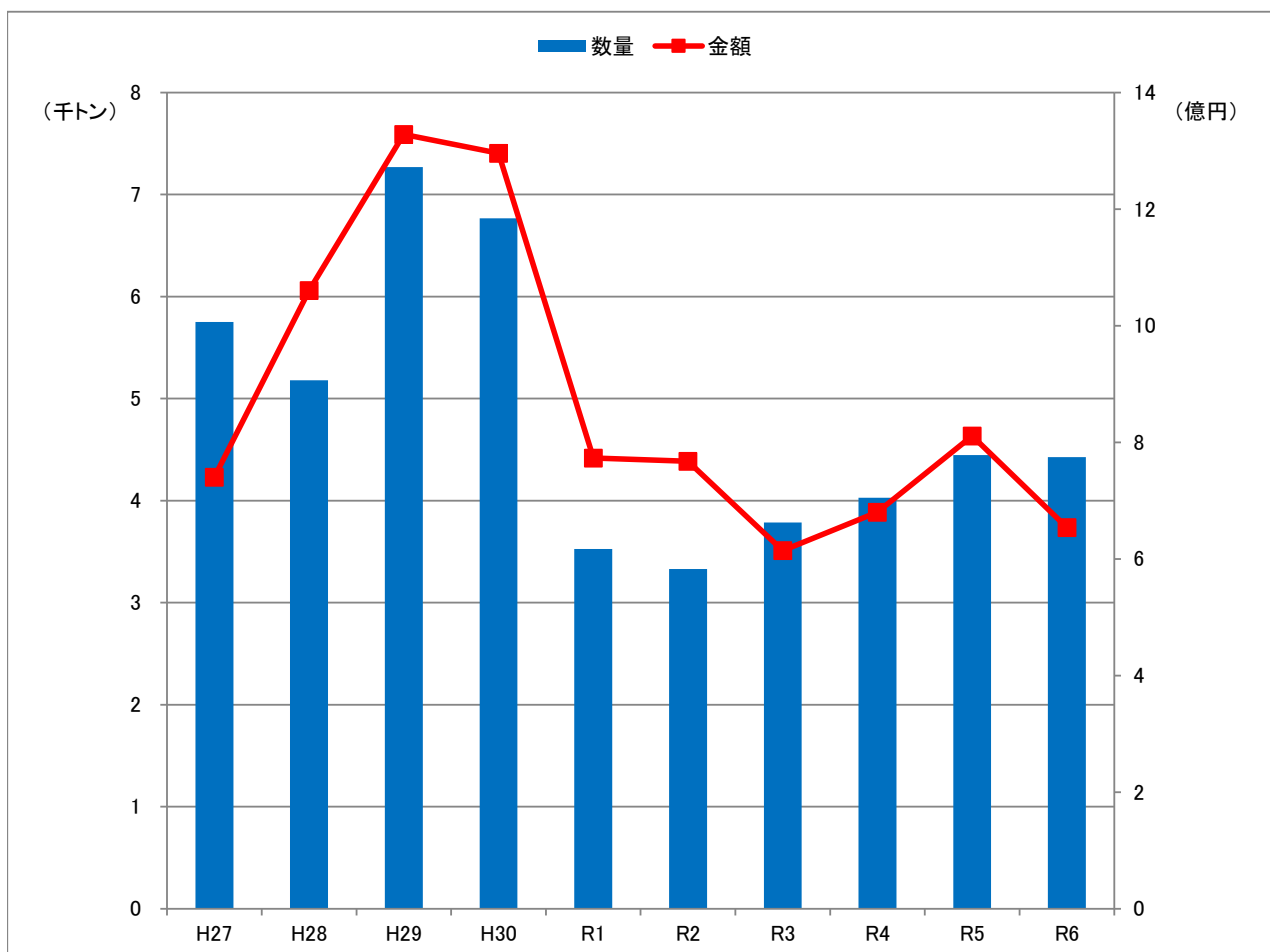
【金額(円)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	8,626,331	4,715,435	24,545,711	36,610,582	108,845,620
ウルメイワシ	782,693	13,012,994	8,162,146	11,368,066	10,481,013
カタクチイワシ	614,493	2,032,932	7,646	0	0
アジ	812,425,518	901,337,739	742,665,842	696,809,425	787,432,236
サバ	201,330,427	408,065,726	287,715,361	565,939,372	392,380,988
ブリ・ワカナ	311,005,527	89,362,170	127,797,948	64,193,808	26,146,623
カツオ	12,495,467	10,335,820	6,758,309	13,974,408	5,588,141
マグロ	228,679	7,778,884	5,876,647	37,634,554	7,960,755
マダイ	15,121,332	6,219,146	7,474,140	3,907,148	6,368,064
カマス	16,557,852	17,896,745	14,999,546	4,037,947	2,106,097
スルメイカ	24,168,794	19,045,922	14,131,380	9,368,427	14,321,525
ケンサキイカ	32,315,792	36,386,951	8,897,268	13,299,766	11,625,811
その他	52,237,261	36,390,059	49,391,085	22,071,840	26,025,972
合計	1,487,910,166	1,552,580,523	1,298,423,029	1,479,215,343	1,399,282,845

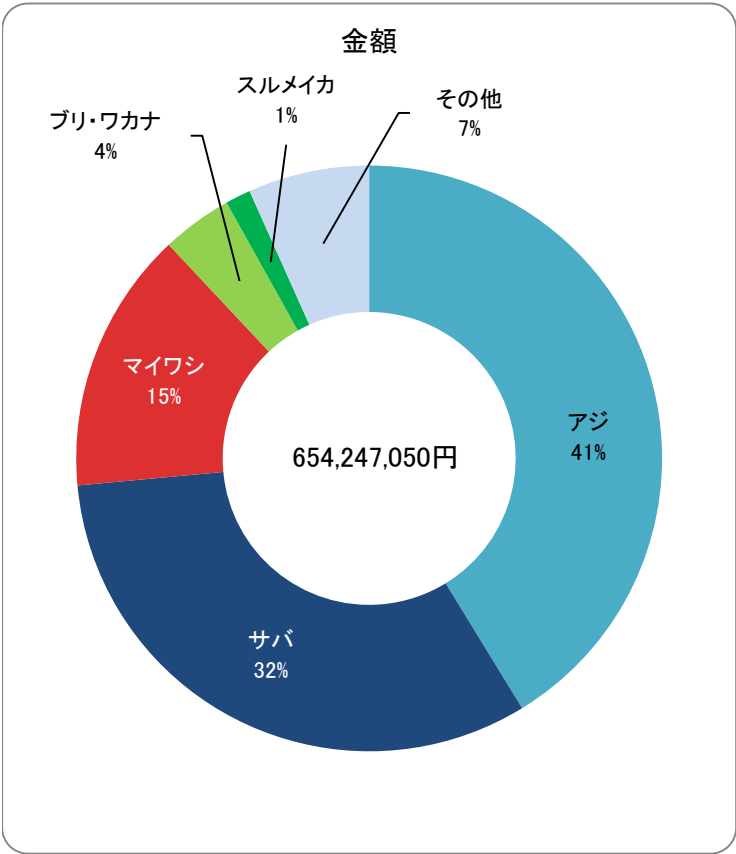
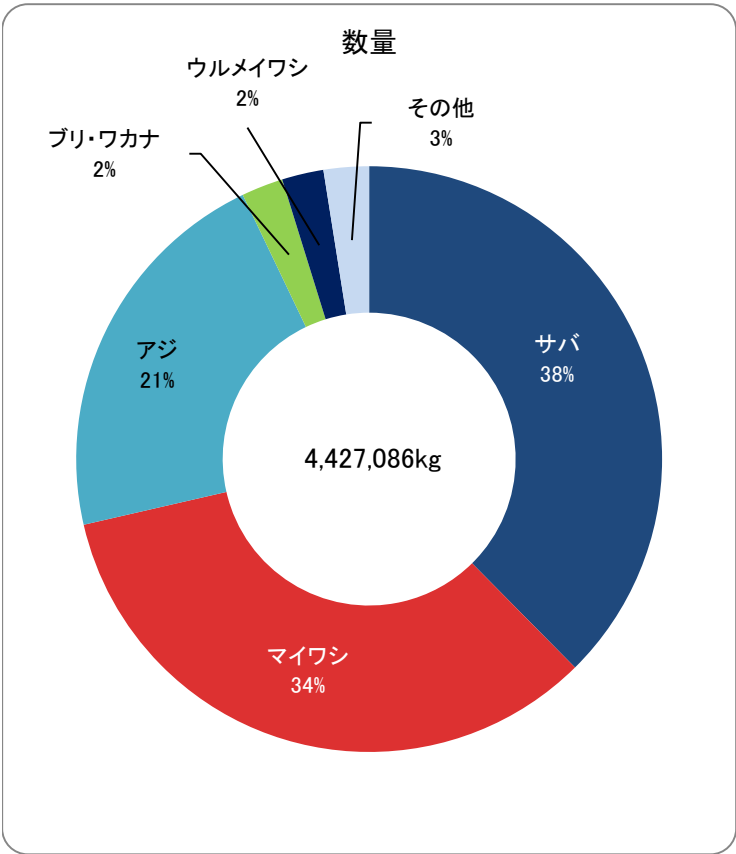


まき網漁業:大中型船(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	5,752,137.5	740,312,084
平成28年	5,178,972.9	1,060,445,801
平成29年	7,268,824.0	1,328,282,853
平成30年	6,766,604.5	1,296,105,631
令和元年	3,525,428.3	773,269,304
令和2年	3,329,975.5	767,848,263
令和3年	3,784,907.0	614,418,243
令和4年	4,029,116.0	680,369,210
令和5年	4,448,642.0	810,929,732
令和6年	4,427,086.0	654,247,050



令和6年 まき網漁業:大中型船

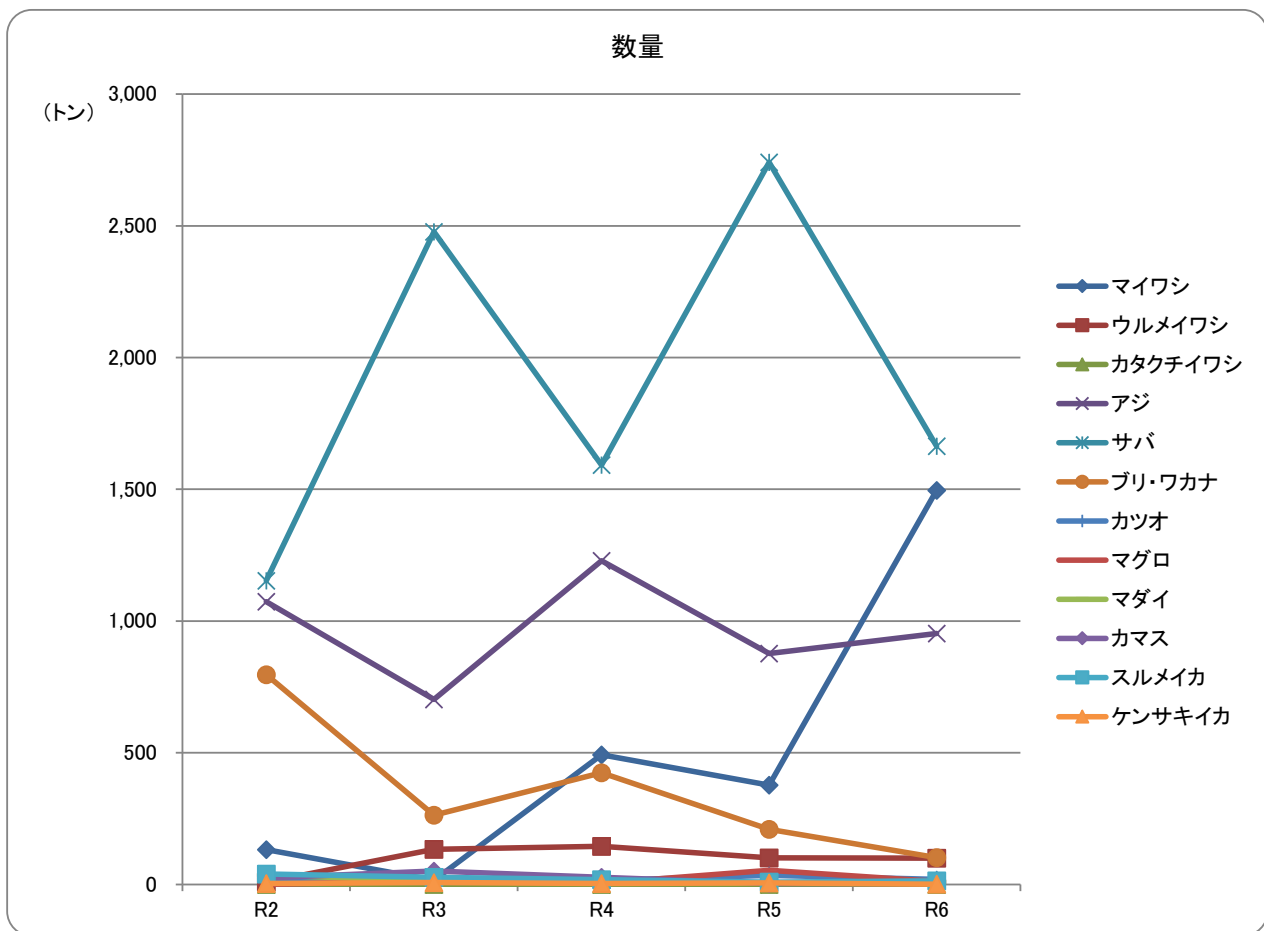


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	1,496,190.0	94,580,377
ウルメイワシ	99,689.0	8,273,159
カタクチイワシ	0.0	0
アジ	953,218.0	270,170,656
サバ	1,663,296.0	211,264,793
ブリ・ワカナ	101,872.0	25,760,858
カツオ	19,237.0	4,908,238
マグロ	11,488.0	7,953,195
マダイ	8,876.0	4,021,164
レンコダイ	212.0	64,044
サメ	15.0	1,620
カレイ	0.0	0
ヒラメ	67.0	56,160
イサキ	28,443.0	6,264,000
トビウオ	15.0	2,160
ノドグロ	0.0	0
ホウボウ・ガラ	31.0	17,712
フグ	2,277.0	1,143,990
アナゴ	0.0	0
アンコウ	0.0	0
その他の魚類	27,024.0	9,539,073
小計	4,411,950.0	644,021,199
スルメイカ	13,830.0	8,890,010
ケンサキイカ	1,061.0	993,222
その他のイカ類	245.0	342,619
その他水産動物	0.0	0
アワビ	0.0	0
サザエ	0.0	0
その他の貝類	0.0	0
ワカメ	0.0	0
その他の藻類	0.0	0
小計	15,136.0	10,225,851.0
合計	4,427,086.0	654,247,050

まき網漁業：大中型船 主要魚種の推移(5年)

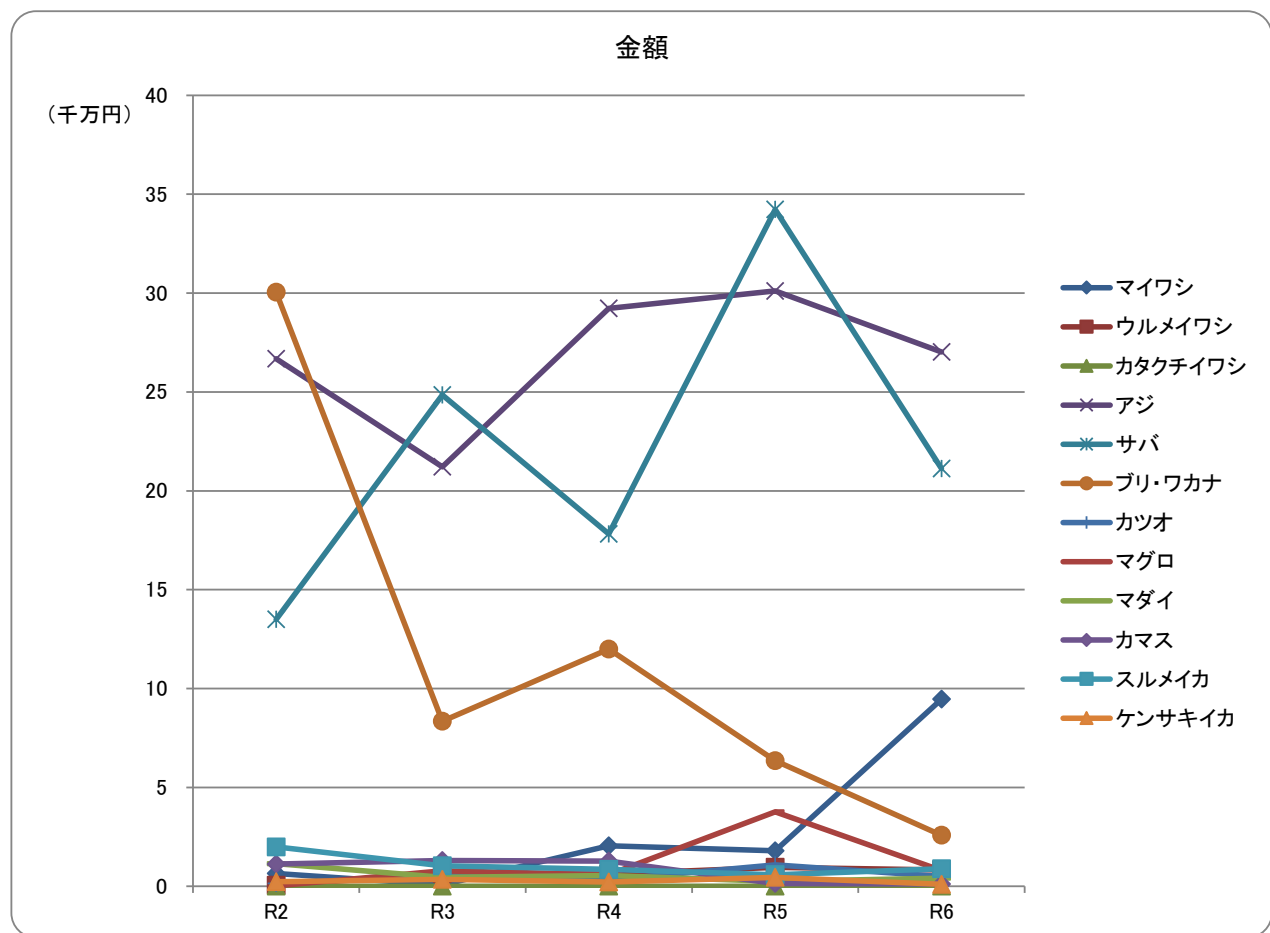
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	132,727.0	15,931.0	492,730.0	377,000.0	1,496,190.0
ウルメイワシ	8,887.0	133,800.0	144,927.0	101,137.0	99,689.0
カタクチイワシ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アジ	1,073,131.0	702,365.0	1,228,644.0	876,542.0	953,218.0
サバ	1,153,196.0	2,476,724.0	1,591,756.0	2,740,681.0	1,663,296.0
ブリ・ワカナ	796,445.5	263,367.5	424,029.0	209,458.0	101,872.0
カツオ	11,156.0	14,900.0	15,524.0	34,636.5	19,237.0
マグロ	235.0	13,328.5	5,287.0	53,816.5	11,488.0
マダイ	36,027.0	12,648.5	13,216.0	4,273.0	8,876.0
カマス	24,497.0	51,061.0	27,650.0	3,783.0	3,485.0
スルメイカ	39,836.0	27,006.0	18,092.0	8,857.0	13,830.0
ケンサキイカ	3,471.0	7,417.0	3,303.0	5,823.0	1,061.0
その他	50,367.0	66,358.5	63,958.0	32,635.0	54,844.0
合計	3,329,975.5	3,784,907.0	4,029,116.0	4,448,642.0	4,427,086.0



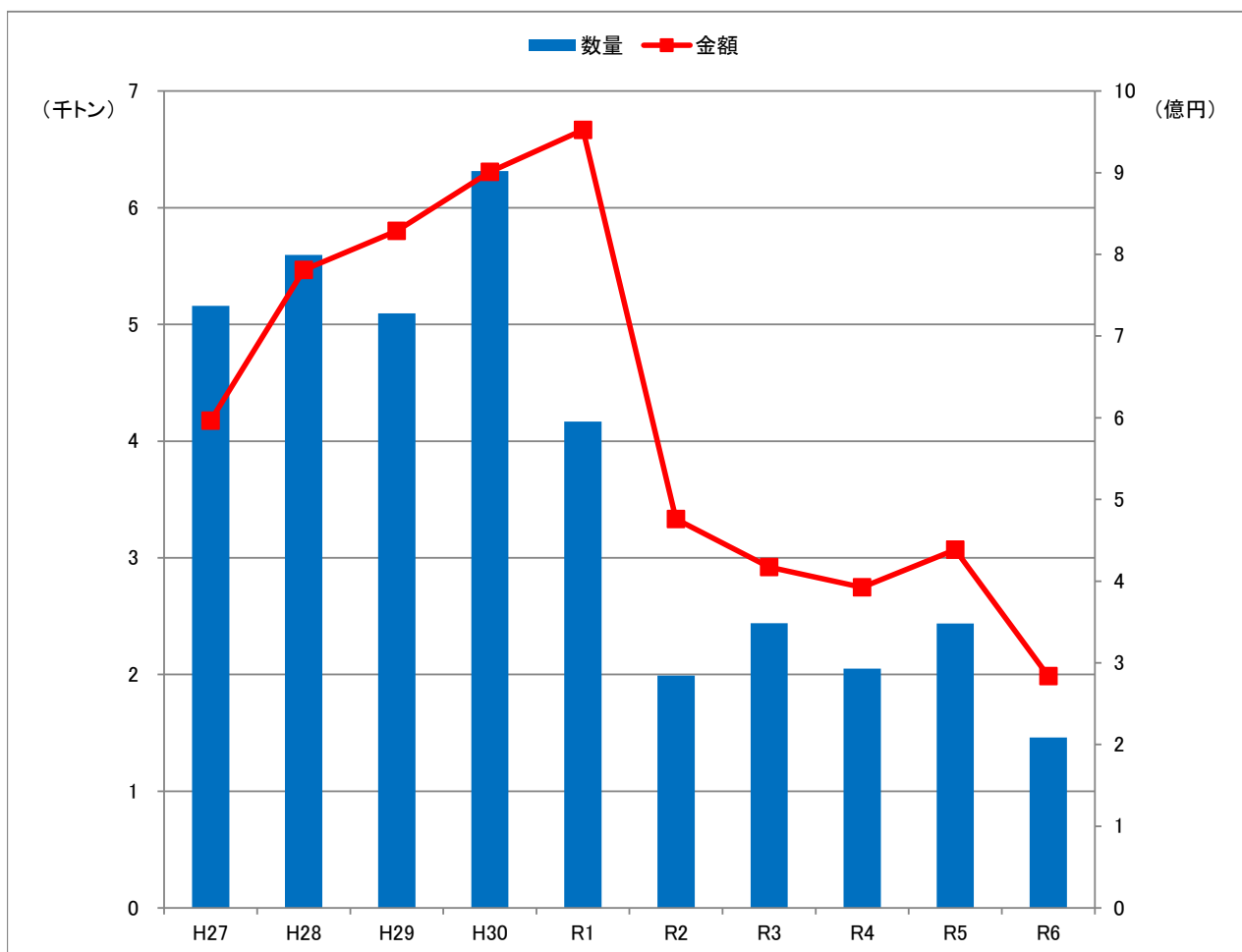
【金額(円)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	6,394,330	693,115	20,444,325	17,990,738	94,580,377
ウルメイワシ	458,077	6,387,537	6,217,591	9,553,169	8,273,159
カタクチイワシ	0	0	0	0	0
アジ	266,844,749	212,110,202	292,284,563	301,109,316	270,170,656
サバ	134,929,650	248,510,588	178,131,357	342,247,524	211,264,793
ブリ・ワカナ	300,406,798	83,467,908	119,883,984	63,531,196	25,760,858
カツオ	1,364,321	5,848,323	3,258,526	10,812,642	4,908,238
マグロ	217,447	7,760,027	5,838,739	37,634,554	7,953,195
マダイ	11,433,515	4,463,850	5,467,694	2,442,722	4,021,164
カマス	11,234,538	13,009,410	12,791,918	1,368,813	1,120,565
スルメイカ	19,907,164	10,294,109	8,601,175	5,798,649	8,890,010
ケンサキイカ	2,295,442	3,450,309	2,183,069	4,471,556	993,222
その他	12,362,232	18,422,865	25,266,269	13,968,853	16,310,813
合計	767,848,263	614,418,243	680,369,210	810,929,732	654,247,050

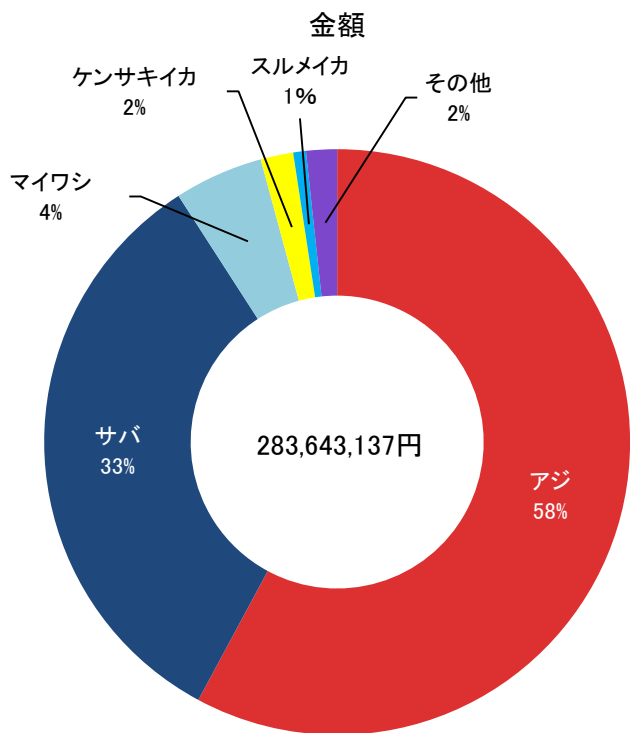
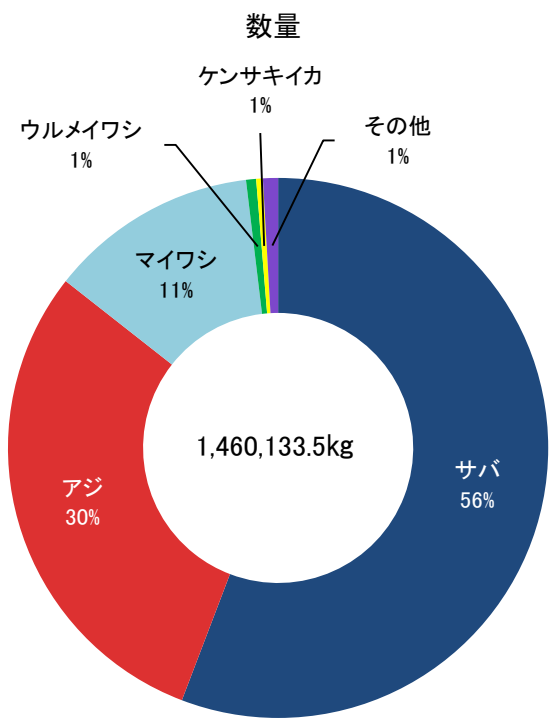


まき網漁業：地元中型船（10年）

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	5,158,320.2	596,525,888
平成28年	5,596,329.6	780,822,100
平成29年	5,094,998.2	828,740,081
平成30年	6,314,035.8	900,997,037
令和元年	4,168,153.6	952,378,021
令和2年	1,990,991.8	475,895,700
令和3年	2,440,838.4	417,362,703
令和4年	2,049,494.0	392,265,193
令和5年	2,435,967.2	438,330,189
令和6年	1,460,133.5	283,643,137



令和6年 まき網漁業:地元中型船

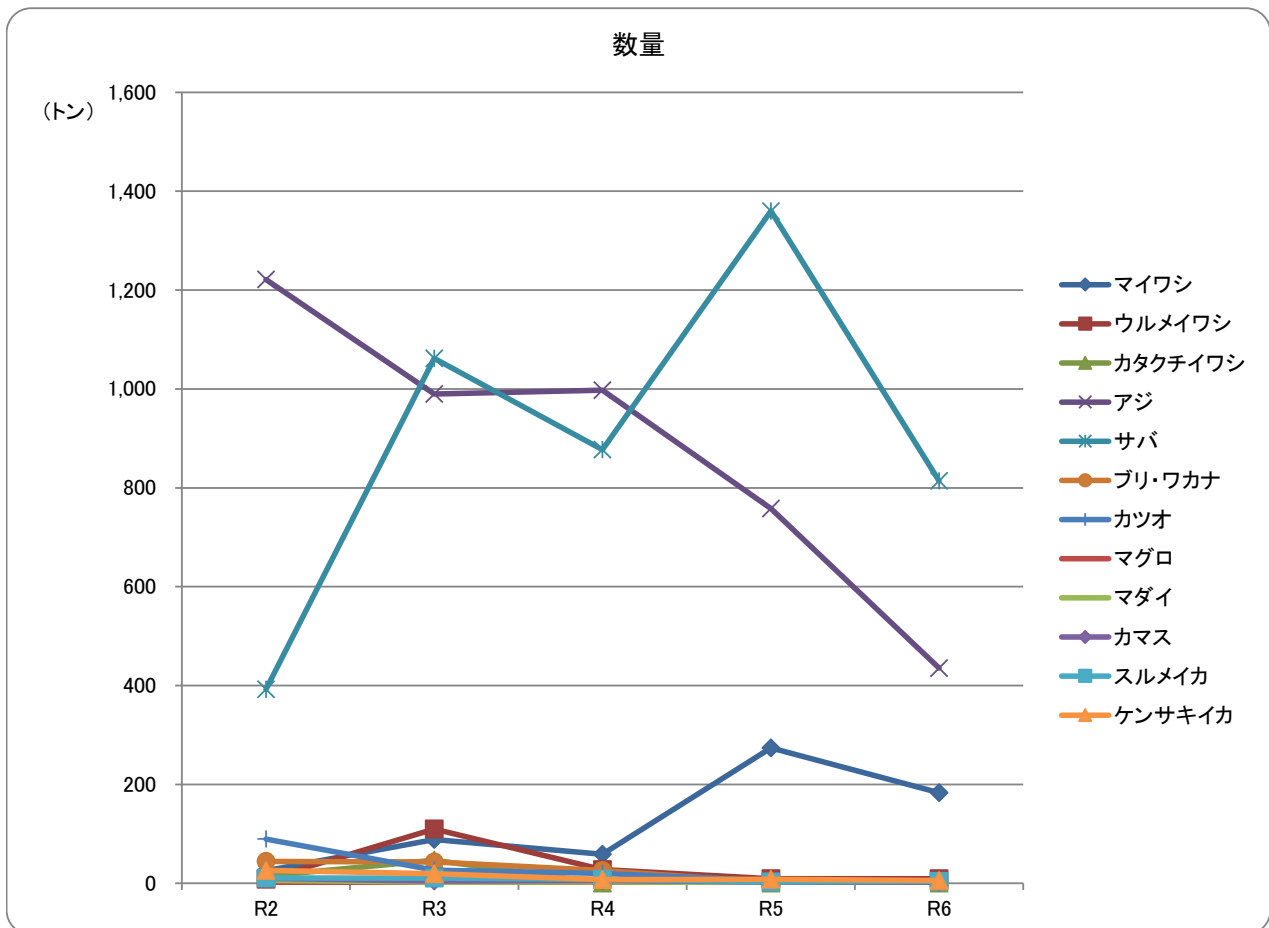


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	182,988.2	13,827,478
ウルメイワシ	9,200.4	1,770,465
カタクチイワシ	0.0	0
アジ	435,365.3	164,057,126
サバ	814,231.8	93,731,513
ブリ・ワカナ	1,145.6	186,397
カツオ	1,185.0	422,820
マグロ	20.0	7,560
マダイ	1,343.0	448,146
レンコダイ	0.0	0
サメ	0.0	0
カレイ	0.0	0
ヒラメ	8.0	9,612
イサキ	249.0	56,754
トビウオ	0.0	0
ノドグロ	0.0	0
ホウボウ・ガラ	0.0	0
フグ	515.8	91,757
アナゴ	0.0	0
アンコウ	0.0	0
その他の魚類	4,631.4	1,749,654
小計	1,450,883.5	276,359,282
スルメイカ	3,600.0	1,975,385
ケンサキイカ	5,575.0	5,241,942
その他のイカ類	75.0	66,528
その他水産動物	0.0	0
アワビ	0.0	0
サザエ	0.0	0
その他の貝類	0.0	0
ワカメ	0.0	0
その他の藻類	0.0	0
小計	9,250.0	7,283,855
合計	1,460,133.5	283,643,137

まき網漁業：地元中型船 主要魚種の推移(5年)

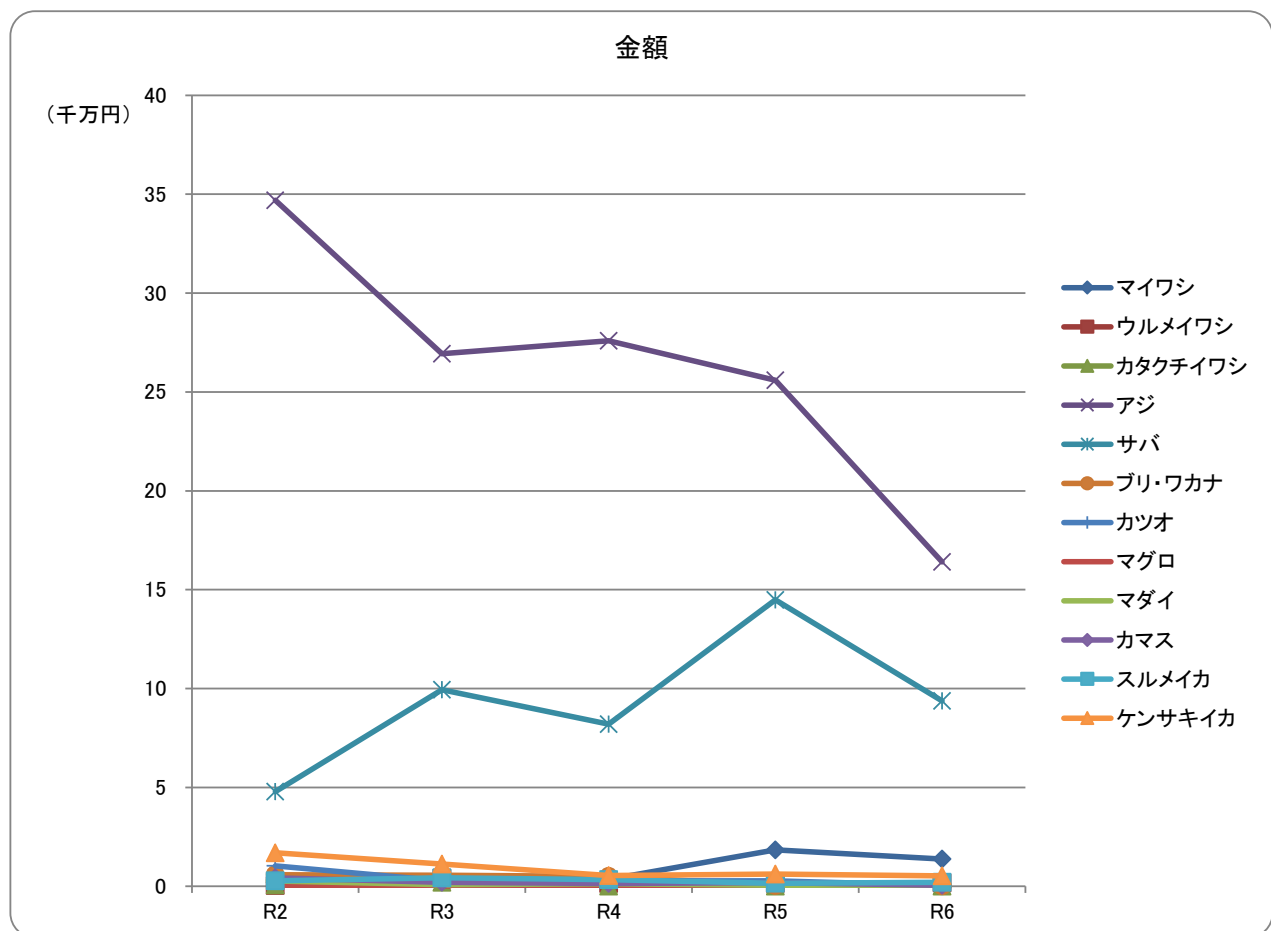
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	25,356.6	88,427.0	58,501.4	273,796.6	182,988.2
ウルメイワシ	7,908.2	109,661.2	27,554.4	8,975.0	9,200.4
カタクチイワシ	14,692.0	46,543.0	321.0	0.0	0.0
アジ	1,221,306.1	989,798.6	997,225.8	758,180.9	435,365.3
サバ	392,400.5	1,061,938.0	877,108.4	1,359,860.2	814,231.8
ブリ・ワカナ	44,056.6	43,142.6	25,953.0	1,463.0	1,145.6
カツオ	89,361.8	26,230.8	19,646.4	4,746.7	1,185.0
マグロ	12.0	25.0	5.0	0.0	20.0
マダイ	6,058.4	2,057.1	2,866.5	1,010.5	1,343.0
カマス	9,899.1	4,629.6	5,474.8	2,792.2	1,175.6
スルメイカ	10,652.0	10,646.0	8,133.0	2,548.0	3,600.0
ケンサキイカ	26,052.5	19,037.5	7,131.0	8,272.0	5,575.0
その他	143,236.0	38,702.0	19,573.3	14,322.1	4,303.6
合計	1,990,991.8	2,440,838.4	2,049,494.0	2,435,967.2	1,460,133.5



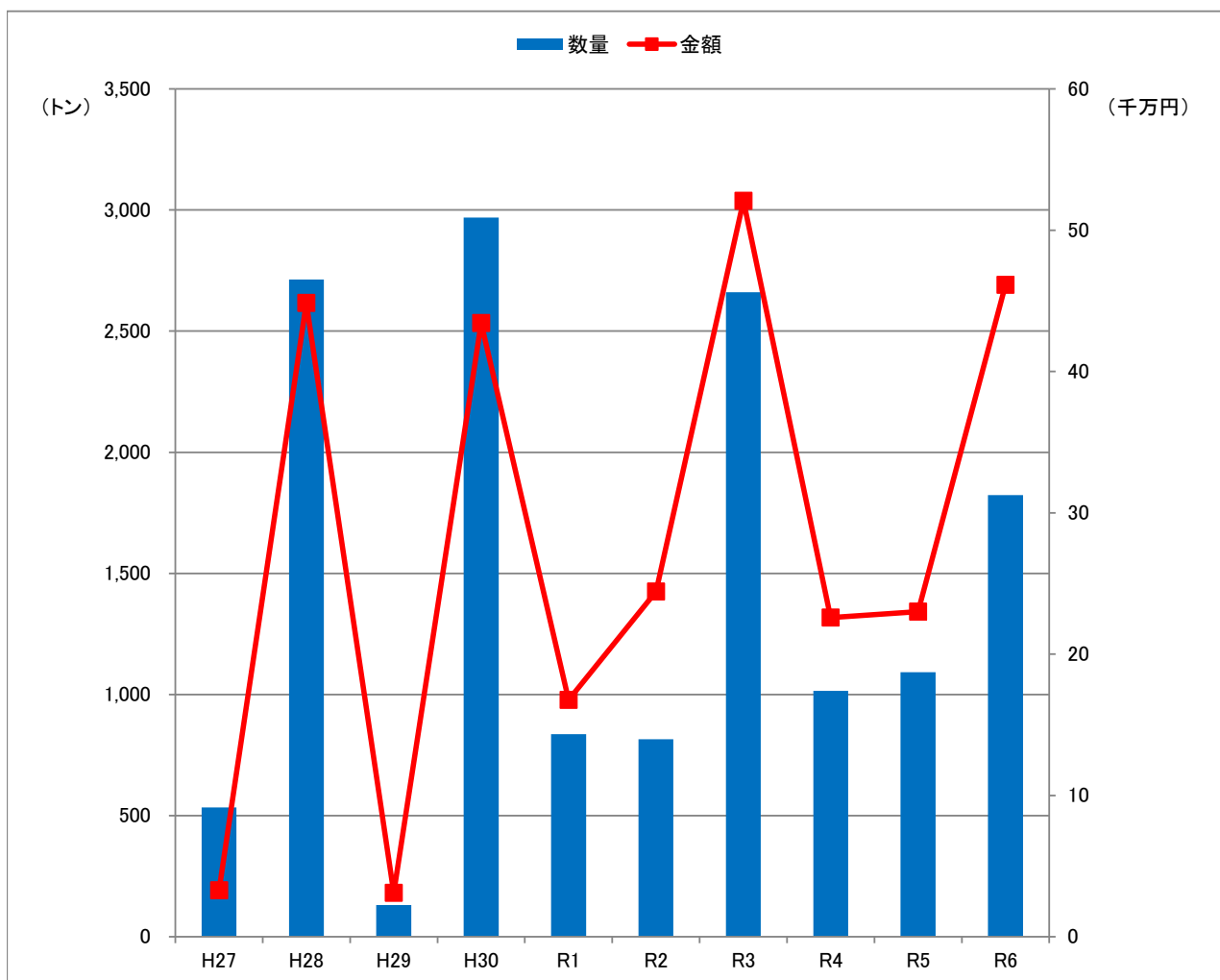
【金額(円)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	1,835,279	3,405,349	3,480,959	18,402,969	13,827,478
ウルメイワシ	324,616	4,077,842	1,407,849	1,347,279	1,770,465
カタクチイワシ	588,789	1,964,655	7,646	0	0
アジ	346,952,526	269,295,467	275,912,972	255,854,470	164,057,126
サバ	47,850,475	99,413,163	81,993,007	144,850,493	93,731,513
ブリ・ワカナ	5,810,366	5,618,214	4,913,491	301,784	186,397
カツオ	10,304,752	2,674,993	2,712,871	2,713,620	422,820
マグロ	3,132	15,660	4,860	0	7,560
マダイ	2,652,129	805,058	1,210,913	458,222	448,146
カマス	4,231,942	1,973,084	1,418,180	1,827,166	480,416
スルメイカ	2,723,819	4,282,817	3,378,672	1,498,025	1,975,385
ケンサキイカ	16,926,343	11,196,976	5,487,351	6,159,768	5,241,942
その他	35,691,532	12,639,425	10,336,422	4,916,393	1,493,889
合計	475,895,700	417,362,703	392,265,193	438,330,189	283,643,137

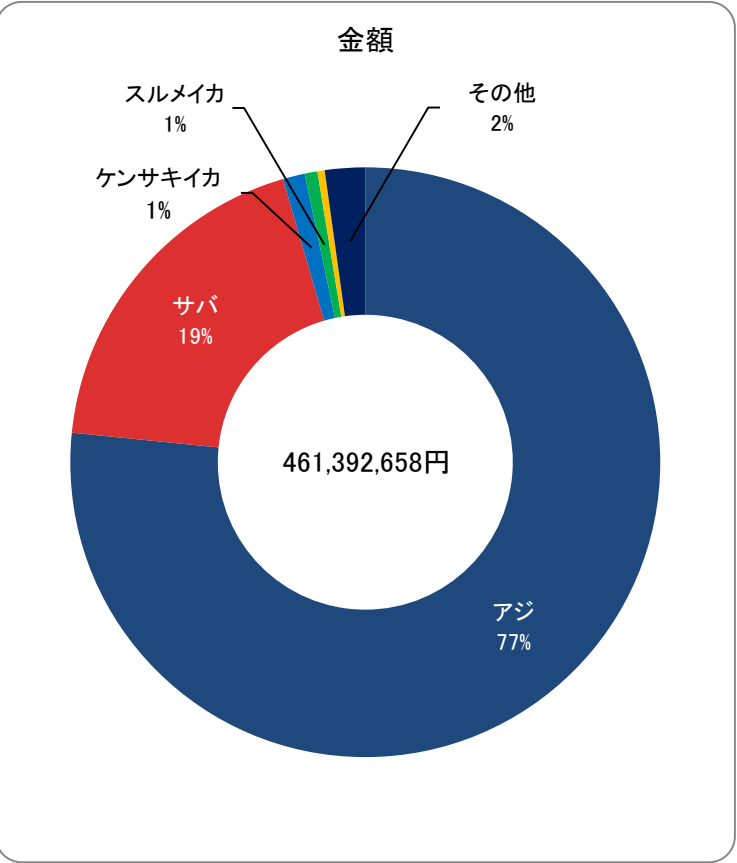
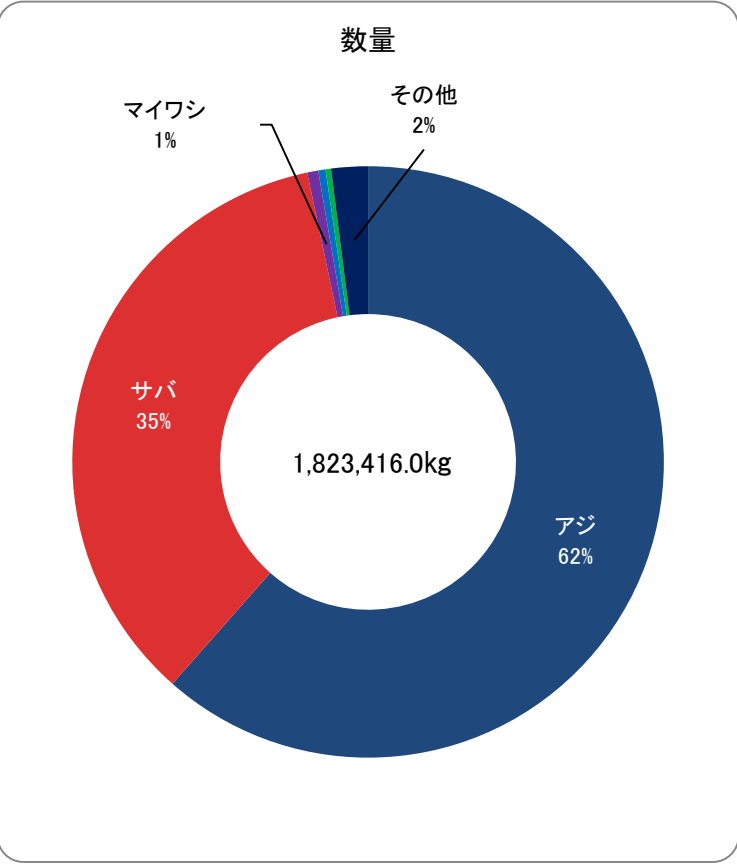


まき網漁業：地元外中型船（10年）

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	533,921.0	32,824,341
平成28年	2,713,156.3	448,509,998
平成29年	130,405.0	31,011,847
平成30年	2,969,407.3	434,339,314
令和元年	836,762.0	167,542,876
令和2年	814,925.0	244,166,203
令和3年	2,660,708.5	520,799,577
令和4年	1,014,470.0	225,788,626
令和5年	1,092,347.0	229,955,422
令和6年	1,823,416.0	461,392,658



令和6年 まき網漁業:地元外中型船

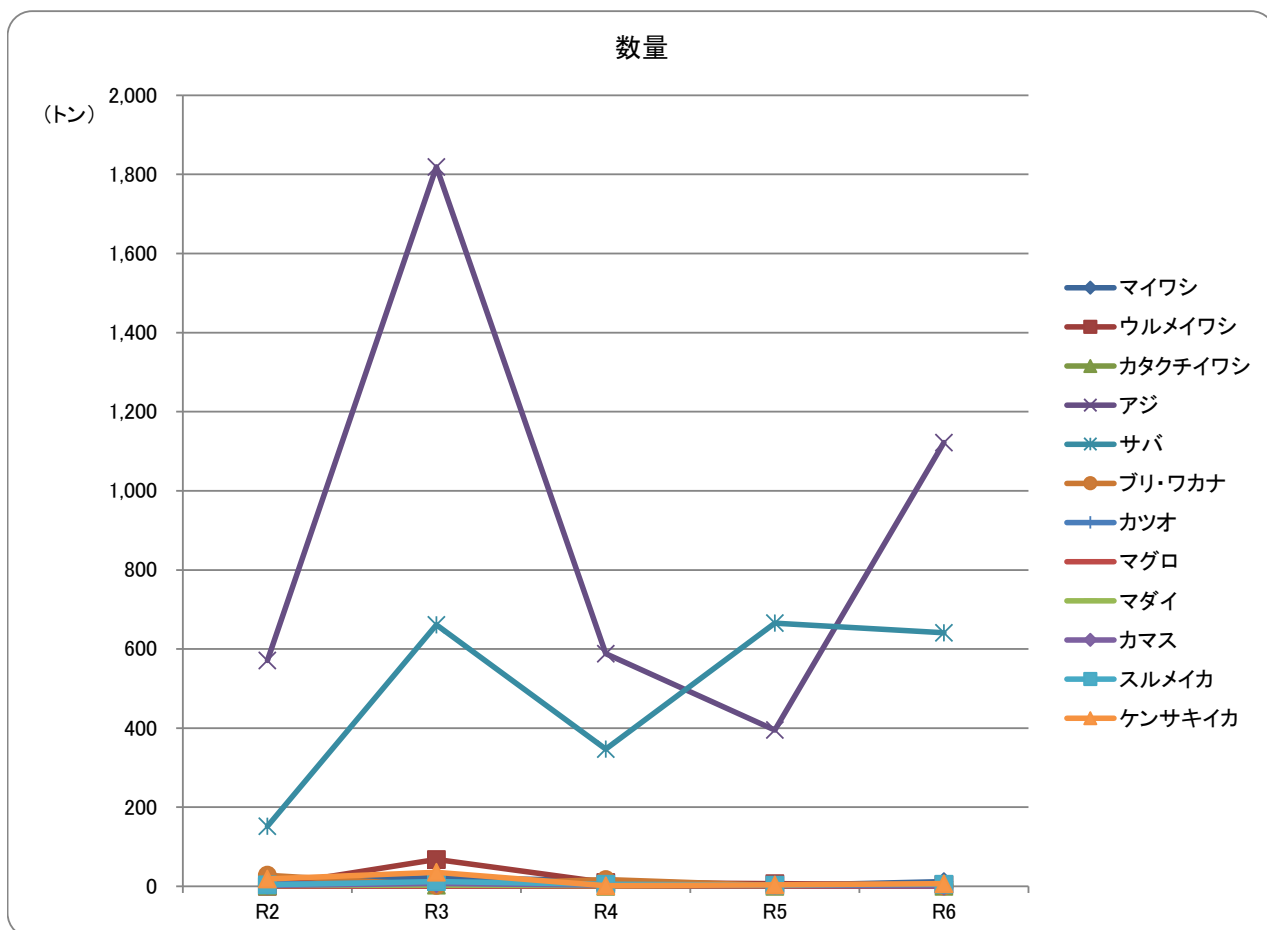


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	11,766.0	437,765
ウルメイワシ	4,631.0	437,389
カタクチイワシ	0.0	0
アジ	1,121,739.0	353,204,454
サバ	641,241.0	87,384,682
ブリ・ワカナ	893.0	199,368
カツオ	1,870.0	257,083
マグロ	0.0	0
マダイ	4,483.0	1,898,754
レンコダイ	20.0	4,968
サメ	0.0	0
カレイ	0.0	0
ヒラメ	0.0	0
イサキ	0.0	0
トビウオ	0.0	0
ノドグロ	0.0	0
ホウボウ・ガラ	0.0	0
フグ	815.0	263,736
アナゴ	0.0	0
アンコウ	0.0	0
その他の魚類	23,994.0	8,438,458
小計	1,811,452.0	452,526,657
スルメイカ	5,484.0	3,456,130
ケンサキイカ	6,438.0	5,390,647
その他のイカ類	42.0	19,224
その他水産動物	0.0	0
アワビ	0.0	0
サザエ	0.0	0
その他の貝類	0.0	0
ワカメ	0.0	0
その他の藻類	0.0	0
小計	11,964.0	8,866,001
合計	1,823,416.0	461,392,658

まき網漁業:地元外中型船 主要魚種の推移(5年)

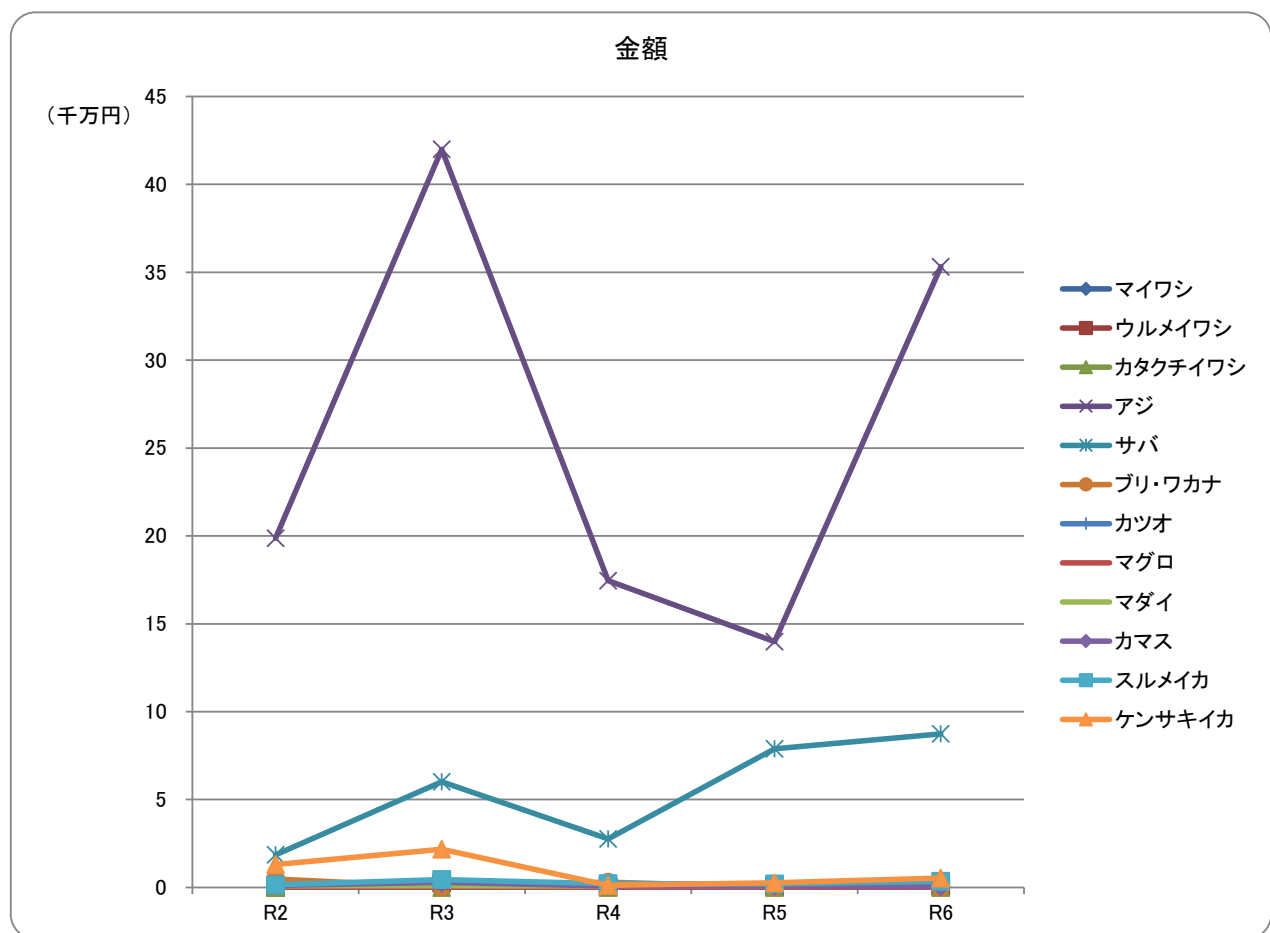
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	11,903.0	22,257.0	14,089.0	1,910.0	11,766.0
ウルメイワシ	0.0	67,952.0	9,856.0	7,053.0	4,631.0
カタクチイワシ	918.0	3,131.0	0.0	0.0	0.0
アジ	571,363.0	1,819,147.0	588,042.0	395,021.0	1,121,739.0
サバ	151,767.0	661,510.0	346,997.0	665,381.0	641,241.0
ブリ・ワカナ	27,937.0	2,154.0	17,035.0	1,979.0	893.0
カツオ	6,021.0	8,691.0	3,094.0	800.0	1,870.0
マグロ	35.0	5.0	40.0	0.0	0.0
マダイ	2,386.0	2,834.5	1,772.0	2,509.0	4,483.0
カマス	2,314.0	7,044.0	3,254.0	2,470.0	1,006.0
スルメイカ	3,898.0	11,969.0	5,127.0	3,185.0	5,484.0
ケンサキイカ	18,410.0	35,377.0	1,516.0	3,417.0	6,438.0
その他	17,973.0	18,637.0	23,648.0	8,622.0	23,865.0
合計	814,925.0	2,660,708.5	1,014,470.0	1,092,347.0	1,823,416.0



【金額(円)】

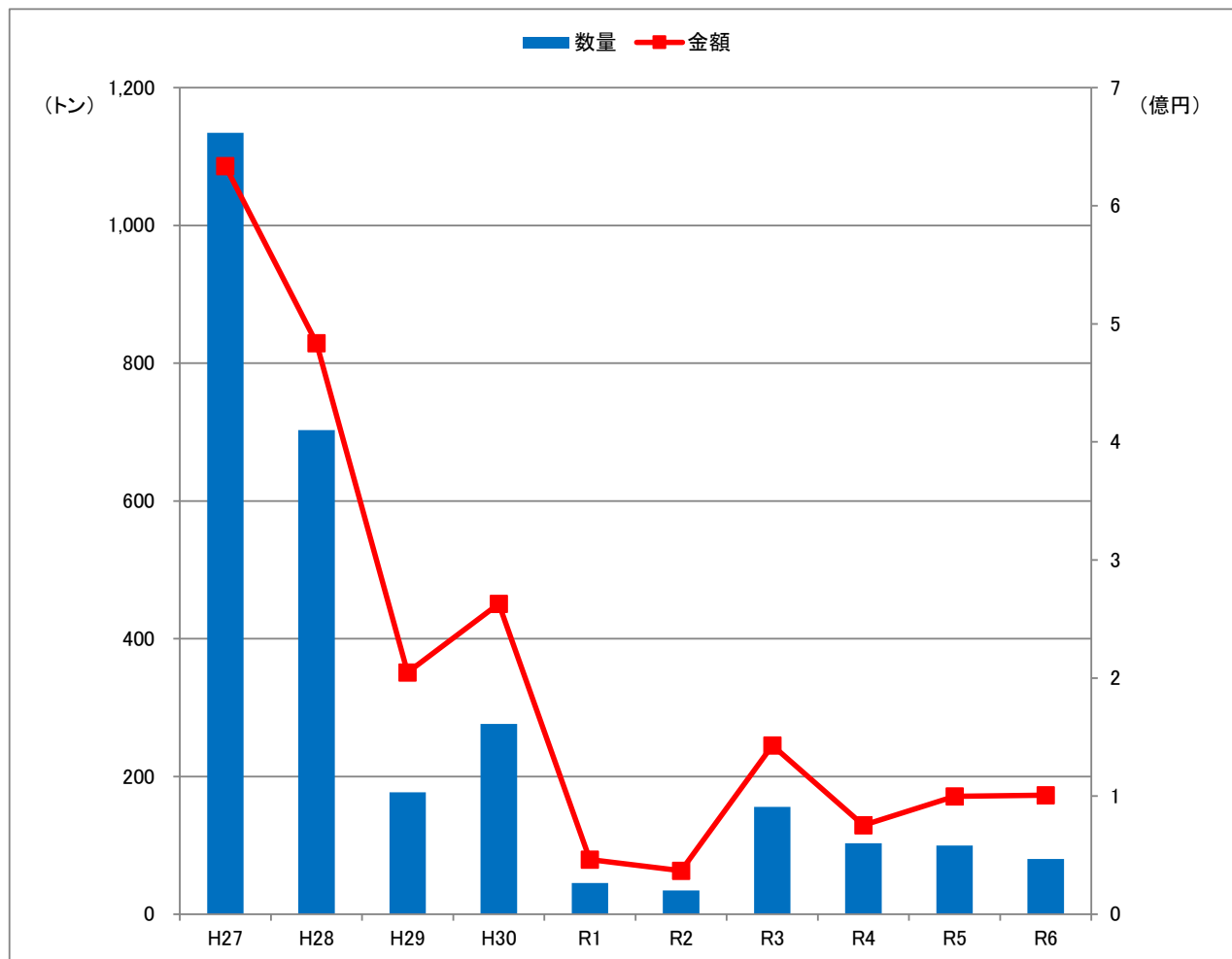
魚種	R2	R3	R4	R5	R6
マイワシ	396,722	616,971	620,427	216,875	437,765
ウルメイワシ	0	2,547,615	536,706	467,618	437,389
カタクチイワシ	25,704	68,277	0	0	0
アジ	198,628,243	419,932,070	174,468,307	139,845,639	353,204,454
サバ	18,550,302	60,141,975	27,590,997	78,841,355	87,384,682
ブリ・ワカナ	4,788,363	276,048	3,000,473	360,828	199,368
カツオ	826,394	1,812,504	786,912	448,146	257,083
マグロ	8,100	3,197	33,048	0	0
マダイ	1,035,688	950,238	795,533	1,006,204	1,898,754
カマス	1,091,372	2,914,251	789,448	841,968	505,116
スルメイカ	1,537,811	4,468,996	2,151,533	2,071,753	3,456,130
ケンサキイカ	13,094,007	21,739,666	1,226,848	2,668,442	5,390,647
その他	4,183,497	5,327,769	13,788,394	3,186,594	8,221,270
合計	244,166,203	520,799,577	225,788,626	229,955,422	461,392,658



漁業種別水揚げの推移

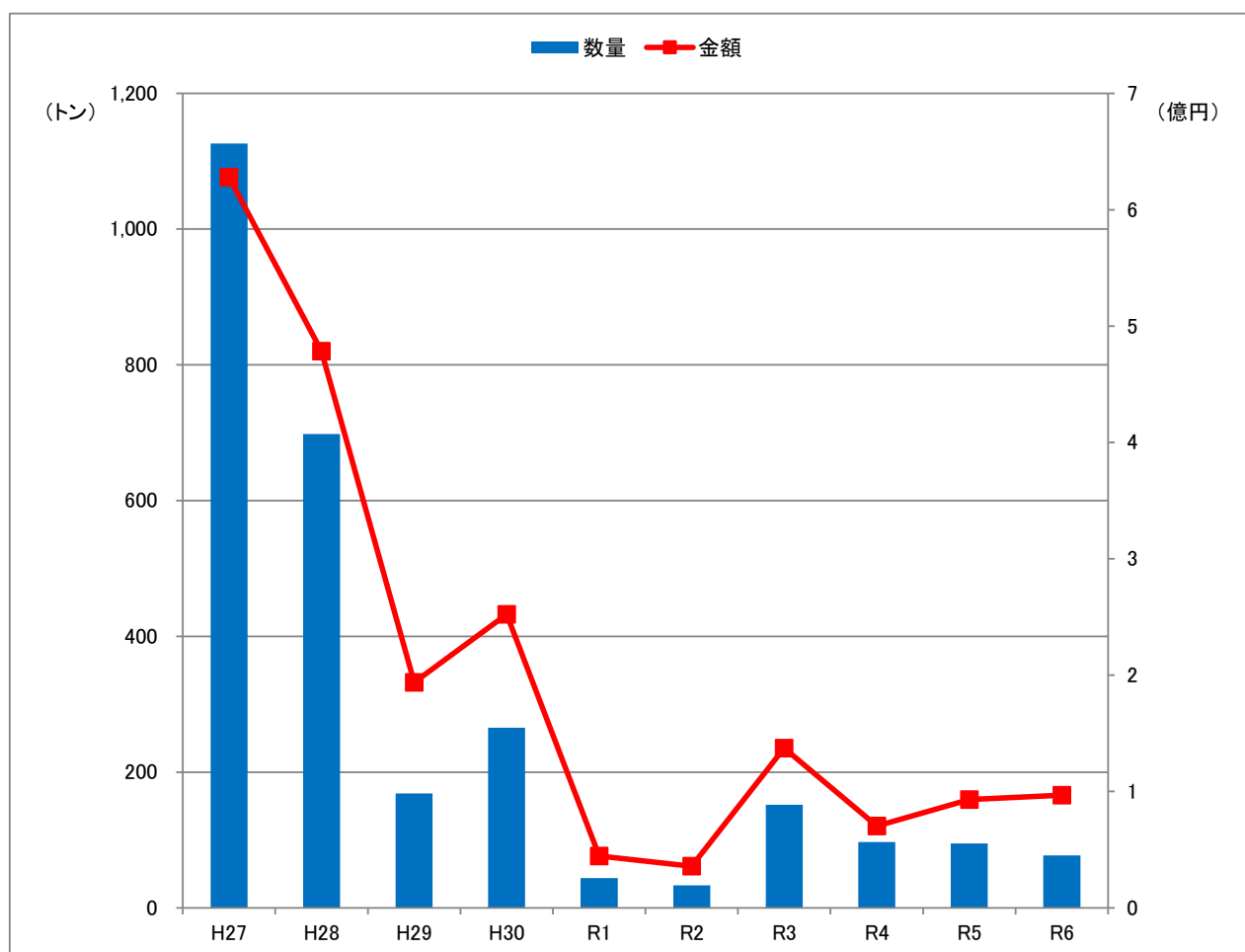
いか釣漁業:5トン以上・5トン未満(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	1,134,288.0	633,656,214
平成28年	702,854.2	483,599,383
平成29年	176,988.7	204,737,325
平成30年	276,111.5	262,909,824
令和元年	45,301.2	46,321,358
令和2年	34,692.5	36,870,142
令和3年	155,629.0	143,075,760
令和4年	102,947.0	75,496,782
令和5年	99,892.0	99,855,348
令和6年	80,127.5	100,726,328



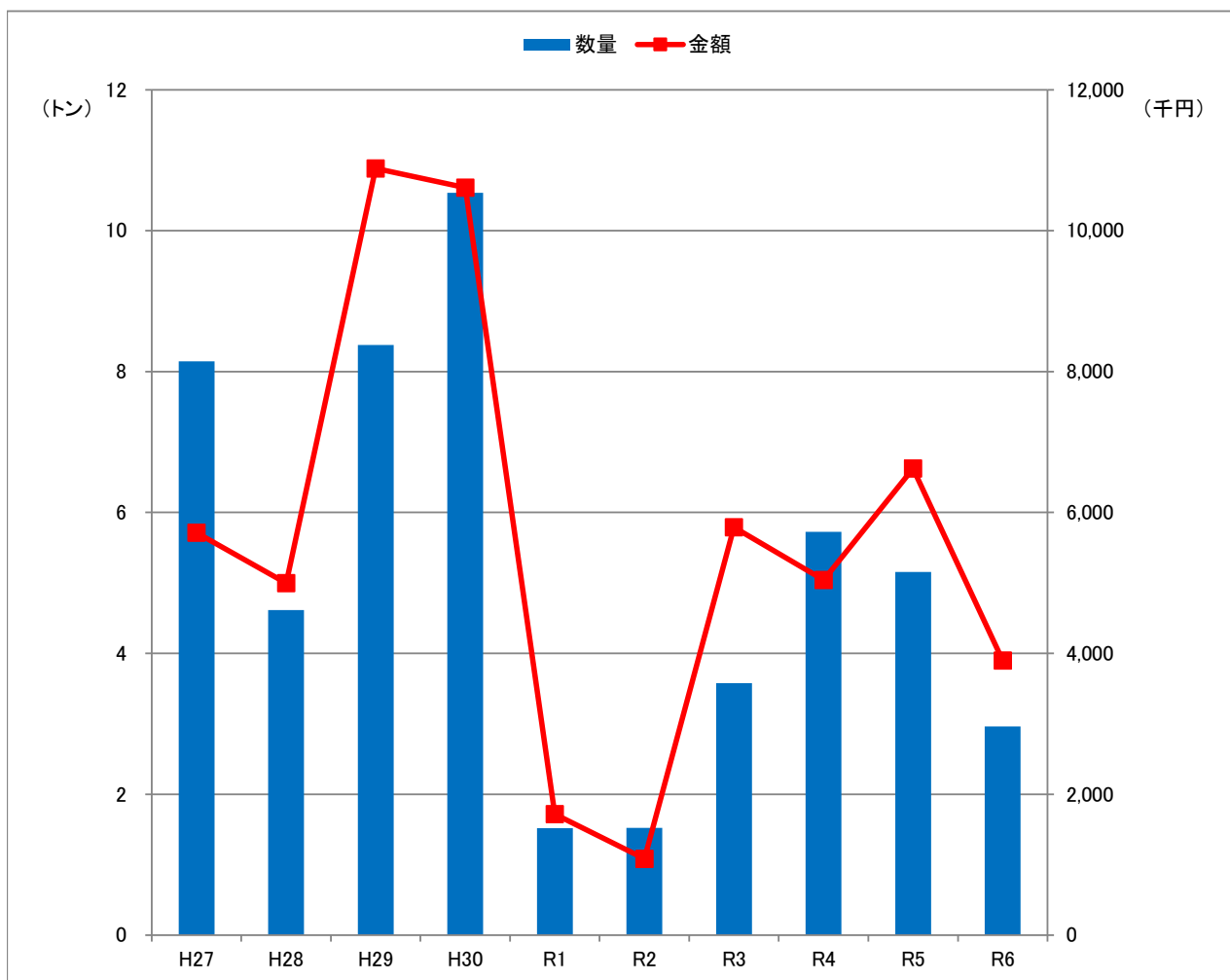
いか釣漁業:5トン以上(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	1,126,140.0	627,941,609
平成28年	698,240.2	478,601,770
平成29年	168,610.7	193,852,978
平成30年	265,573.5	252,299,811
令和元年	43,783.2	44,604,318
令和2年	33,168.5	35,785,606
令和3年	152,052.0	137,285,545
令和4年	97,221.0	70,456,509
令和5年	94,736.0	93,229,008
令和6年	77,163.5	96,828,185



いか釣漁業:5トン未満(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	8,148.0	5,714,605
平成28年	4,614.0	4,997,613
平成29年	8,378.0	10,884,347
平成30年	10,538.0	10,610,013
令和元年	1,518.0	1,717,040
令和2年	1,524.0	1,084,536
令和3年	3,577.0	5,790,215
令和4年	5,726.0	5,040,273
令和5年	5,156.0	6,626,340
令和6年	2,964.0	3,898,143

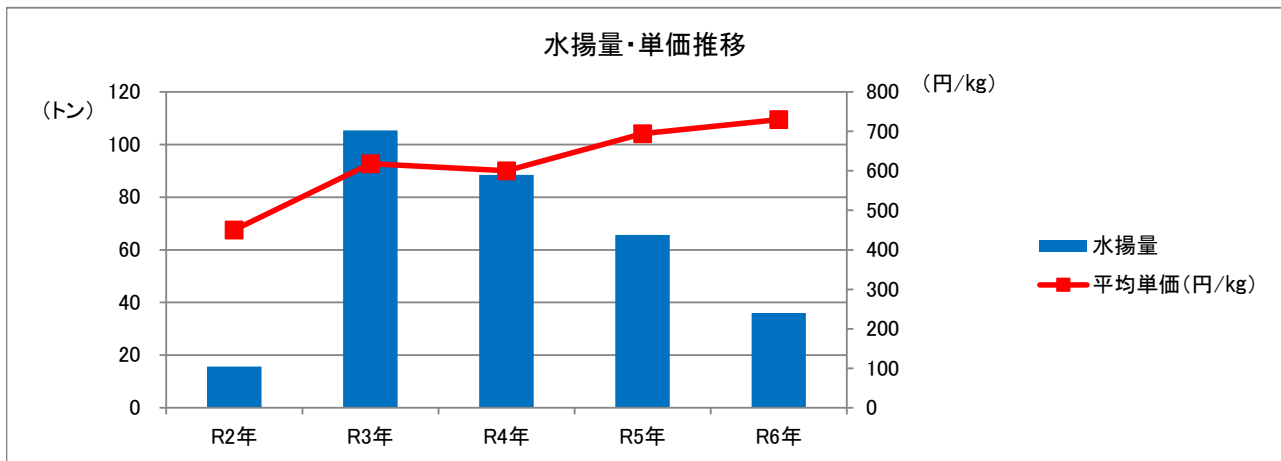


いか釣漁業(5トン以上・5トン未満)における いか類の水揚量・金額・単価(5年)

◆スルメイカ

水揚量単位: kg
金額単位: 円

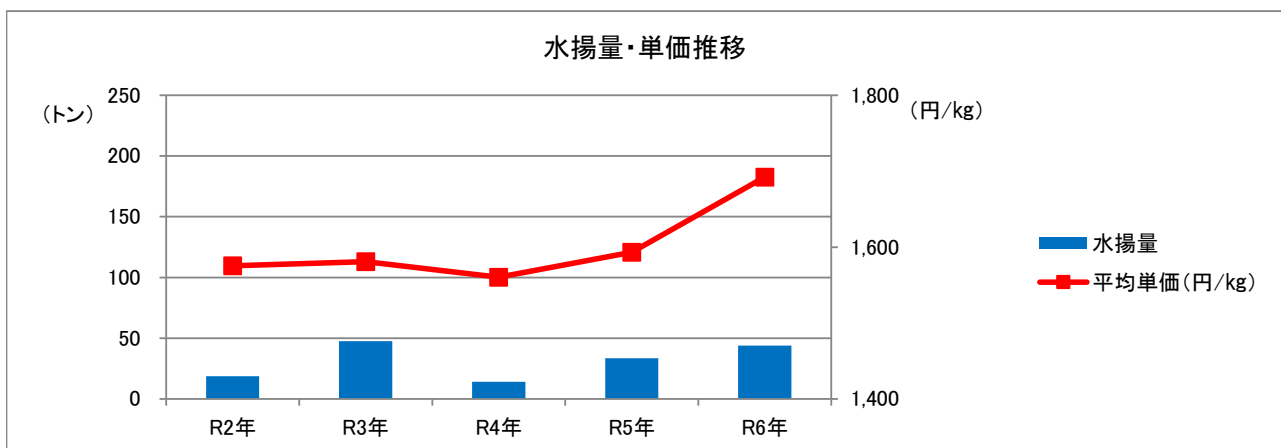
	水揚量	金額	平均単価(円/kg)
令和2年	15,700.0	7,071,915	450
令和3年	105,393.0	65,163,297	618
令和4年	88,514.0	53,109,987	600
令和5年	65,676.0	45,577,621	694
令和6年	35,962.0	26,246,903	730



◆ケンサキイカ

水揚量単位: kg
金額単位: 円

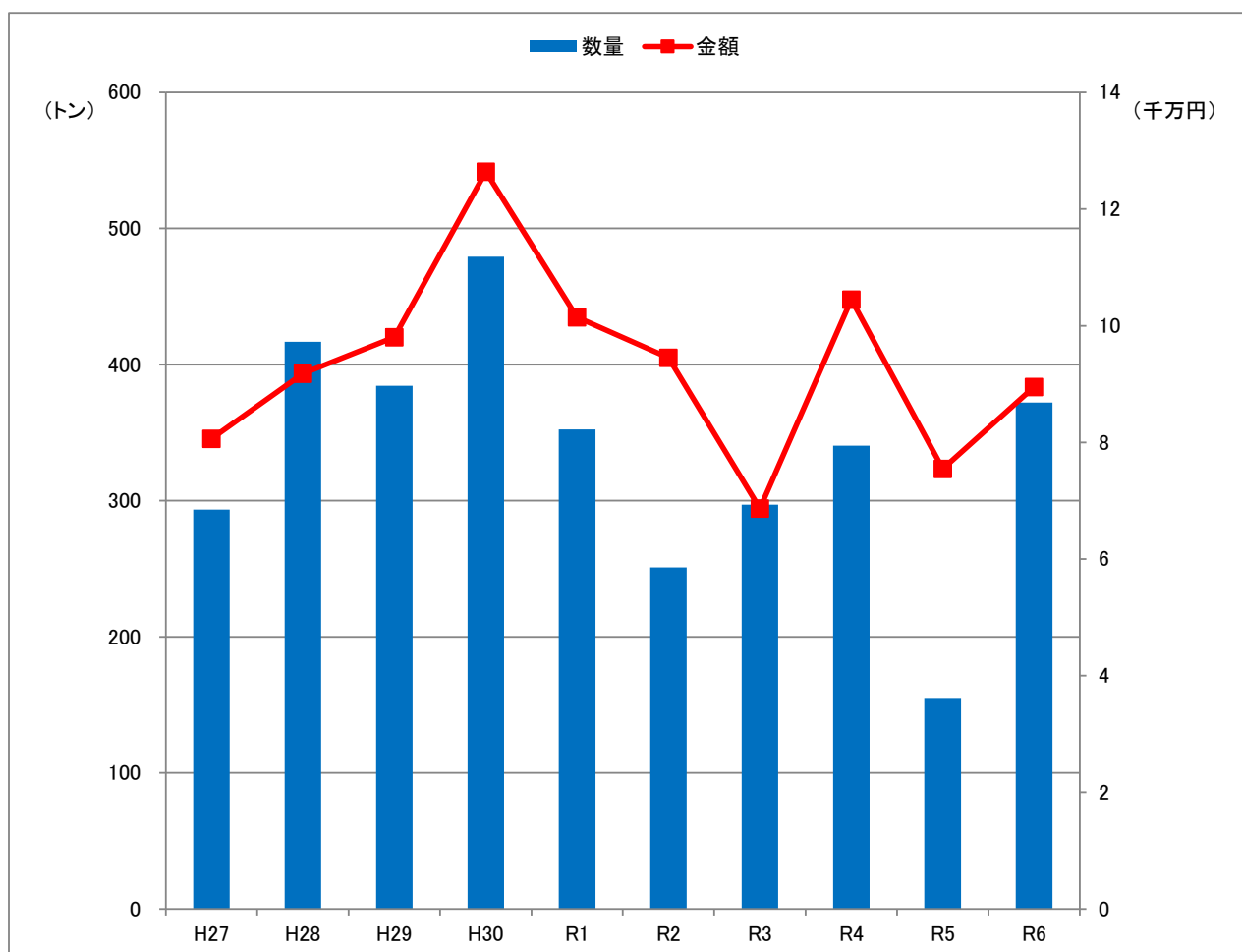
	水揚量	金額	平均単価(円/kg)
令和2年	18,691.0	29,448,383	1,576
令和3年	47,577.0	75,217,854	1,581
令和4年	14,134.0	22,054,123	1,560
令和5年	33,577.0	53,490,342	1,593
令和6年	43,876.0	74,247,851	1,692



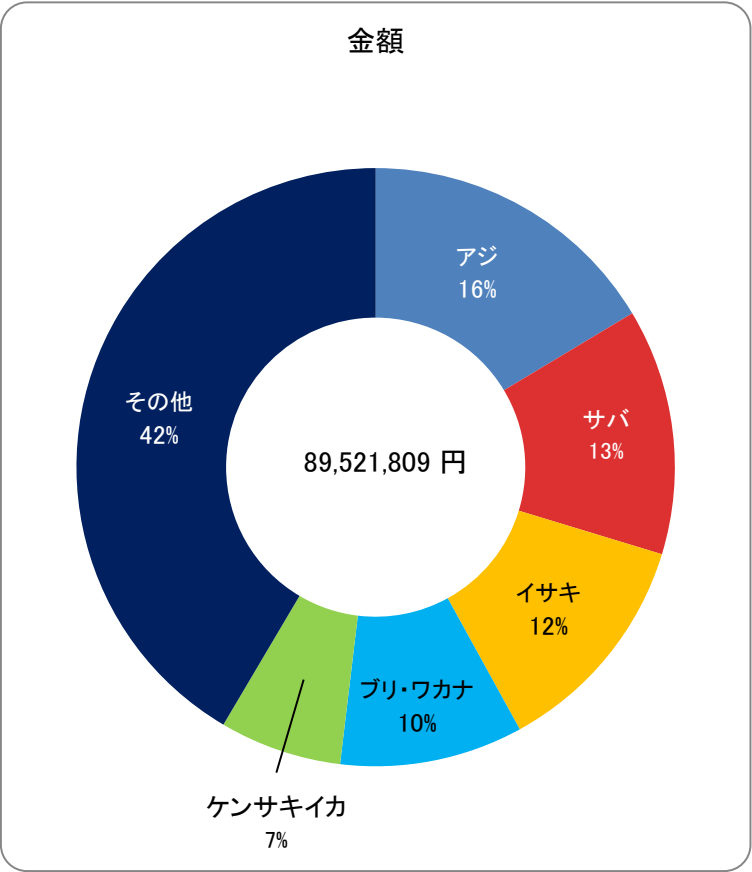
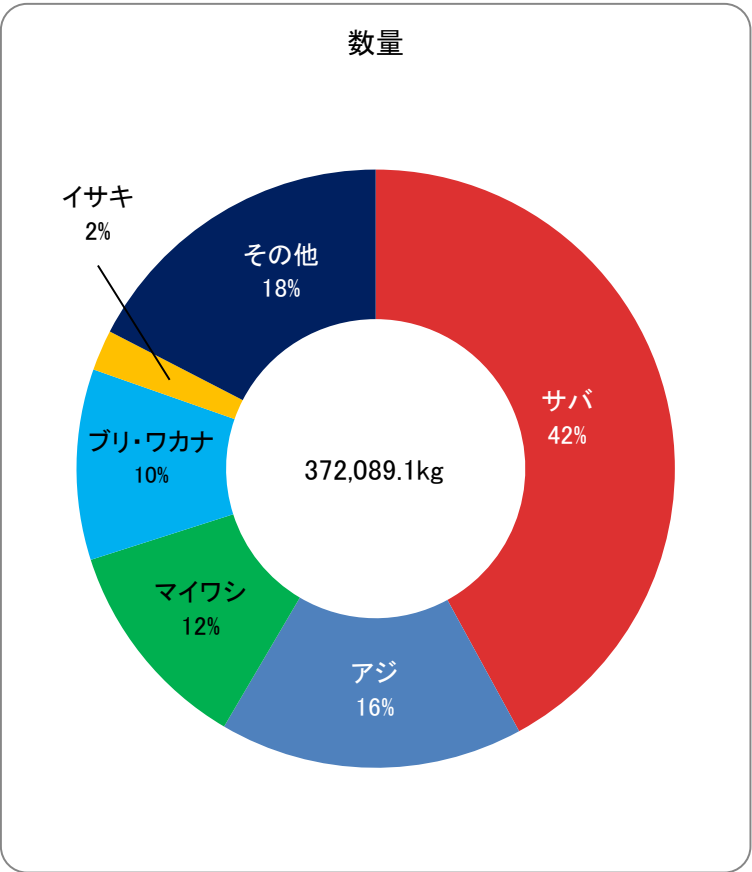
漁業種別水揚げの推移

定置網漁業：大型・小型定置網(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	293,502.0	80,650,920
平成28年	416,746.2	91,768,183
平成29年	384,403.4	98,041,858
平成30年	479,328.2	126,414,669
令和元年	352,384.1	101,457,497
令和2年	251,058.4	94,542,789
令和3年	297,038.1	68,660,762
令和4年	340,521.7	104,492,107
令和5年	155,207.9	75,483,856
令和6年	372,089.1	89,521,809



令和6年 定置網漁業(大型・小型定置網)

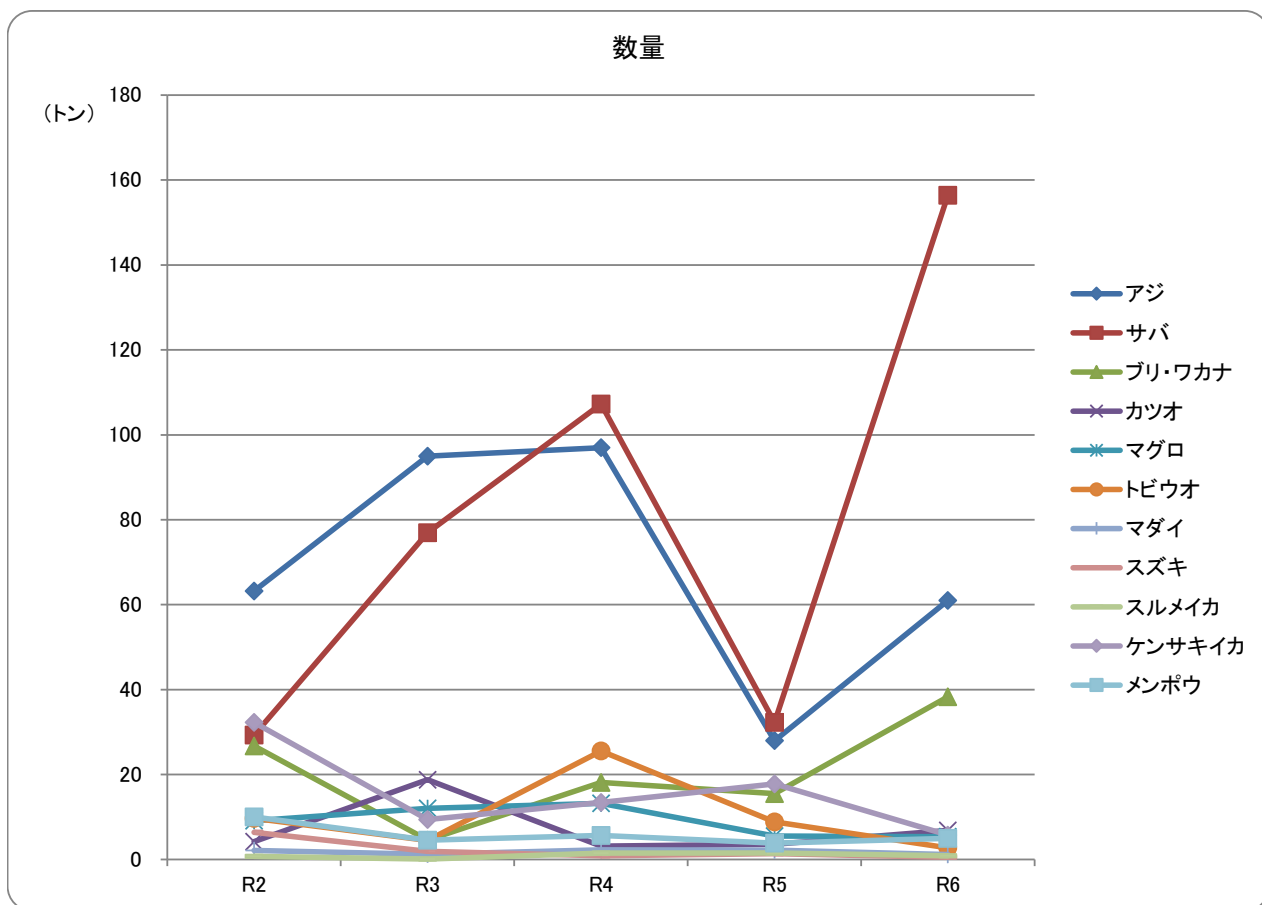


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	43,207.9	3,015,416
ウルメイワシ	1,505.0	63,342
カタクチイワシ	11.0	2,916
アジ	61,008.5	14,651,569
サバ	156,407.1	11,902,799
ブリ・ワカナ	38,298.6	8,838,092
カツオ	6,810.6	1,125,426
マグロ	5,362.7	4,650,683
マダイ	1,160.0	1,220,791
レンコダイ	0.0	0
サメ	0.0	0
カレイ	0.0	0
ヒラメ	126.2	222,361
イサキ	8,347.6	11,031,446
トビウオ	2,722.3	731,595
ノドグロ	0.0	0
ホウボウ・ガラ	9.0	8,964
フグ	366.0	55,188
アナゴ	0.0	0
アンコウ	5.0	3,240
その他の魚類	38,612.2	22,903,141
小計	363,959.7	80,426,969.0
スルメイカ	848.8	308,286
ケンサキイカ	5,755.1	5,917,523
その他のイカ類	1,519.5	2,858,663
その他水産動物	6.0	10,368
アワビ	0.0	0
サザエ	0.0	0
その他の貝類	0.0	0
ワカメ	0.0	0
その他の藻類	0.0	0
小計	8,129.4	9,094,840
合計	372,089.1	89,521,809

定置網漁業:大型・小型定置網 主要漁獲魚種の推移(5年)

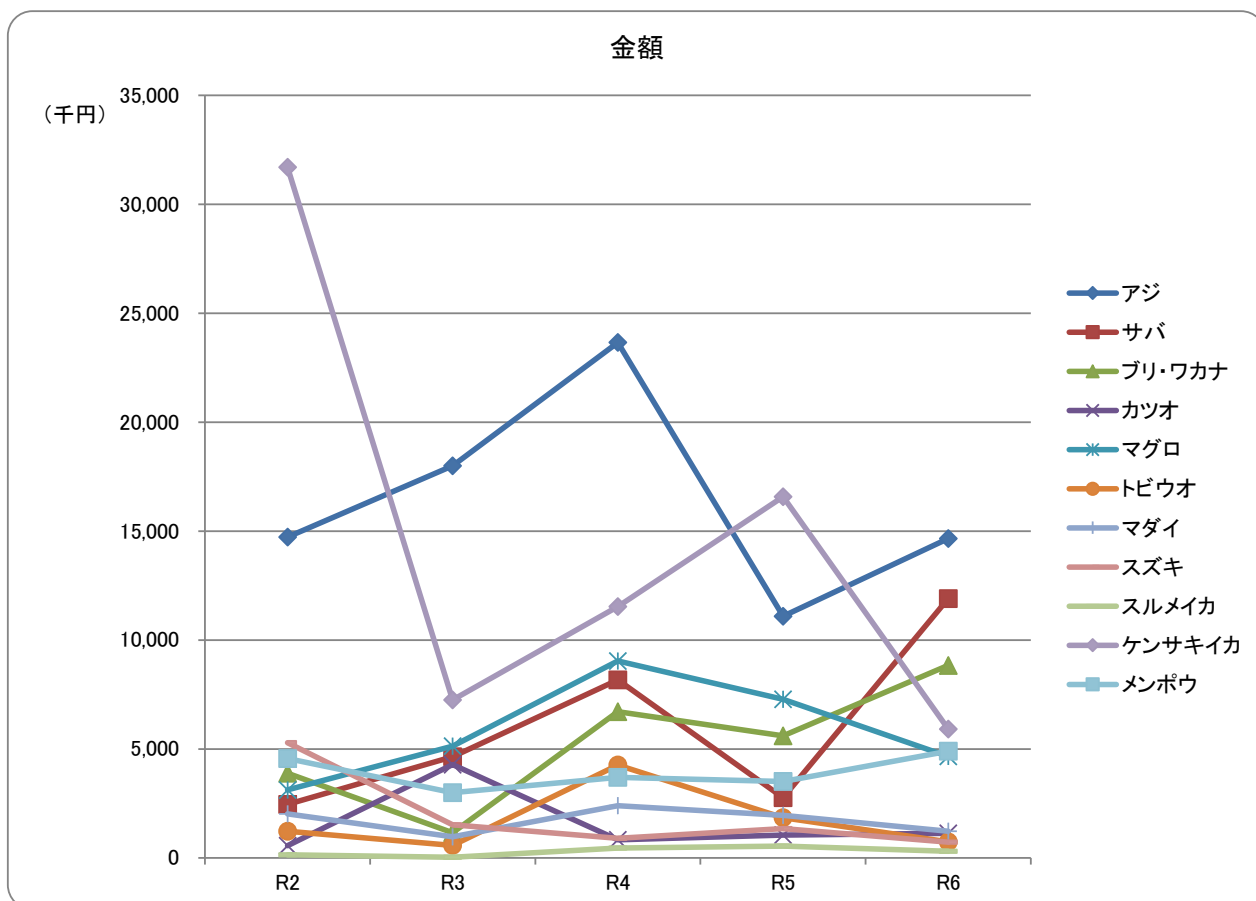
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
アジ	63,222.3	95,003.9	96,957.9	27,959.3	61,008.5
サバ	29,277.3	76,908.9	107,246.7	32,289.7	156,407.1
ブリ・ワカナ	26,707.8	4,575.7	18,155.4	15,525.1	38,298.6
カツオ	4,221.4	18,793.2	3,146.7	3,557.7	6,810.6
マグロ	9,091.7	12,023.8	13,214.6	5,539.1	5,362.7
トビウオ	9,703.1	4,508.4	25,529.2	8,860.4	2,722.3
マダイ	2,118.0	1,245.1	2,262.9	2,168.1	1,160.0
スズキ	6,386.8	1,900.4	898.1	1,387.0	517.7
スルメイカ	725.0	90.0	1,498.9	1,523.8	848.8
ケンサキイカ	32,273.0	9,394.6	13,428.2	17,764.6	5,755.1
メンボウ	10,016.2	4,577.2	5,625.5	3,841.3	4,963.9
その他	57,315.8	68,016.9	52,557.6	34,791.8	88,233.8
合計	251,058.4	297,038.1	340,521.7	155,207.9	372,089.1



【金額(円)】

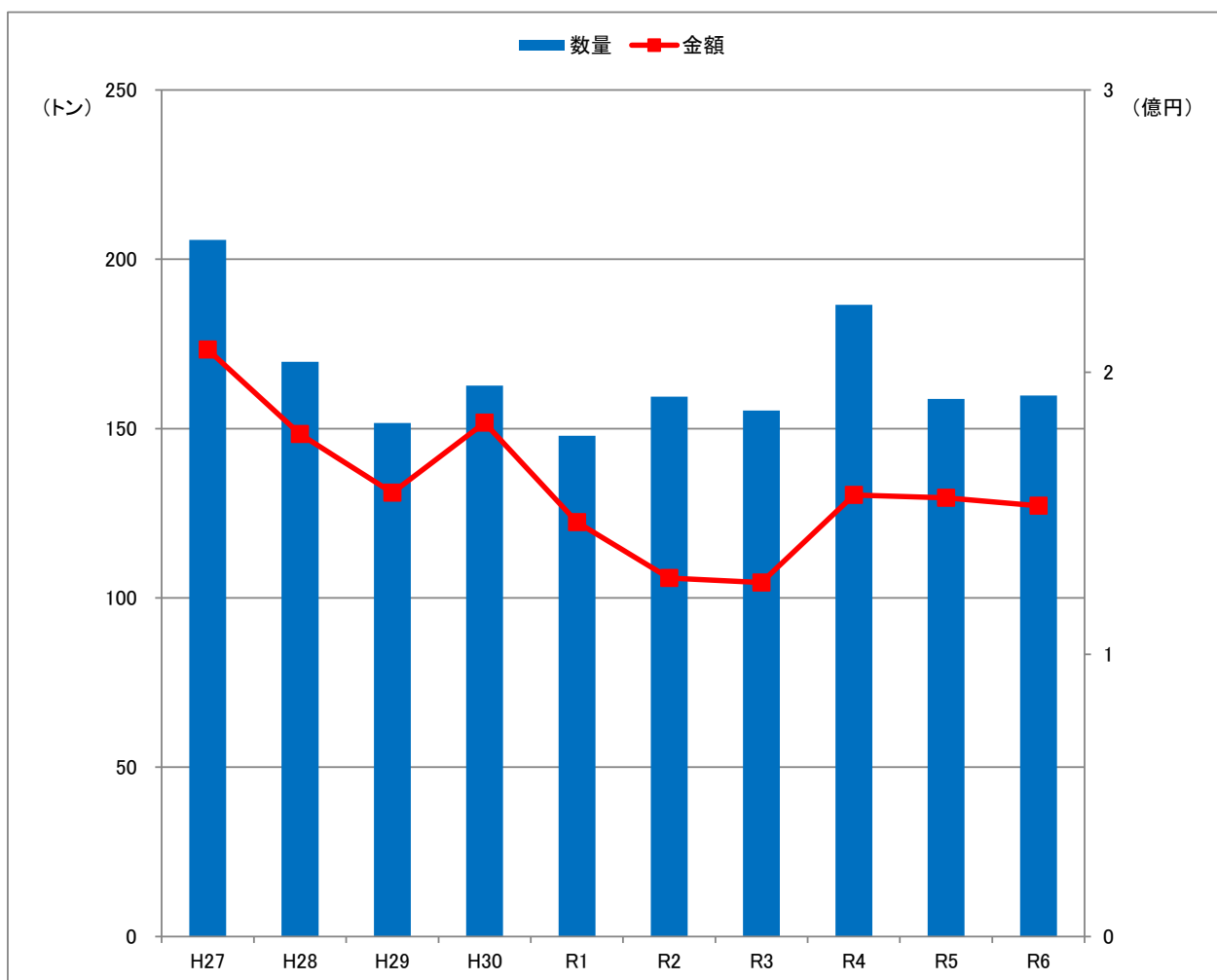
魚種	R2	R3	R4	R5	R6
アジ	14,724,782	17,994,015	23,653,574	11,092,928	14,651,569
サバ	2,459,199	4,648,537	8,166,034	2,762,595	11,902,799
ブリ・ワカナ	3,888,900	1,156,212	6,709,486	5,609,013	8,838,092
カツオ	560,984	4,284,954	827,854	1,054,486	1,125,426
マグロ	3,122,919	5,128,601	9,040,226	7,275,621	4,650,683
トビウオ	1,230,186	572,920	4,262,367	1,846,236	731,595
マダイ	2,021,106	969,841	2,395,873	1,947,976	1,220,791
スズキ	5,287,790	1,524,702	904,338	1,347,916	724,388
スルメイカ	141,887	29,992	451,008	542,402	308,286
ケンサキイカ	31,698,374	7,256,391	11,531,927	16,577,555	5,917,523
メンボウ	4,561,505	2,994,871	3,704,087	3,509,306	4,897,164
その他	24,845,157	22,099,726	32,845,333	21,917,822	34,553,493
合計	94,542,789	68,660,762	104,492,107	75,483,856	89,521,809



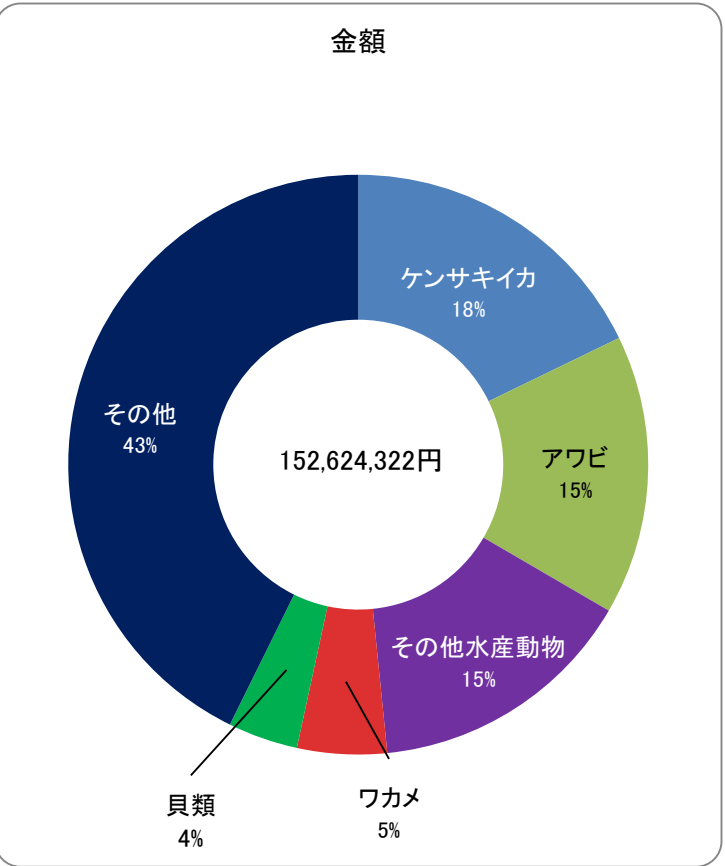
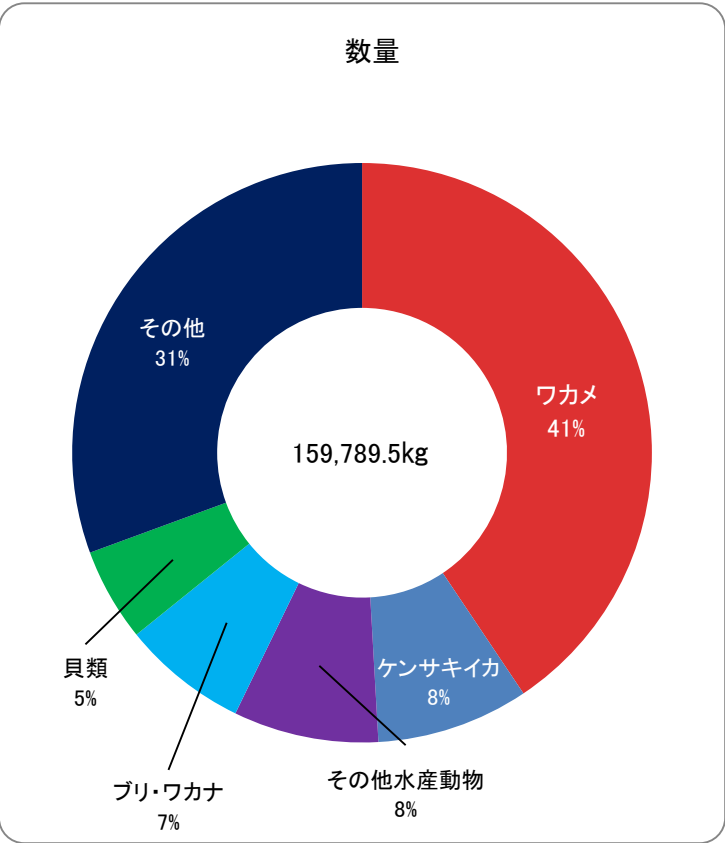
漁業種別水揚げの推移

一本釣漁業(採貝藻含む): 浜田、国府、長浜、津摩、三隅、江津地区(10年)

	数量(kg)	金額(円)
平成27年	205,741.9	208,034,981
平成28年	169,762.8	178,063,985
平成29年	151,619.2	157,300,553
平成30年	162,712.4	182,108,626
令和元年	147,864.6	146,826,088
令和2年	159,481.0	127,018,361
令和3年	155,363.7	125,452,782
令和4年	186,580.2	156,465,872
令和5年	158,802.3	155,506,624
令和6年	159,789.5	152,624,322



令和6年 一本釣漁業(採貝藻含む):浜田、国府、長浜、津摩、三隅、江津地区

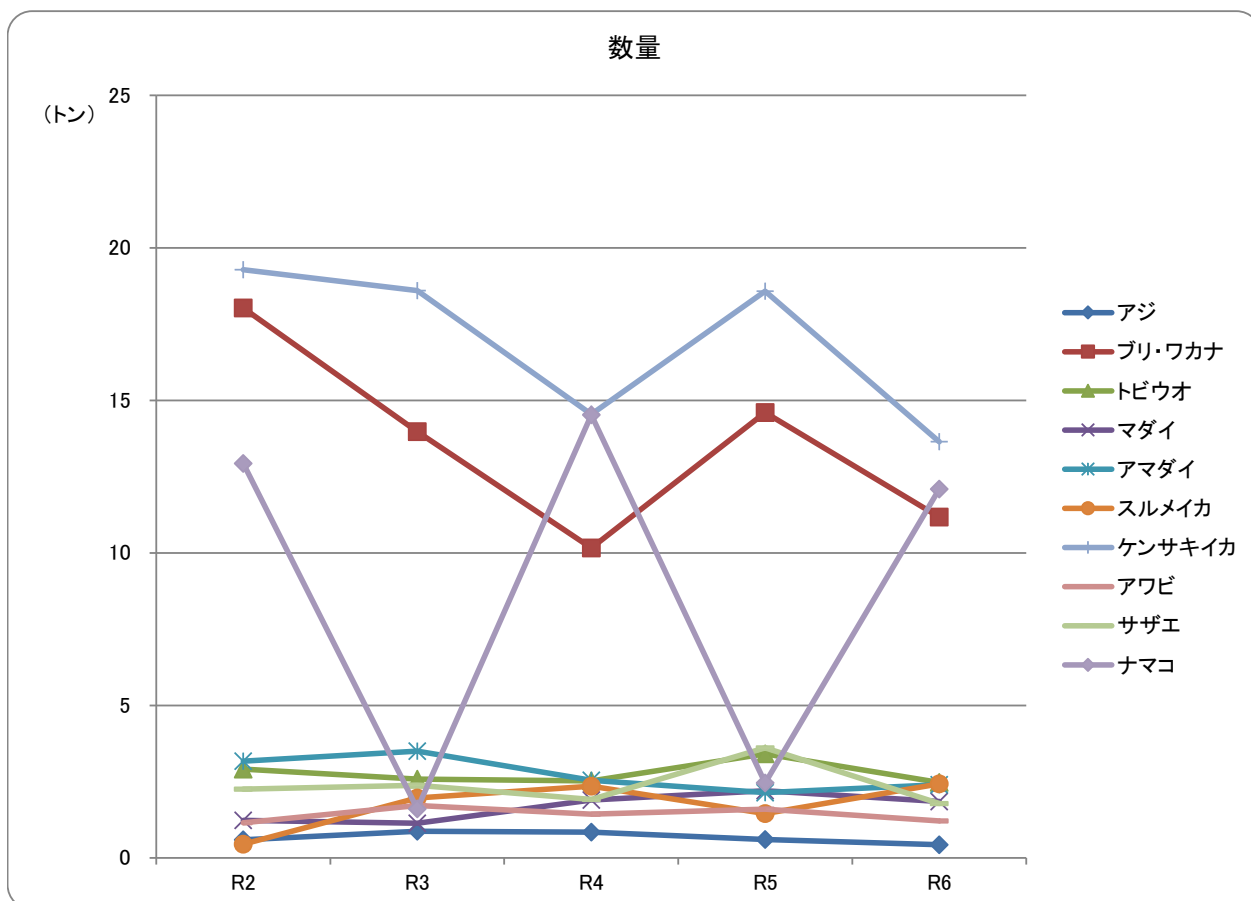


魚種	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	0.0	0
ウルメイワシ	0.0	0
カタクチイワシ	0.0	0
アジ	432.8	618,993
サバ	15.0	1,566
ブリ・ワカナ	11,175.2	5,871,973
カツオ	159.0	117,288
マグロ	2,267.9	1,660,158
マダイ	1,849.3	2,391,402
レンコダイ	1,869.0	1,570,632
サメ	0.0	0
カレイ	0.0	0
ヒラメ	878.0	1,791,342
イサキ	4,209.1	5,638,955
トビウオ	2,473.4	1,242,491
ノドグロ	0.0	0
ホウボウ・ガラ	16.5	13,132
フグ	12.0	33,804
アナゴ	8.4	12,334
アンコウ	0.0	0
その他の魚類	28,575.6	39,482,970
小計	53,941.2	60,447,040
スルメイカ	2,428.0	1,535,594
ケンサキイカ	13,643.0	27,195,170
その他のイカ類	380.8	498,937
その他水産動物	12,891.8	22,851,992
アワビ	1,211.5	23,824,022
サザエ	1,785.0	2,214,432
その他の貝類	8,232.2	6,018,625
ワカメ	64,901.0	7,555,069
その他の藻類	375.0	483,441
小計	105,848.3	92,177,282
合計	159,789.5	152,624,322

一本釣漁業(採貝藻含む): 浜田、国府、長浜、津摩、三隅、江津地区 主要魚種の推移(5年)

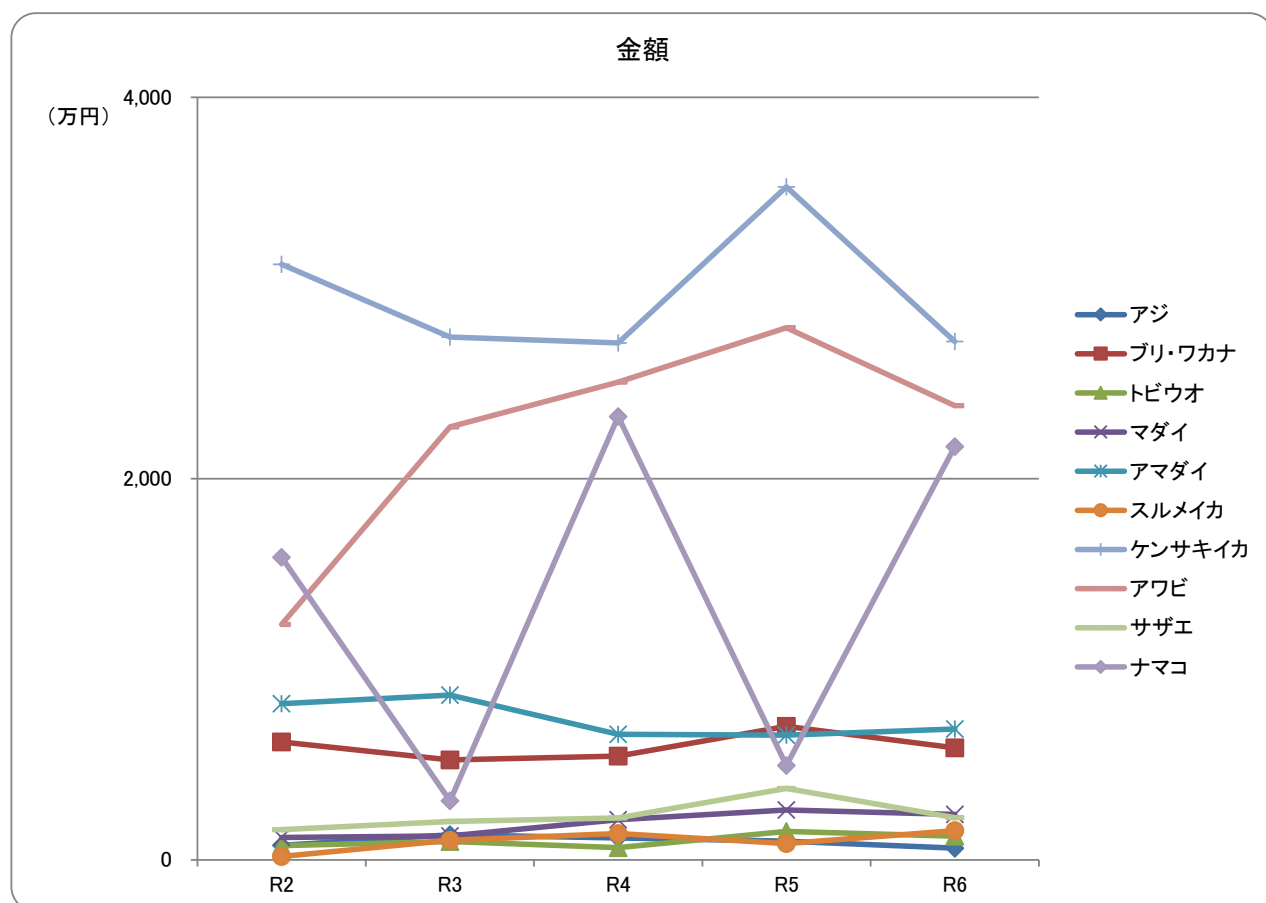
【数量(kg)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
アジ	593.3	874.0	841.0	601.0	432.8
ブリ・ワカナ	18,026.2	13,973.4	10,161.4	14,603.0	11,175.2
トビウオ	2,909.4	2,586.6	2,528.4	3,409.4	2,473.4
マダイ	1,227.1	1,137.4	1,898.5	2,202.2	1,849.3
アマダイ	3,176.5	3,500.3	2,546.6	2,140.5	2,400.8
スルメイカ	450.0	1,970.0	2,354.0	1,450.0	2,428.0
ケンサキイカ	19,283.0	18,596.8	14,544.0	18,577.0	13,643.0
アワビ	1,152.0	1,718.2	1,433.7	1,598.0	1,211.5
サザエ	2,251.8	2,376.3	1,920.5	3,608.3	1,785.0
ナマコ	12,936.0	1,612.4	14,521.3	2,456.3	12,092.6
その他	97,475.7	107,018.4	133,830.8	108,156.6	110,297.9
合計	159,481.0	155,363.7	186,580.2	158,802.3	159,789.5



【金額(円)】

魚種	R2	R3	R4	R5	R6
アジ	764,542	1,317,074	1,155,818	982,142	618,993
ブリ・ワカナ	6,188,133	5,245,675	5,439,923	7,006,017	5,871,973
トビウオ	745,288	973,817	646,260	1,496,342	1,242,491
マダイ	1,176,787	1,255,092	2,116,055	2,619,111	2,391,402
アマダイ	8,188,671	8,646,043	6,596,138	6,545,277	6,870,413
スルメイカ	181,601	1,024,866	1,381,558	865,783	1,535,594
ケンサキイカ	31,241,426	27,426,416	27,116,410	35,304,921	27,195,170
アワビ	12,351,019	22,711,806	25,058,052	27,914,436	23,824,022
サザエ	1,589,901	2,018,172	2,200,179	3,749,708	2,214,432
ナマコ	15,864,693	3,098,573	23,256,650	4,953,125	21,678,915
その他	48,726,300	51,735,248	61,498,829	64,069,762	59,180,917
合計	127,018,361	125,452,782	156,465,872	155,506,624	152,624,322



年次漁業種別(5年)

年次 漁業種別		令和 2 年		令和 3 年	
		数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
沖 合 底 曳 網 (地元船)		2,723,544.4	1,476,715,814	2,394,136.9	1,501,593,514
沖 合 底 曳 網 (地元外)		0.0	0	0.0	0
小 型 底 曳 網		122.0	15,174	0.0	0
大 中 型 ま き 網		3,329,975.5	767,848,263	3,784,907.0	614,418,243
中 型 ま き 網(地元船)		1,990,991.8	475,895,700	2,440,838.4	417,362,703
中 型 ま き 網(地元外)		814,925.0	244,166,203	2,660,708.5	520,799,577
小 型 い か 釣 (5トン以上)		33,168.5	35,785,606	152,052.0	137,285,545
い か 釣 (5トン未満)		1,524.0	1,084,536	3,577.0	5,790,215
大 型 定 置 網		229,876.4	84,378,688	282,009.6	65,129,232
小 型 定 置 網		21,182.0	10,164,101	15,028.5	3,531,530
し い ら 網		0.0	0	0.0	0
一 本 釣		124,306.2	106,206,666	93,226.0	91,765,437
地 区 内 訳	(浜田)	24,843.5	34,325,574	17,942.7	25,235,792
	(国府)	8,288.6	13,058,761	10,930.2	12,596,528
	(長浜)	27,005.2	13,822,769	17,751.5	12,107,537
	(津摩)	12,056.8	7,441,761	10,445.4	8,940,564
	(三隅)	23,427.5	13,971,896	17,288.4	12,511,735
	(江津)	28,684.6	23,585,905	18,867.8	20,373,281
採 貝 藻		35,174.8	20,811,695	62,137.78	33,687,345
近 隣 支 所		66,776.9	26,289,941	26,738.6	17,232,421
そ の 他		5,597.8	2,748,507	2,730.2	2,658,371
陸 送		280,285.7	423,073,395	187,809.8	327,153,024
合 計		9,657,451.0	3,675,184,289	12,105,900.3	3,738,407,157

令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
2,321,006.2	1,572,043,314	1,957,060.1	1,628,413,820	2,043,130.9	1,752,878,515
0.0	0	0.0	0	0.0	0
0.0	0	0.0	0	0.0	0
4,029,116.0	680,369,210	4,448,642.0	810,929,732	4,427,086.0	654,247,050
2,049,494.0	392,265,193	2,435,967.2	438,330,189	1,460,133.5	283,643,137
1,014,470.0	225,788,626	1,092,347.0	229,955,422	1,823,416.0	461,392,658
97,221.0	70,456,509	94,736.0	93,229,008	77,163.5	96,828,185
5,726.0	5,040,273	5,156.0	6,626,340	2,964.0	3,898,143
316,093.8	96,968,418	142,816.0	69,520,220	367,015.9	87,471,474
24,427.9	7,523,689	12,391.9	5,963,636	5,073.2	2,050,335
0.0	0	0.0	0	0.0	0
88,821.7	115,719,746	86,178.8	112,378,908	83,284.8	112,528,733
27,630.9	43,060,956	22,468.5	31,968,286	27,471.5	43,239,874
7,806.5	13,302,798	9,031.6	16,756,696	5,990.5	11,693,888
14,266.9	13,071,582	14,784.2	14,292,518	16,786.5	15,333,624
7,673.8	9,483,951	10,233.6	11,814,235	7,813.9	7,868,710
10,584.8	9,691,870	8,290.3	10,536,629	5,311.8	7,163,890
20,858.8	27,108,589	21,370.6	27,010,544	19,910.6	27,228,747
97,758.5	40,746,126	72,623.5	43,127,716	76,504.7	40,095,589
20,687.4	17,393,914	48,720.9	32,820,373	50,480.8	18,504,145
2,407.7	3,209,873	1,416.1	1,749,143	1,118.4	1,491,232
116,687.6	267,489,818	112,096.2	282,729,216	153,663.8	138,787,122
10,183,917.8	3,495,014,709	10,510,151.7	3,755,773,723	10,571,035.5	3,653,816,318

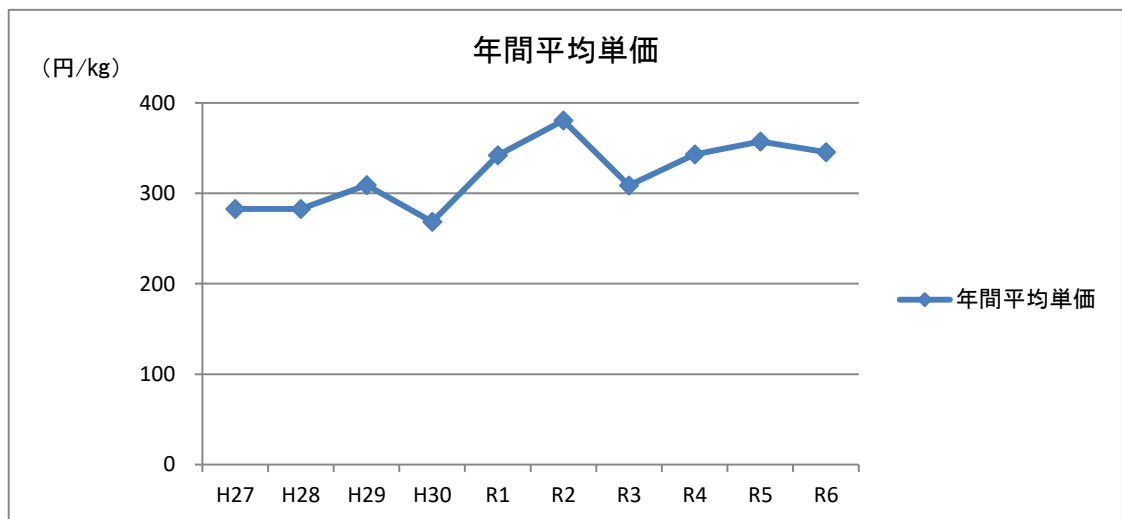
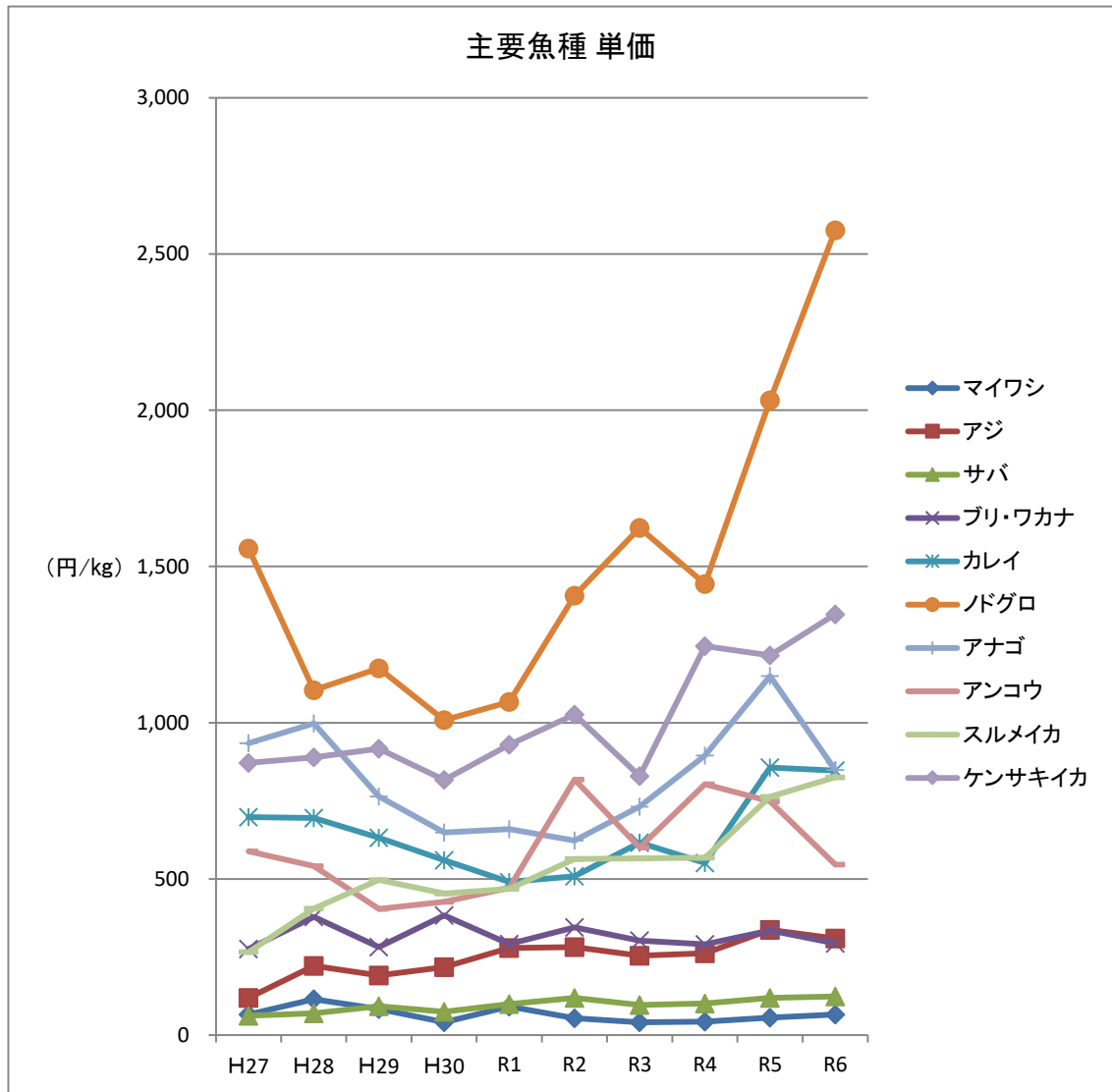
年次魚種別(5年)

年次 魚種	令和2年		令和3年	
	数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
マイワシ	173,833.6	9,360,418	129,004.0	5,282,240
ウルメイワシ	17,167.7	798,191	330,617.2	13,682,426
カタクチイワシ	16,237.0	669,940	52,067.0	2,101,053
アジ	3,041,084.6	855,819,463	3,713,945.3	945,600,157
サバ	1,736,658.9	206,138,037	4,281,206.9	413,200,803
ブリ・ワカナ	975,622.1	336,061,853	346,653.5	104,710,395
カツオ	113,408.1	14,500,887	75,273.5	18,473,668
マグロ	19,495.8	10,484,735	37,719.8	23,072,225
マダイ	125,045.0	77,786,017	110,771.9	70,652,709
レンコダイ	270,839.5	84,388,835	341,886.6	90,488,210
サメ	537.0	30,899	176.0	15,606
カレイ	539,489.7	274,401,489	357,768.3	220,467,207
ヒラメ	47,254.7	42,821,723	33,584.9	34,900,623
イサキ	24,825.6	16,295,781	23,338.2	13,069,616
トビウオ	16,348.6	2,336,925	9,645.0	2,006,612
ノドグロ	236,456.9	332,635,714	245,948.0	399,248,097
ホウボウ・ガラ	13,560.5	3,648,836	14,326.5	3,650,850
フグ	95,000.8	43,404,572	42,315.8	23,069,449
アナゴ	254,259.1	158,307,095	178,540.2	130,647,789
アンコウ	143,594.8	117,466,878	126,256.8	75,778,101
その他の魚類	1,084,354.7	532,902,674	757,679.9	471,278,936
小計	8,945,074.7	3,120,260,962	11,208,725.3	3,061,396,772
スルメイカ	226,001.5	127,410,405	231,376.4	130,783,345
ケンサキイカ	224,304.2	230,266,975	487,681.9	404,495,589
その他のイカ類	130,042.1	82,051,718	38,991.5	31,731,292
その他水産動物	70,965.5	75,484,755	51,490.3	55,811,230
アワビ	1,400.0	13,610,191	1,746.0	22,902,199
サザエ	11,907.9	7,557,155	11,659.5	9,052,148
その他の貝類	14,389.4	12,199,437	16,950.7	13,214,542
ワカメ	29,887.7	4,141,617	54,029.9	6,603,586
その他の藻類	3,478.0	2,201,074	3,248.8	2,416,454
小計	712,376.3	554,923,327	897,175.0	677,010,385
合計	9,657,451.0	3,675,184,289	12,105,900.3	3,738,407,157

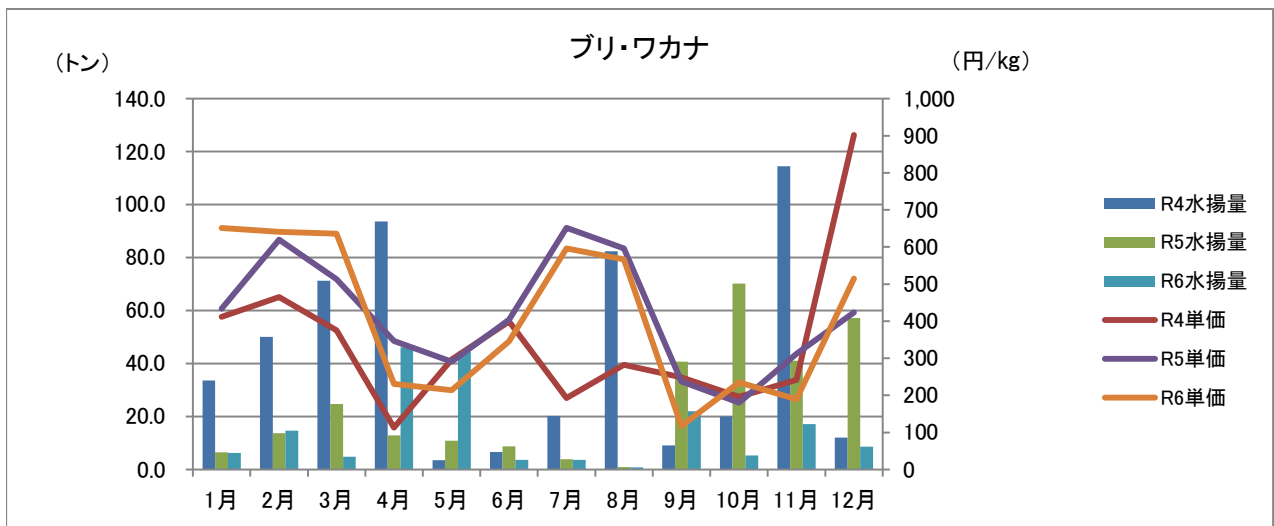
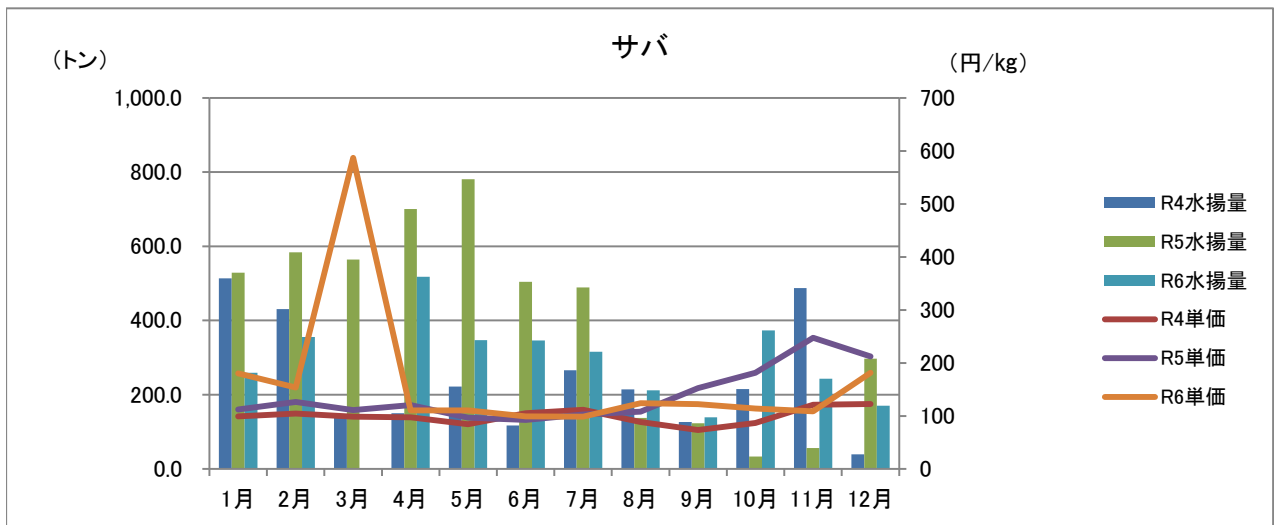
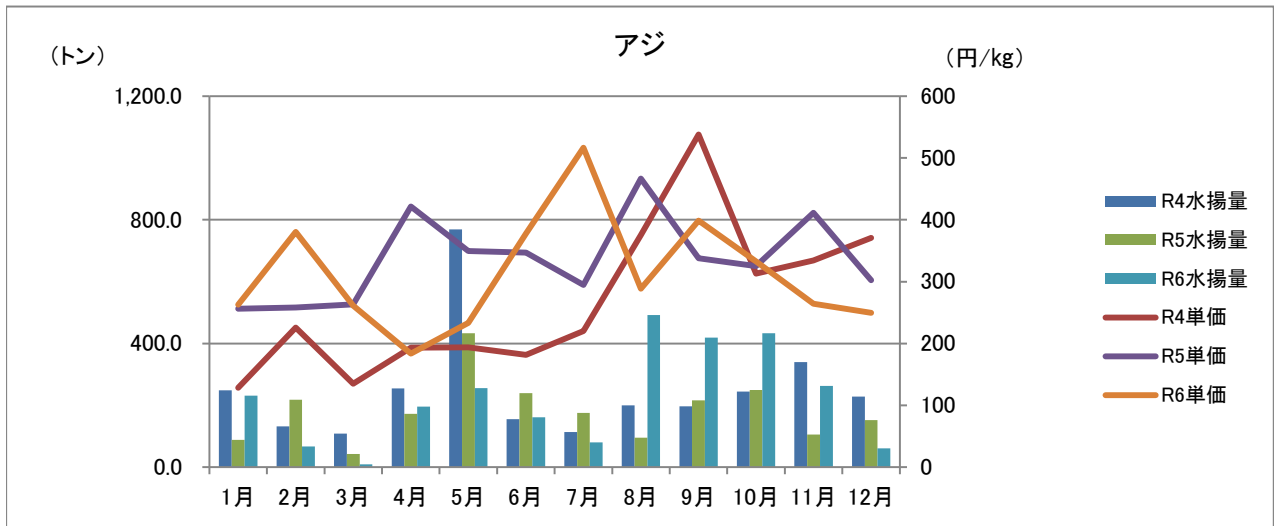
令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
565,593.1	24,631,517	655,019.2	36,904,358	1,762,707.1	116,074,627
183,641.4	8,239,463	118,652.5	11,568,303	160,233.4	13,506,903
836.0	63,018	61.0	16,308	11.0	2,916
2,989,135.7	783,195,264	2,185,980.4	736,191,916	2,665,441.5	823,366,388
2,926,439.1	296,256,025	4,799,624.8	569,226,416	3,279,709.9	405,606,982
517,198.9	150,202,412	291,406.2	97,626,627	177,532.2	52,111,278
42,914.0	8,217,509	48,370.5	17,113,968	33,796.3	9,611,747
25,031.4	23,435,880	71,347.8	56,195,170	25,340.7	20,005,508
149,296.5	130,036,737	145,819.8	176,479,884	173,852.4	205,335,306
473,414.0	136,639,776	424,470.5	151,308,303	308,519.5	121,684,559
198.0	11,934	231.0	23,436	248.0	11,556
320,517.9	176,626,356	218,614.9	187,206,206	283,602.2	240,051,737
36,063.5	46,546,314	29,999.5	40,957,491	27,485.4	34,908,710
20,632.9	22,258,039	16,078.8	19,487,219	42,590.7	25,014,255
29,276.8	5,088,037	13,105.7	3,569,199	7,038.7	2,728,595
236,157.1	341,038,127	178,136.3	361,965,693	152,782.6	393,601,240
14,534.7	7,247,735	16,086.2	10,801,842	22,359.7	18,755,088
37,786.2	16,844,109	59,775.2	28,941,043	50,578.0	33,554,080
209,049.0	187,190,754	175,129.1	201,236,630	207,252.6	175,897,542
106,996.2	85,969,086	77,957.9	58,295,705	101,964.0	55,666,560
699,282.6	527,024,517	438,428.5	425,786,985	595,460.9	380,327,728
9,583,995.0	2,976,762,609	9,964,295.8	3,190,902,702	10,078,506.8	3,127,823,305
224,129.9	127,162,983	146,141.4	111,418,464	106,473.5	87,866,591
173,416.5	215,931,600	248,206.5	301,738,202	198,495.2	267,377,067
28,570.5	24,439,862	28,257.3	27,138,396	59,434.9	40,113,689
63,624.2	99,616,687	35,567.5	68,843,719	36,827.6	76,407,081
1,446.9	25,177,176	1,611.0	27,973,728	1,278.1	24,442,647
5,458.1	4,731,991	7,675.5	6,897,087	4,808.3	5,207,953
10,165.0	8,338,468	14,727.9	11,592,689	17,657.2	14,393,051
91,073.5	10,763,629	62,235.8	7,531,872	65,697.0	7,896,500
2,038.2	2,089,704	1,433.0	1,736,864	1,856.9	2,288,434
599,922.8	518,252,100	545,855.9	564,871,021	492,528.7	525,993,013
10,183,917.8	3,495,014,709	10,510,151.7	3,755,773,723	10,571,035.5	3,653,816,318

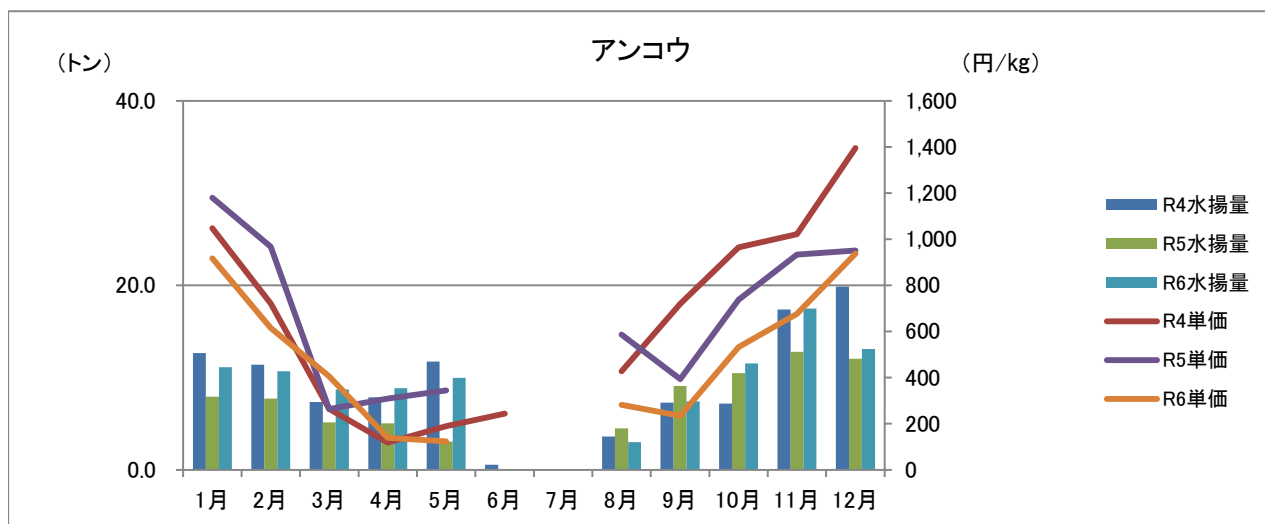
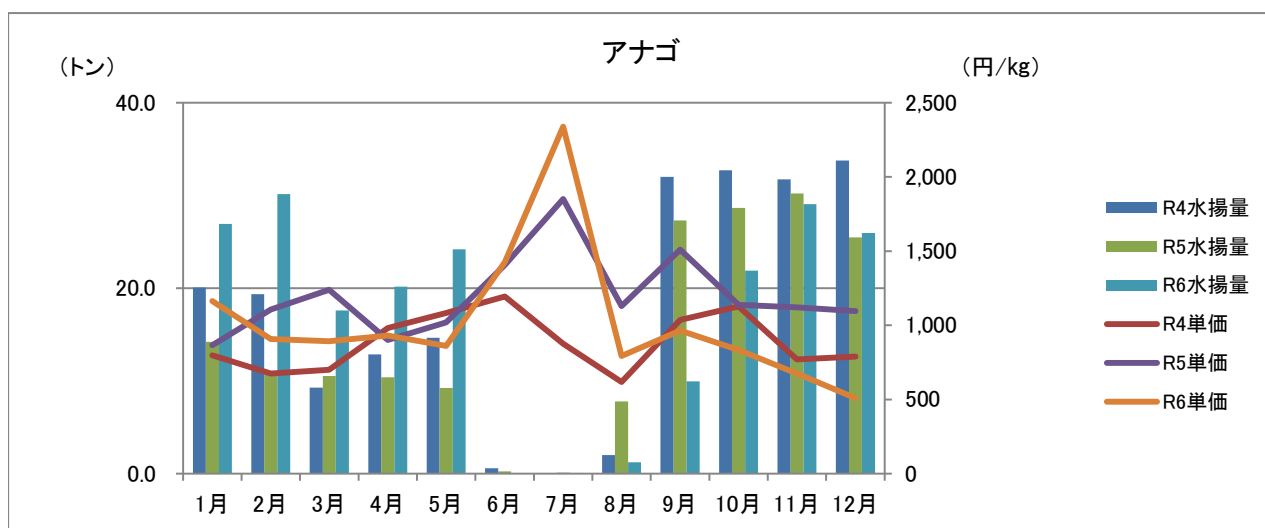
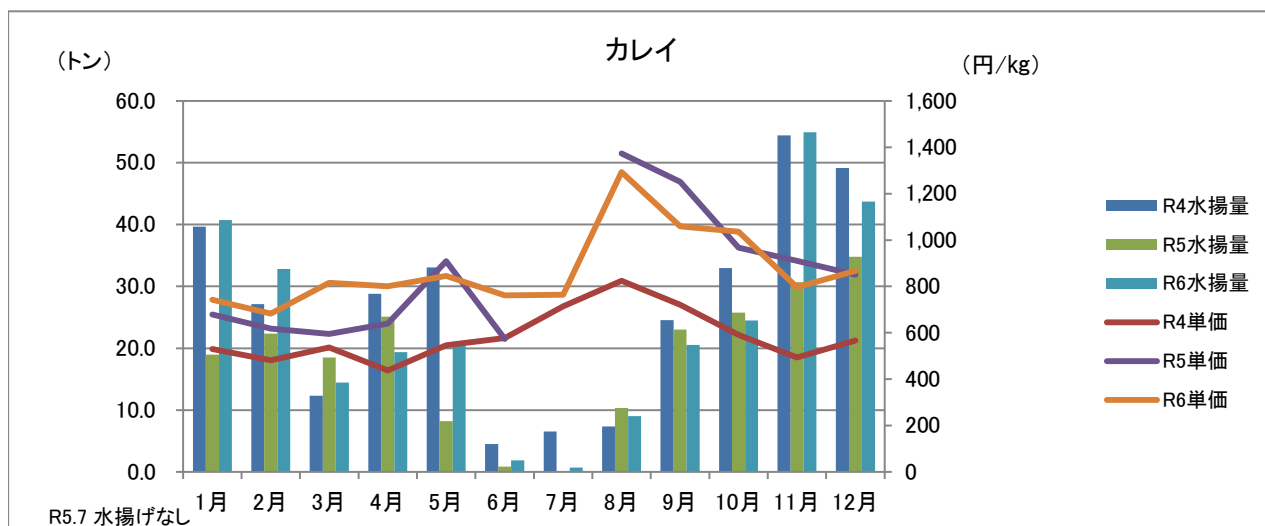
年次単価(10年)

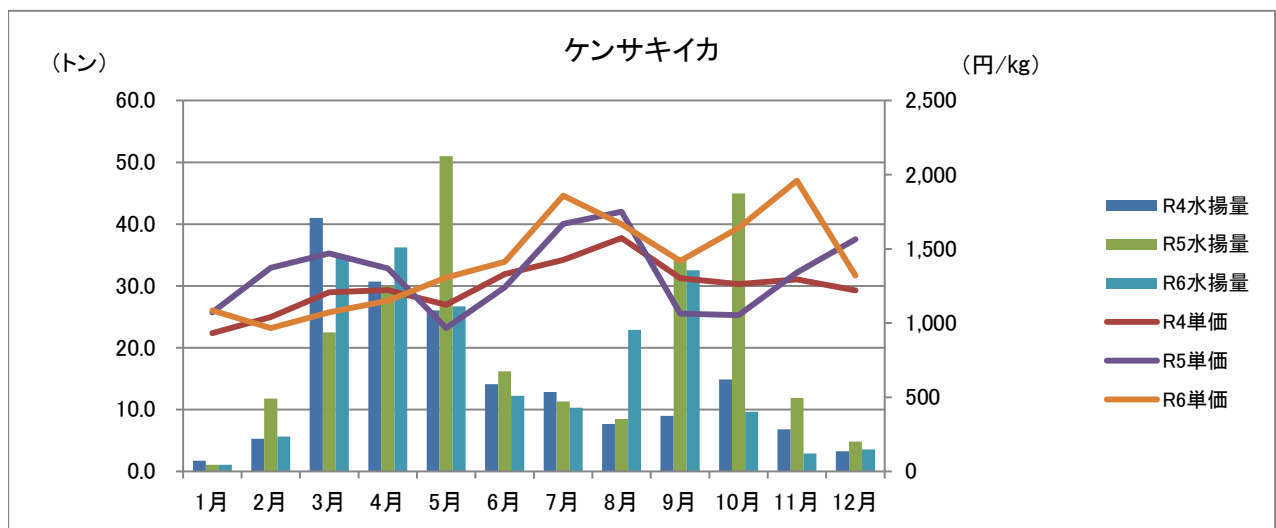
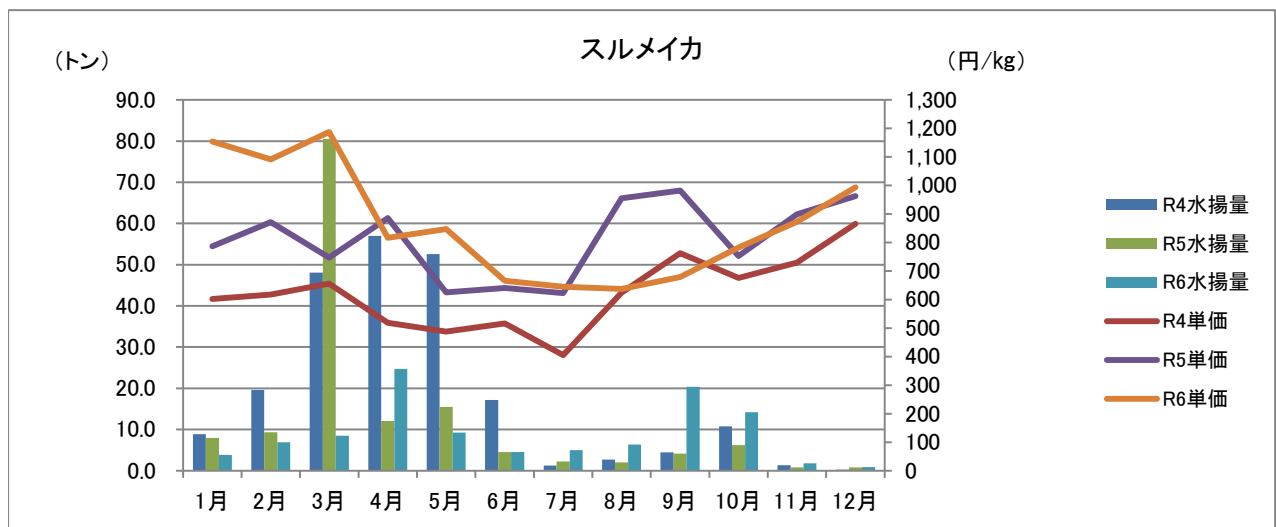
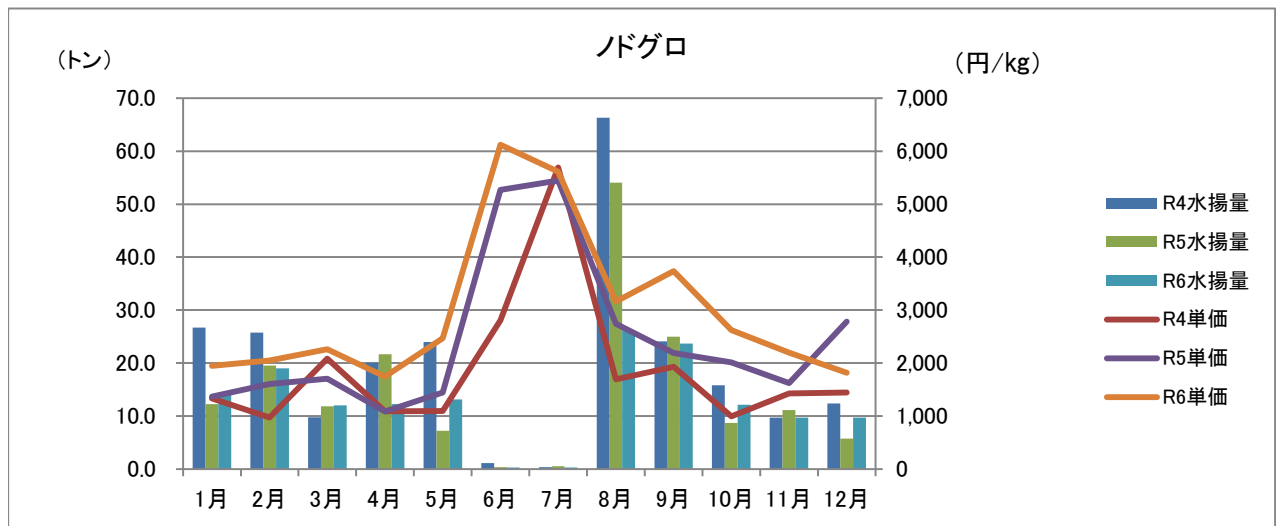
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
マイワシ	66	115	84	41	92	54	41	44	56	66	66
ウルメイワシ	47	49	37	46	61	46	41	45	97	84	56
カタクチイワシ	35	104	34	38	53	41	40	75	267	265	95
アジ	119	222	191	217	279	281	255	262	337	309	247
サバ	62	70	92	75	99	119	97	101	119	124	96
ブリ・ワカナ	276	378	282	383	292	344	302	290	335	294	318
カツオ	96	87	188	230	418	128	245	191	354	284	222
マグロ	572	812	923	1,183	666	538	612	936	788	789	782
マダイ	973	1,121	847	729	890	622	638	871	1,210	1,181	908
レンコダイ	389	359	354	307	274	312	265	289	356	394	330
サメ	93	89	75	109	71	58	88	60	101	47	79
カレイ	697	694	631	559	490	509	616	551	856	846	645
ヒラメ	1,288	1,192	1,101	1,030	1,001	906	1,039	1,291	1,365	1,270	1,148
イサキ	627	892	509	594	1,018	656	560	1,079	1,212	587	773
トビウオ	263	63	130	224	180	143	208	174	272	388	205
ノドグロ	1,558	1,104	1,174	1,008	1,067	1,407	1,623	1,444	2,032	2,576	1,499
ハウボウ・ガラ	130	139	248	229	258	269	255	499	671	839	354
フグ	429	649	591	406	486	457	545	446	484	663	516
アナゴ	934	998	764	648	660	623	732	895	1,149	849	825
アンコウ	588	541	404	427	471	818	600	803	748	546	595
スルメイカ	266	405	496	453	468	564	565	567	762	825	537
ケンサキイカ	871	889	916	817	929	1,027	829	1,245	1,216	1,347	1,009
アワビ	7,636	8,343	8,150	9,198	9,867	9,722	13,117	17,401	17,364	19,124	11,992
サザエ	857	787	719	730	725	635	776	867	899	1,083	808
ワカメ	414	409	425	431	426	139	122	118	121	120	272
年間平均単価	283	283	309	268	342	381	309	343	357	346	322



主要魚種 水揚量・単価推移(3年)







浜田漁港水揚げ推移(昭和35年～令和6年)

■ 数量 ◆ 金額

